

官報 号外

昭和五十五年四月十七日

第九十一回国衆議院會議録 第十八号(一)

昭和五十五年四月十七日(木曜日)

議事日程 第十五号

昭和五十五年四月十七日
午後二時開議

- 第一 行政書士法の一部を改正する法律案
(地方行政委員長提出)
- 第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)
- 第四 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 第五 船舶のトン数の測定に関する法律案(内閣提出)
- 第六 民法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
- 第八 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 第九 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 第十 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

第十一

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件

第十二

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一條3(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

第十三

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第十四

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第十五

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第十六

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日本放送協會経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第四 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日程第五 船舶のトン数の測定に関する法律案(内閣提出)

日程第六 民法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日程第八 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第九 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第十 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件

日程第十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一條3(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第十六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めの件 行政書士法の一部を改正する法律案 恩給法等の一部

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

午後二時五十分開議
○議長(瀧尾弘吉君) これより會議を開きます。

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めの件

○議長(瀧尾弘吉君) お諮りいたします。

内閣から、日本放送協会経営委員会委員に阿部英一君、佐方信博君、田中眞一郎君、田村祐造君及び西村俊一君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

日程第一 行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第一、行政書士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。地方行政委員長塩谷一夫君。

行政書士法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○塩谷一夫君 たいだいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案につきまして、提案

の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

本案は、行政書士の業務の実態にかんがみ、行政書士の業務に書類提出手続の代行業務及び書類の作成について相談に応ずる業務を加えることとともに、行政書士の業務と社会保険労務士の業務との調整を図るほか、経済情勢の変動等にかんがみ、罰金及び過料の金額を引き上げることとするものであります。

本案は、四月八日地方行政委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定いたしましたものであります。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第二、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長木野晴夫君。

〔本号(二)に掲載〕

○議長(瀧尾弘吉君) たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○木野晴夫君 たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

び高齢者の処遇の改善を図るほか、旧軍人等の加算年の減算制の緩和等の措置を講じ、恩給受給者に対する処遇の充実を図ろうとするものであります。

○議長(瀧尾弘吉君) たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(瀧尾弘吉君) たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(瀧尾弘吉君) たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(瀧尾弘吉君) たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(瀧尾弘吉君) たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(瀧尾弘吉君) たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(瀧尾弘吉君) たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(瀧尾弘吉君) たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(瀧尾弘吉君) たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(瀧尾弘吉君) たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

きまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和五十五年の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、昭和五十五年の特例措置として、財政法第四條第一項ただし書きの規定により発行する公債のほか、一般会計において特例公債を発行することができるとし、附帯決議が附せられました。

まず第一に、昭和五十五年の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもって、国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行することができるとし、附帯決議が附せられました。

第二に、特例公債の発行は、昭和五十六年六月三十日まで行うことができるとし、同年四月一日以降に発行される特例公債に係る収入は、昭和五十五年所屬の歳入とすることとしたしております。

第三に、この法律の規定に基づく公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならぬこととしたしております。

第四に、この法律に基づいて発行される公債については、償還のための起債は行わないものとしたしております。

本案につきましては、参考人を招致してその意見を聴取する等、慎重に審査を行い、四月九日質疑を終了いたしましたところ、稲村利幸君外三名から、自由民主党・自由国民会議提案に係る、施行期日を「公布の日」に改めることとする修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論を行った後、採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対しては、附帯決議が附せられました。

れましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾尾弘吉君) 討論の通告があります。これを許します。島田琢郎君。

(島田琢郎君登壇)

○島田琢郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま採決に付されようとしている昭和五十五年度に発行される特例公債の法律案に、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

この法律案が提案されて以来、わが党は、まず、本会議において総理や関係閣僚に対し、国民本位の財政再建の緊急性を強調しつつ、幾つかの問題点を指摘し、かつ、わが党の日本経済の改造計画に基づく具体的な財政再建案を提示し、政府の決断を迫ってまいりました。

さらに、委員会における質疑を通して、巨額の国債発行のもたらす危険性、とりわけ国民生活防衛の立場から、政府の姿勢を厳しく追及をしてまいりましたが、政府は「財政再建元年の前夜」などと言葉をもてあそび、注意深く耳を傾ける国民に、何ら納得できるような具体的な方向を明示することなく終始してきた態度は、断じて容認することができません。(拍手)

申すまでもなく、わが国の財政は健全化のかけ声をよそに悪化の一途をたどり、国債の依存度は、アメリカ五・五％、イギリス一〇・六％、西ドイツ一・五％、フランス五・二％で、その合計額は六百億ドルと、日本の三三・五％、六百三十億ドルは、四カ国の合計額に比べて依然けた外れに高いのであります。ちなみに、昭和五十五年度末には国債発行残高は七十兆数千億ともなり、地方債を合わせるとおよそ百兆円となって、国債に抱かれた財政というよりは、国債にのみ込まれた財政からことしまた脱皮できない状態にあることは、何人も否定し得ないところであります。

わが党は、あらゆる機会を通じて、国民生活を守

る立場から、こうした破局的状況に立ち至る前に財政立て直しを図るべきであるとして、そのための具体的な提案をし続けてまいりましたが、政府は一顧だにせず、財政再建に積極的に取り組もうとする姿勢に欠け、その結果が重税、高負担、福祉の後退や弱者切り捨てとして、大事な国民生活を破壊する方向へと突き進んできたのであります。政府は、その責任の重大さとその罪まさに万死に値するべきであります。

この際、数点を挙げて、反対の理由を明確にしたいと思ひます。

まず、その第一は、いま、国民の中には、財政再建の名のもとに増税や公共料金などの値上げによる生活破壊がさらに進むのではないかと、不安と危惧の念が依然消えておりません。そればかりか、卸売物価指数はまさに暴騰の様相を深め、航空運賃、電気・ガス料金、国鉄運賃、たばこなど、公共料金を初め諸物価の値上げはメジロ押しで、まさにラッシュ状態であります。これに財政インフレが加わればと考えますときは、まさに鳥はだ立つ思ひがするの当然であります。この財政インフレを回避する具体策がなきに等しく、対策は常に後手後手となっております。むしろインフレを助長しようとしているとさえ言えるのであります。

第二の問題点は、サラ金財政に陥った政府の現状の事態認識の乏しさと甘さが随所に見られることとであります。

財政収支試算は常に機械的で数字合わせにすぎず、明確な、責任ある財政再建計画をつくるべきであるとのわが党の主張に対しても、技術的に困難であるとか作業量が膨大であるなど理屈を並べて、積極的に行おうとする姿勢が全くありません。一般の国民の立場から言えば、金を借りるときは、決まって、やれ担保があるか、保証人がどうだと、簡単に借りられないばかりか、必ず償還計画あるいは再建計画の提出を求められるのが金融の常識だと言われております。さらに、中小零

細企業の駆け込み金融の道さえ閉ざされている中で、国だけは無担保、無保証、無条件で借りられるということ、果たして国民は納得するものでありましようか。ましてや、公債は租税の先取りであり、その負担は一般国民、そしてその子孫に及ぶものでありますから、わかりやすく財政再建計画や償還計画を国民に示すことは、政府の最低限度の責任ではありませんか。(拍手)

また、財政危機は単なる財政上の問題だけではないのであります。経済政策の構造的な大胆な発想の転換が必要であることもわれわれは強く指摘してまいりましたが、貧困な増税と福祉切り捨ての発想から政府は依然脱却しようとしていないというのでは、きわめて遺憾であり、むしろこれは怠慢でさえあります。(拍手)

第三の点は、大量国債の発行が、民間金融、特に中小企業や庶民金融に及ぼす影響についてであります。

申すまでもなく、公債は資本の蓄積を阻害し、やがて重圧となって、中小零細企業や一般大衆にかり、その結果、労働力が市場にあふれ、賃金の低下を招くこととなり、資本による労働力の搾取となつてあらわれてくるものであります。つまり、大量の国債発行は、財政の健全化を阻害するばかりではなく、民主化に反し、国民に後代にわたつてはかり知れない負担を課することになるものでありますから、その発行された国債管理に細心の注意が払われなければならないのは、また至極当然のこととあります。

しかし、政府の国債管理対策はおざなりと言わざるを得ません。すでに市場の需給バランスは崩れていることよつて明らかであります。そして、それは国債の消化がスムーズにいっていないという点にあらわれております。国債価格の暴落はとどまるところを知らず、東京証券取引所は、売り手一色で買い手なし、開店休業のありさまであり、大量の国債を抱えた金融、証券業界は、評価損や売却損を出し、とうとう自殺者まで出して

いるではありませんか。

とりわけ六・一國債の流通価格は、大変な額面割れであります。サラリーマンが血と汗の代償としてもらった退職金で、勧められるままに買った額面百円の六・一國債が七十円や七十五円と言われ、それでもいいから引き取ってくれと言つても、勧めた当の証券会社でさえ引き取りを渋るとなれば、政府を詐欺罪で訴えたいところというものであります。まさに国債残酷物語と言うべきであります。(拍手)そして、いやでもあの紙くず同然となった戦後国債をわれわれは思い出さずにはおられません。

私は、総理に警告しておきます、歴史はよみがえる、過去を忘れる者は再びこれを繰り返すということを。

ところで、政府は、昭和五十四年度の国債発行額は、十五兆二千七百億の当初計画より一兆八千億ほど減額になると発表しておりますが、それは、勤労国民の努力による税の自然増収や経常費の不用額などで埋め合わせることによるものであつて、政府みずからの努力の結果ではないのであります。言つてみれば、神風が吹いて助けられたようなものであります。ことしまた神風が吹くという保証はどこにもありません。それどころか、インフレと不況の深まりは、それを全く不可能にするのであります。そしてそれは、大手都市銀行が決算方法を変えて国債暴落の帳じり合わせをしたり、大蔵省が市場メカニズムへの人為的介入によつて、市場にだぶつく巨額な国債管理に場当たり的な、その場しのぎの対策に終始している限り、来年度、史上最高の国債が市場に投げ出されることになり、また、銀行や証券会社の引受能力がすでに限界に達していることや、都銀の場合など、国債の引受割当額が預金の伸びを上回つて、国債が資金繰りを圧迫し、その結果、新国債を買うために、すでに持っている国債を売却しなければならなくなり、国債市況は悪化し、やがて国民にツケとなつてくるこの悪循環は、依然続く

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一〇五〇

でありましょう。

この際、昭和五十九年度で赤字国債ゼロを目指すためには、わが党が主張している不公平税制と財政支出の両面にわたる大胆な財政改革を行い、勇断を持って、来年度国債は、そうした改革の中から最低でも二兆円減額を絶対要件とする決意を示されることを、私は、この際、政府に強調しておきたいと思ひます。(拍手)

さらに付け加えて言えば、さきの所得税法及び租税特別措置法の改正に当たって、国民の強く求めた不公平税制の是正や、わが党が具体的に提案している増税の手法を拒否し続けている限り、国債の増発、増加は避けられないでありましょう。とりわけ不公平税制の是正はおおむね完了したなどとする姿勢は、国民の不信を深めるだけであり、むしろ国民の要求を拒否したものととして絶対容認できないものであります。(拍手)

最後に、なりふり構わぬ国債の増発によって、国債の発行残高は現在でも五十六兆円をはるかに超え、それは一万円札を横に並べると地球と月を一往復半するほどのものであり、国民一人当たりが五十万円以上の借金をしよっていることになるこの現実、国民にとってきわめて重大なことであるあります。

現に、国債消化政策は家計に強い影響を及ぼしつつあります。決定的な国民生活破壊の元凶とさえなりかねません。五次にわたる公定歩合の引き上げの際、国債の発行金利を抑えるために、預貯金金利の上げ幅を公定歩合の半分以下と抑え込んだのでありますから、片っ方で国債の借金をしよいるながら、なけなしの貯金の金利は低く抑えられるでは国民はたまったものではあります。往復びんたを食らっているようなものであります。

いま私が一番心配していることは、国民の政治に対する不信であります。ロッキード事件、ダグラス問題、そうして今度の浜幸賭博事件と、偶然であるとしても、余りにも符合し過ぎる……

○議長(渡尾弘吉君) 島田君、島田君、申し合

せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○島田琢郎君(統) 五億円単位の金がいとも簡単に動かされている。このような麻痺しきった金銭感覚で財政再建が一体できるとお考えでありますか。しかも、そうした事態に、責任ある総理が超寡黙で、アウワーばかりでは、政治を信頼してくれ、財政再建に協力してくれなどと幾ら言ったって理解できるはずがないのであります。

総理は、もっと……

○議長(渡尾弘吉君) 島田君、島田君、申し合

せの時間が過ぎましたから、簡単に願います。

○島田琢郎君(統) 口も目も大きくあけて、大きな声で国民が納得できるように具体的に説明すべきであることを私は率直に提言し、反対討論を終えるものであります。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(渡尾弘吉君) 採決いたします。

本委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

日程第四 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(渡尾弘吉君) 日程第四、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長小林進君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔小林進君登壇〕

○小林進君 たいだいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算については申し上げます。

受信料の月額については、協会の最近の経営状況及び今後の見通し等にかんがみ、財政基盤の安定を図るためこれを改定することにしております。

その内容は、本土においては、普通契約を四百二十円から五百二十円に、カラー契約を七百十円から八百十円に、また、沖縄においては、普通契約を三百三十円から四百四十円に、カラー契約を六百四十円から七百六十円に、それぞれ二四%値上げしようとするものであります。

これらの改定により、受信料収入は二千七百三十一億七千万円となり、これにその他の収入を含めて、事業収入の合計は二千七百八十九億二千万円となっております。

これに対し、事業支出は二千五百四十二億六千万円であり、その結果、事業収支差金は二百四十六億六千万円を予定しております。

また、資本収支は、収入支出とも四百二十億円を予定しており、このうち、中継局等の建設、設備の整備等のための建設費は二百四十億円を計上しております。

次に、事業計画については、難視聴解消のための中継局等の建設、視聴者の意向に応じた放送番組の提供、視聴者の生活実態に即した営業活動による受信料収納の確保等の諸施策を実施することとし、これらの実施に当たっては、極力合理的、効率的運営に努力することとしております。

最後に、資金計画については、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、本件には、協会の五十五年度収支予算等は、「おおむね適当と認める」との郵政大臣の意見が付されております。

また、本件が五十五年度の事業開始日である四月一日までに国会の承認を得られませんでしたので、協会は、現在、放送法第三十七条の二の規定に基づき、郵政大臣の認可を得て、三十日間の暫定収支予算等により、その業務を実施しております。

本件は、去る三月十七日通信委員会に付託され、委員会においては、同十九日大西郵政大臣から提案理由の説明を、また、日本放送協会当局からも説明を聴取した後、質疑に入り、参考人を招致するなど、慎重な審議を行い、四月十日質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。なお、採決の際、日本共産党・革新共同所属委員は退席されておりますことを申し添えます。

また、本件に対し、放送の不偏不党と表現の自由の確保、難視聴対策の効率的推進、企業努力の徹底、今後の受信料改定の抑制及び経営委員会の運営の周知などを内容とする附帯決議を付したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡尾弘吉君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第五 船舶のトン数の測度に関する法律

案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第五、船舶のトン数の測度に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長古屋亨君。

船舶のトン数の測度に関する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔古屋亨君登壇〕

○古屋亨君 たいだいま議題となりました船舶のトン数の測度に関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

船舶のトン数の測度に関しては、従来国際的に統一された基準がなく、海事諸法令の適用に当たって国際間の統一性が確保できない状況となっていたため、昭和四十四年六月、政府間海事協議機関において千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約が採択されました。

本案は、本条約をわが国において実施し、あわせてわが国における海事に関する制度の適正な運営を確保するため、トン数の測度の基準を全面的に改正するとともに、国際航海に従事する船舶について、そのトン数を証明する制度を新たに設けるなど、船舶のトン数の測度に関する国内法制の整備を図ろうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、船舶の大きさ等をあらわす指標として国際総トン数、総トン数、純トン数及び載貨重量トン数を定め、その測度の基準を整備すること、

第二に、国際航海に従事する日本船舶について、国際トン数証書等の交付に関する規定を整備すること、

第三に、この法律は条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとし、現行の船舶積

量測度法はこれを廃止することとするともに、現存日本船舶については、一定の場合を除き従前の例によることとしたしております。

本案は、去る三月十七日本委員会に付託され、同月十九日地崎運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、四月一日、八日、十五日質疑を行い、同月十六日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、「トン数の測度基準の変更に伴い、船内の居住設備や作業環境が悪化する」との意見、所要の措置を考慮すべきである。旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 民法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第六、民法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長木村武千代君。

民法及び家事審判法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔木村武千代君登壇〕

○木村武千代君 たいだいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の家族関係の実態等にかんがみ、配偶者の相続分の引き上げ、寄与分制度の新設等を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、子及び配偶者が相続人であるときは、子及び配偶者の相続分はなおの二分の一に、配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は三分の一、直系尊属の相続分は三分の一に、配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は四分の一、兄弟姉妹の相続分は四分の一にそれぞれ改めるものとすること、

第二に、兄弟姉妹を代襲して相続人となる者は、兄弟姉妹の子に限るものとすること、

第三に、被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした相続人は、遺産の分割において、相当額の財産を取得できるものとすること、

第四に、兄弟姉妹以外の相続人の遺留分は、直系尊属のみが相続人であるときは、被相続人の財産の三分の一、その他の場合には、被相続人の財産の二分の一とするものとすること、

第五に、家事審判事件につき、審判前の保全処分執行力を付与し、遺産分割等の審判事件については、審判に先立って遺産の換価を命ずることができるようにとすること、

第六に、配偶者が取得した財産のうち、遺産額の二分の一までは相続税を課さないものとするものとすること、

等であります。

委員会においては、三月十八日提案理由の説明を聴取し、自來、参考人の意見を聴取する等、慎重審査を行い、昨十六日質疑を終了し、直ちに採決を行ったところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日程第八 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第九 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第十 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件

日程第十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一條3(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

昭和五十五年四月十七日 衆議院会議録第十八号(一)

船舶のトン数の測度に関する法律案 民法及び家事審判法の一部を改正する法律案 日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件外八件

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

日本国政府とアルゼンチン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件外八件

一〇五二

日程第十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

○議長(渡尾弘吉君) 日程第七、日本国政府とアルゼンチン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件、日程第八、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第九、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第十、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件、日程第十一、絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第十二、絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件、日程第十三、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第十四、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第十五、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件、右九件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中尾栄一君。

日本国政府とアルゼンチン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔中尾栄一君登壇〕

○中尾栄一君 ただいま議題となりました九件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、アルゼンチンとの間の文化協定は、学者交換等の人物交流及び両国の文化的諸団体の間の

協力の奨励、文化面における種々の便宜供与等を規定しております。

次に、ハンガリー及びポーランドとの間の租税条約は、いずれも事業所得についての課税方法、船舶または航空機の運用によって生ずる所得についての免税措置、配当、利子及び工業的使用料等についての課税率等について規定しております。

次に、菌寄託ブダペスト条約は、微生物に係る特許出願につき、出願人の負担を軽減するために作成されたものでありまして、一定の要件を満たした微生物の寄託機関を国際寄託当局とし、締約国はいずれかの国際寄託当局に対して行った微生物の寄託を自国における特許手続上承認すること等を規定しております。

次に、野生動物取引規制条約は、野生動物が人間の開発活動により、その生息域を狭められ、絶滅のおそれが生じているため、これらの野生動物を国際取引の規制という面から保護することを目的としたものでありまして、特に厳重な規制が必要とされる種については、商業的目的のために輸入等を行うことを禁止することを主な内容としております。

なお、政府は、条約の締結に際し、附属書に掲げる「ながすくじ」「じゃこうじか」「あおうみがめ」「たいまい」「ひめうみがめ」「いりえわに」「インドおとかけ」「あかおとかけ」「さばくおとかけ」の九つの種について留保を付することを予定しております。

次に、野生動物取引規制条約改正は、野生動物取引規制条約の事務局の運営、経費等を確保するための改正であります。

次に、日伊租税条約改正議定書は、イタリアが昭和四十九年一月に所得税制度の改正を行ったことに伴う改正でありまして、イタリア側の一般対象税目をイタリアの新税制に合わせて個人所得税、法人所得税及び地方所得税とすること、旧税制下の税目別に定めていたイタリアにおける二重課税の排除方法に関する規定を、新税制に合わせて

て一本化するとともに、税額控除の控除限度額を拡大すること等を規定しております。

次に、日英租税条約改正議定書は、イギリスが昭和四十八年四月から配当に対する課税方法を大幅に変更したことに伴う改正でありまして、イギリス側の対象税目に新たに開発用地税及び石油収入税を加えるとともに、わが国の法人等がイギリスに投資したことによって受領する配当に關して、イギリスの投資家と同様のタックス・クレジットが認められること等について規定しております。

次に、フィリピンとの間の租税条約は、事業所得についての課税方法、船舶または航空機の運用によって生ずる所得についての課税率、配当、利子及び無体財産権等についての課税率等について規定しております。

以上九件中、アルゼンチンとの文化協定及び租税条約五件は三月十七日本委員会に付託され、三月二十八日政府から提案理由の説明を聴取し、他の三件は三月三十一日付託され、四月二日提案理由の説明を聴取し、四月四日九件の質疑に入りましたが、その詳細は會議録により御了承願います。

かくて、昨十六日質疑を終了し、採決を行いました結果、アルゼンチンとの文化協定、ハンガリー及びポーランドとの租税条約、菌寄託ブダペスト条約、野生動物取引規制条約及び同改正は全会一致をもって、イタリア、イギリス及びフィリピンとの租税条約は多数をもって、いずれも承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) これより採決に入ります。まず、日程第七ないし第十二の六件を一括して採決いたします。

六件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、六件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第十三ないし第十五の三件を一括して採決いたします。

三件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第十六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第十六、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長 谷川和穂君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔谷川和穂君登壇〕

○谷川和穂君 ただいま議題となりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、教育に関する条件の一層の充実を図るため、公立の小中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準について、昭和五十五年度から計画的に改善を行い、特に小中学校の四十人学級を実現する等の措置を講ずる

ことにより、学校教育の水準の向上を図ろうとするものであります。

その主な内容の第一は、公立義務教育諸学校に

ついで、その一は、小中学校の一学級の児童、生徒数の標準を現行四十五人から四十人に改めること等であり、

その二は、小中学校の教頭定数及び小学校の専科教員数を充実し、中学校の免許外教科担当教員の配置基準を改善すること等であり、

その三は、養護教員、学校栄養職員及び事務職員の配置基準を改善すること等であり、

このほか、特殊教育諸学校小中学校について、所要の改善を行うことといたしております。

第二は、公立高等学校等についての改善であります。

すなわち、その一は、高等学校の教頭定数及び職業教育担当教員数を充実するとともに、習熟度別学級編制に伴う教員を加配すること等であり、

その二は、特殊教育諸学校高等部の学級編制及び教職員定数の標準について所要の改善を行うことといたしております。

第三は、この法律は、昭和五十五年四月一日から施行することになっておりますが、これらの改善の実施に当たっては、昭和六十五年度までの間は、今後の児童、生徒数の推移等を考慮し、漸次本改正に基づく新しい標準に近づける措置を講ずることといたしております。

本委員会におきましては、三月二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、昨十六日質疑を終了しましたところ、深谷隆司君外二名から、施行期日を公布の日に変更、これに伴い必要な措置を講ずることを内容とする自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る修正案が、中西績介君外三名から、学級編制及び教職員定数の標準の改善計画を九カ年に短縮すること等を内容とする日本社会党の提

案に係る修正案が、また、山原健二郎君外二名から、高等学校についても四十人学級の実現を図るとともに、その他の改善を行い、これらの改善計画は五カ年間とすること等を内容とする日本共産党・革新共同の提案に係る修正案がそれぞれ提出されました。

なお、山原健二郎君外二名提出の修正案については、谷垣文部大臣より、政府としては賛成したい旨の内閣の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、山原健二郎君外二名提出の修正案及び中西績介君外三名提出の修正案は、いずれも賛成少数をもって否決されましたが、深谷隆司君外二名提出の修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案の審査に関連して、学級編制及び教職員定数改善計画促進に関する件について決議を行ったことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(瀧尾弘吉君) この際、内閣提出、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣長田裕二君。

〔国務大臣長田裕二君登壇〕

○国務大臣(長田裕二君) 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

わが国における原子力船開発につきましては、昭和三十八年、日本原子力船開発事業団を設立し、原子力第一船「むつ」の開発を進めてまいりましたが、昭和四十九年九月の放射線漏れの発生等の事情により、その開発計画は大幅に遅延しております。このため、わが国の原子力船に関する技術は、すでに原子力船の建造、運航の経験に劣る米、西ドイツ等の先進諸外国に比べ、かなりおくれた段階にあると考えられます。

政府は、このような情勢にかんがみ、わが国における今後の原子力船に関する研究開発の進め方について改めて検討を加えました結果、エネルギー資源に乏しく、かつ世界有数の造船、海運国であるわが国としては、海運の分野におけるエネルギー供給の多様化及び安定化を図る見地から、長期的な観点に立つて原子力船に関する技術を着実に蓄積していくことが必要であるとの結論に達しました。すなわち、「むつ」については、所要の修理、点検を完了した上で実験航海等を実施し、実験船として最大限の活用を図ることとし、さらに、「むつ」開発の成果を踏まえつつ、将来における原子力船の経済性、信頼性の向上を目指した研究開発を推進する必要があると判断した次第であります。

このためには、現在の日本原子力船開発事業団に所要の研究開発機能を付与し、「むつ」の開発を引き続き進めるとともに、原子力船の開発に必要な研究を行う機関に改組することが適当であると考えております。

現行の日本原子力船開発事業団法は、昭和五十五年十一月三十日まで廃止するものとされておりますが、これは、同事業団法改正の政府原案が昭和五十二年の第八十二回国会において一部修正の上議決されたものであります。その修正の趣旨は、日本原子力船開発事業団が原子力船についての研究開発機関に移行するための必要な措置として、同事業団法の廃止するものとされる期限を前

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する上坂昇君の質疑

一〇五四

述の期日まで延長するといふものでありまして、今回の日本原子力船開発事業団の改組は、この修正の趣旨にも沿うものであると考えております。

本法律案は、以上のような判断から、現在の日本原子力船開発事業団を改組し、従来の「むつ」開発業務に加えて、原子力船の開発に必要な研究業務を行う日本原子力船研究開発事業団とするものであります。

なお、本法律案におきましては、現行の日本原子力船開発事業団法の廃止に関する規定を改正し、政府の行政改革計画に沿って、昭和六十年三月三十一日までに日本原子力船研究開発事業団を他の原子力関係機関と統合するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする旨定めることとしております。

以上が、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(滝尾弘吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。上坂昇君。

[上坂昇君登壇]

○上坂昇君 上坂昇であります。

日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました日本原子力船開発事業団法の一部改正案について、総理及び科学技術庁長官に質問をいたします。

かつてないエネルギー危機が叫ばれているとき、ここ一年を前後して、エネルギー及び世界の科学技術を揺さぶる大事故が発生をいたしました。

その一つは、昨年三月二十八日に起きたスリールマイルアイランド原発二号炉のメルトダウン寸前の事故であり、もう一つは、ことし三月二十七日、百四十名に及ぶ技術者と労働者の生命を一瞬

にして奪った北海油田における大型リグの転覆事故であります。

前者につきましては、日本ではこのような事故は起こり得ないなどと日本の政府筋がどう強弁しようとも、安全性の神話はすでに崩れましたし、原発の恐ろしさに対する不安と衝撃は、広く国民の間に広がったことを否定することはできないのであります。

北海に浮かぶホテルとして、従事者の信頼と快適な生活を保障していたはずの大型リグの転覆倒壊は、海洋という大自然の前にもろくも崩れ去った近代科学技術の問題点を浮き彫りにしたものと云わざるを得ません。私は、以上の二つの大事故を念頭に置きつつ、次の事項についてただししたいと存じます。

まず第一に、原子力船開発の基本的あり方についてであります。

原子力船第一船と言われる「むつ」の開発は、まさにつまずきの連続であったと言ふほかはありません。

昭和三十八年六月の事業団法の施行と開発事業団設立後の原子力船開発の計画は、その第一段階にすでに暗礁に乗り上げたのであります。それは、第一船を海洋観測船として船体と原子炉をワンセットにした船体一体方式による競争入札に、指名大手造船七社が一社も応札せず、契約は不成立に終わったこととあります。原因は、産業界の協力が弱かったことと建造予算の少ないことと見られます。

原子力委員会及び事業団は、政府の安上がり行政に同調し、第一次計画に再検討を加え、ヘリコプター搭載の取りやめ、二次遮蔽構造及び格納容器構造の検討、制御棒の材質変更等、原子炉仕様の変更を行うとともに、実験船として、随意契約により、船体を石川島播磨重工業、原子炉を三菱原子力工業に分離発注したのであります。ところが、この計画の再検討を行った個所に事故が発生したのでありますから問題であります。結局、安

全性を無視した原子力行政と安上がり技術開発の推進という基本的なあり方に誤りがあったことを指摘せざるを得ないのであります。(拍手)

この基本的な誤りは、定係港決定までの地元との交渉から、決定後の諸問題の発生、さらに、原発立地に常に見られる、金による懐柔説得工作となり、それが、各地の公害や放射能被害に目覚めた地元住民の反感を誘うことになりました。

その結果、船体の引き渡し、原子炉取納、そして、燃料装荷後の母港係留に対する定係港返上の動きを誘発し、むつ湾内における出力試験の拒否となり、「むつ」は二年間の定係港くづげけとなったのであります。

昭和四十九年八月二十六日、しびれを切らした「むつ」関係者は、湾岸漁民の四百余隻の漁船を動員したむつ湾出港阻止闘争の中を強行出港し、下北半島東北八百キロメートルの海域で二十八日原子炉に火をともしましたが、四日後の九月一日、熱出力三万六千キロワットのわずかに一・二%の出力段階で、〇・二ミリレントゲンの放射線漏れの事故となったのであります。

その後、洋上漂流実況に五十日、永遠の漂流物化する寸前で、いわゆるむつ市における四者協定の締結が行われ、ようやく十月十五日大湊港に帰港できたのであります。この一連の経過は、原子力行政そのものの問題点を浮き彫りにするものであります。

さきに指摘をいたしました基本的な姿勢と取り組みについて、政府の反省を求めつつ、総理大臣の見解をただししたのであります。

次に、定係港に関する問題であります。昭和四十九年十月十四日締結の四者協定の一及び二項に基づき、四十九年十一月一日から定係港の撤去作業が開始され、陸上施設の一部は撤去、一部は現地凍結となり、「むつ」自体も大湊港を離れ、現在佐世保港につながれています。船用炉の設置許可につきましては、原子炉等規制法第二十

四条の許可基準が適用され、陸上の付帯設備を持つ港が定係港と認められるのでありますから、設備と港は表裏一体のものであって、定係港は原子炉設置に欠くことのできない要件であると思えます。

現在の「むつ」は、すでに陸上施設も定係港も持っていないのでありますから、当然、新たに設備と定係港を決め、原子炉設置の許可申請をし直すことが必要であります。「むつ」の現状のままで新しい定係港の選定作業はむずかしいから、まず修理を先行させるといふような事業団のやり方は、原子炉等規制法に違反する行為になると考えますが、どうでしょうか。科学技術庁長官の答弁を求めます。

第三に、「むつ」の修理に關してであります。

昭和五十三年十月十六日締結の「原子力船むつの佐世保港における修理に關する合意書」の第一項には、「締結者である科学技術庁長官と事業団理事長は、「むつ」の新定係港を早期に決定するものとし、「むつ」の佐世保入港を待たずに新定係港の選定のため努力するものとする」とありますが、すでに入港している事実についてはどう解釈すべきでありましょうか。私は、この項の意味するところは、新定係港を選定した後でない修理には入らないということだと解しますが、いかがでしょうか。

さらに、最近、佐世保重工と「むつ」改修についての合意ができた旨伝えられておりますが、これは一体どういうことですか、お伺いをいたします。

この協定の二項では、「むつ」の修理期間を約三年としておりますが、締結以来すでに一年半の月日が流れております。残り一年半の短い期間では改修はとうてい不可能だと思ふのであります。仮に修理に入るにいたしましても、短期間では突貫工事となり、そのしわ寄せは労働者がこうむるのであります。

元来、船用炉は、小型とはいえコンパクトにつ

くられているものでありますから、遮蔽装置の完璧が要求されるのであります。压力容器の上ぶたを取らないまま放射線漏洩個所の補強を主とする工事は、かなりの難工事と言われております。上下の漏洩個所の同時並行的作業や突貫工事による夜間作業の連続などを予想すると、労働災害の発生が懸念されます。また、無理な工程によれば、肝心の遮蔽装置そのものに再び欠陥が生じ、同じような事故につながるおそれなしとしません。これらの諸点について、科学技術庁長官の答弁を求めます。

また、遮蔽装置及びその周辺部の補強あるいは部分的取りかえを行うに要する資材の重量は数百トンに及ぶと言われておりますが、船用炉は元来船体の仕様に合わせて設計、製造されているものでありますから、船体はそのままで原子炉や格納容器だけが非常に重くなった状態が変わったりした場合、船体の重心の移動その他の変化が起こり、それが航行の不安定につながり、洋上実験にも困難を来すことになりはしないか、北海道田の大事故にかんがみ、大きく危惧されるのであります。

「むつ」改修につきましては、疑問とするものが非常に多いのであります。私は、まず原子力船の研究体制を固めてから対処すべきであるという考えに立ちますが、科学技術庁長官の所見を伺いたいと存じます。(拍手)

第四に、遮蔽以外の個所の安全点検についてであります。

「むつ」の事故については、主にストリーミング現象が対象とされておりますが、果たしてそれだけなのでしょうか。

私たち日本社会党は、压力容器内にも故障が生じているのではないかと憂慮しているものであります。燃料体を取り囲む一次冷却水の中に、すでに補給水より濃度の高いセシウム137が検出され、そればかりではなく、ガンマ線による核種分析で、マンガン54、コバルト58及び60等の放射能も存在

することが確認されています。これらの発生原因の調査も必要でありますし、また、放射能の存在量を推定するイオン交換樹脂中の捕捉放射能についても、当然検討の対象にすべきであります。

さらに、「むつ」の燃料棒は、ほとんど使われていないから健全であると政府は申しているのではありませんが、「むつ」の原子炉に採用されている燃料棒の被覆管は、ジルカロイ製ではなくて、現在の炉では使われていないステンレス製であることも、燃料棒損傷の疑いを大きくさせるものであります。

以上の理由から、「むつ」の原子炉については、一時的糊塗で済ましてはならず、徹底的な安全点検を行うことが必要であると思うのであります。長田長官の考えをお示しいただきたいのであります。(拍手)

第五に、原子力船の実用化についてであります。

原子力船は、本来、原子力潜水艦の技術開発に伴って発展してきたものであります。が、「むつ」の建造に当たり、国産技術を採用したものでないのは外国の軍事秘密を念頭に置いたからではないでしょうか。原発のように、外国の研究成果や実証資料に頼れないため、基礎的調査研究、さらに経験不足のまま開発に取り組んだところに問題があったと言わざるを得ません。

諸外国の原子力船は、ソ連を除き、経済性や環境問題、さらに海運業の現状等から、ほとんど実用に供されてはいません。私は、商用原子力船は今世紀には間に合うものではない、二十一世紀のものである、したがって、開発に焦る必要は全くない、こう認識しているのではありませんが、どうでしょうか。長田長官の見解を承りたいのであります。

最後に、法案の内容について触れながら、政府の考えをただしたいと存じます。

今回の政府提出案は、一口に言ってごまかしであります。その理由は、開発事業団の名称と、第一条の目的に「研究」という文字を挿入し、第二十

三条の業務の範囲で、第一号から第六号までの順序を入れかえただけのものであります。法の中身は全く変わっていないのであります。結局は、あくまでも現在の事業団を存続させるために提案されたものにすぎません。今日までの原子力船開発の基本的あり方にも、また、その体制にも何らの反省を持っていないということは、まことに遺憾であります。

よって、日本社会党は、日本原子力船開発事業団法及び日本原子力研究所法の一部改正案をすでに今国会に提出し、原子力船開発の抜本的改革を図ろうといたしております。内容の詳しい説明は省きますが、わが党提出改正案を十分に検討するとともに、政府は、世界の商用原子力船の将来を正しく把握し、長期的視点に立つて、この際、開発事業団を廃止するとともに、「むつ」の原子炉を原子力研究所に移して、基礎的な研究体制を固め、将来に備えるべきであると考えております。が、これについて大平総理大臣の見解をたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 上坂さんの私に対する第一の御質問は、原子力船「むつ」問題の経過を踏まえて、政府の原子力行政について反省を求められるとともに、今後の原子力行政の基本的姿勢についてのお尋ねでございます。

わが国のエネルギーの安定的な供給源の確保をする上におきまして、原子力は石油代替エネルギーとして最も信頼性の高いものでございまして、その開発利用に当たりましては、従来から安全確保を前提といたしまして、その推進に努めてきたところでございます。

特に、御指摘にもございましたが、原子力船「むつ」問題を契機にいたしまして、原子力行政体制の根本的な見直しを行いまして、原子力安全委員会を発足させ、安全規制行政の充実強化を図ってまいったところでございます。

原子力の開発利用の推進に当たりましては、今

後とも仰せのように、安全確保に万全を期しまして、国民の一層の理解と協力を得られますよう最大限の努力を傾けてまいらざるを得ないと思います。

第二の御質問は、原子力船「むつ」をどのように今後活用するつもりかという点についてのお尋ねであつたと思ひます。

政府は、「むつ」につきましては、今後の原子力船の研究開発に役立てるため、修理、点検を終えた後は、実験船として活用してまいらる方針でございます。その方針に沿ひまして、今度の法律案もできて、御審議をお願いしておるところでございます。

また、引き続き「むつ」の開発を進めまうとともに、広く原子力船の開発に必要な研究もあわせて行うことといたしておりますので、社会党の御提言とはやや違った選択をいたしておることにつきまして、御理解をお願いしたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣長田裕二君登壇〕

○国務大臣(長田裕二君) お答えいたします。まず、定係港の原子炉等規制法上の取り扱いについての御質問でございますが、大湊港の付帯陸上施設の機能の一部が現在停止しておりますことは、御指摘のとおりでございます。

ただ、原子力船「むつ」は、原子炉等規制法上の所要の手続を経た上で、修理が完了するまで原子炉を冷態停止の状態に維持することとしておりますので、大湊港の付帯陸上施設の機能が一部停止の状態にありましても、安全上の問題が生ずることとはないと考えております。

また、新定係港につきましては、その決定を急ぐ必要がありますことは、政府としても十分認識しておりますが、日本原子力船開発事業団がこれまでに実施してまいりました調査を踏まえ、できるだけ早く地元との折衝を開始する考えであります。

なお、おかれております「むつ」の修理に早急に着手する必要があると存じますので、新定係港が決定

するまでの間におきましても、修理を行うことが必要であると考えております。

次に、佐世保におきまして修理の問題についてでございますが、去る四月二日、関係方面の御努力もありまして、佐世保重工との間で基本的な了解に達し、「むつ」の修理について佐世保重工の協力が得られる見通しとなりました。今後、事業団が進めております施行業者との契約折衝を急がせ、できるだけ早く工事に着手させるとともに、工事の効率的実施等によりまして工事期間の短縮を図り、地元とお約束した期限を守るべく最大限の努力を払うよう事業団を指導しているところでございます。また、工事に伴う安全性の確保につきましても、万遺漏なきを期するよう事業団を指導してまいります。

「むつ」の遮蔽改修に伴う船体に与える影響について御質問がございましたが、この件につきましては、すでに安全審査で十分検討されておりまして、遮蔽改修に伴う重量の増加が船体の復原性等に悪影響を及ぼさないことが確認されております。

また、燃料体等圧力容器内部にもふぐあいがあるのではないかと御指摘でございますが、原子炉内の一次冷却水中の放射能測定によりまして、燃料体等に異常が発生しているおそれはないことを確認している次第でございます。

次に、原子力船の実用化時期の見通しと今後の原子力船研究開発の進め方についてでございますが、原子力船の実用化時期にしましては、昨年十二月に報告書を取りまとめた原子力委員会の原子力船研究開発専門部会の検討結果によりまして、二十一世紀に入るころには、欧米諸国において原子力商船の導入が相当進んでいる可能性があるかと予想されております。

このような状況に対応して、エネルギー資源に乏しく、かつ四方を海に囲まれたわが国としましては、海運の分野におけるエネルギー源の多様化を図るために、長期的な観点に立つて原子力船に関する技術を着実に蓄積していくことが必要であ

ると考えております。

このような観点に立ちまして、引き続き「むつ」の開発を進め、あわせて船用原子炉の改良等に関する研究を進めていくことが必要であると考えた次第でございます。

最後に、政府提出の改正法案につきまして問題点の御指摘がありました。政府といたしましては、以上のような考え方から、日本原子力船開発事業団を日本原子力船研究開発事業団に改組し、「むつ」の開発に加え、船用原子炉の改良等、広く原子力船の開発に必要な研究業務を行うことを明確にするため、本法律案の御審議をお願いしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)
○議長(灘尾弘吉君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(灘尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

出席閣僚大臣

出席政府委員

内閣総理大臣	大平 正芳君
法務大臣	倉石 忠雄君
外務大臣	大来佐武郎君
大蔵大臣	竹下 登君
文部大臣	谷垣 專一君
運輸大臣	地崎宇三郎君
郵政大臣	大西 正男君
自治大臣	後藤田正晴君
国務大臣	小淵 恵三君
国務大臣	長田 裕二君
科学技術庁原子力局長	石渡 鷹雄君

○朗読を省略した議長報告

(報告書受領)

一、去る十一日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和五十一年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置

(要求書受領)

一、今十七日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に阿部英一君、佐方信博君、田中眞一郎君、田村祐造君及び西村俊一君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十五日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あて、十五日付をもって行政管理局長官官房会計課長田代文俊は東北管区行政監察局長に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(常任委員退職)

一、去る十一日、通信委員浜田幸一君は退職された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

河野 正君	山田 芳治君
-------	--------

法務委員

辞任

補欠

山田 芳治君	河野 正君
--------	-------

大蔵委員

辞任

補欠

山田 芳治君	河野 正君
--------	-------

文教委員

辞任

補欠

浦野 休興君	西田 司君
狩野 明男君	北川 石松君
北川 石松君	狩野 明男君
西田 司君	浦野 休興君

農林水産委員

辞任

補欠

西田 司君	山崎武三郎君
山崎武三郎君	西田 司君

運輸委員

辞任

補欠

北川 石松君	瓦 力君
瓦 力君	北川 石松君

決算委員

辞任

補欠

藤田 高敏君	渡部 行雄君
渡部 行雄君	藤田 高敏君

議院運営委員

辞任

補欠

加藤 万吉君	下平 正一君
竹内 猛君	藤田 高敏君
下平 正一君	加藤 万吉君
藤田 高敏君	竹内 猛君

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

麻生 太郎君	宇野 亨君
上草 義輝君	北川 石松君
三枝 三郎君	山村新治郎君
住 栄作君	木村 俊夫君
田名部匡省君	中山 正暉君
山田 英介君	浅井 美幸君
宇野 亨君	麻生 太郎君
木村 俊夫君	住 栄作君
北川 石松君	上草 義輝君
中山 正暉君	田名部匡省君

一〇五七

山村新治郎君
浅井 美幸君

三枝 三郎君
山田 英介君

地方行政委員
辞任

龜井 静香君
田島 衛君
河野 洋平君
西田 司君
山口 敏夫君

補欠
西田 司君
河野 洋平君
山口 敏夫君
田島 衛君

法務委員
辞任

河野 洋平君
田島 衛君

補欠
田島 衛君
河野 洋平君

外務委員
辞任

木村 俊夫君
小坂善太郎君
中山 正暉君
浅井 美幸君
金子 満広君
山口 敏夫君
大城 眞順君
鹿野 道彦君
熊川 次男君
山田 英介君
三浦 久君

補欠
鹿野 道彦君
大城 眞順君
熊川 次男君
山田 英介君
三浦 久君
田島 衛君
小坂善太郎君
木村 俊夫君
中山 正暉君
浅井 美幸君
金子 満広君
山口 敏夫君

文教委員
辞任

狩野 明男君
龜井 静香君
野野 明男君

補欠
龜井 静香君
野野 明男君

社会労働委員
辞任

伏屋 修治君
坂口 力君

補欠
坂口 力君
伏屋 修治君

農林水産委員
辞任

西田 司君
中島 衛君

補欠
中島 衛君

運輸委員
辞任

中島 衛君
西田 司君

宇野 亨君
北川 石松君
山村新治郎君
数仲 義彦君
瓦 力君
辻 英雄君
中村 弘海君
伏屋 修治君

補欠
瓦 力君
辻 英雄君
中村 弘海君
伏屋 修治君
宇野 亨君
北川 石松君
山村新治郎君
数仲 義彦君

議院運営委員
辞任

越智 伊平君
春田 重昭君
中路 雅弘君
小坂善太郎君
数仲 義彦君
金子 満広君
中路 雅弘君

補欠
小坂善太郎君
数仲 義彦君
金子 満広君
越智 伊平君
春田 重昭君
中路 雅弘君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員
辞任
瀬崎 博義君
榊 利夫君
交通安全対策特別委員
辞任
草野 威君
和田 一郎君
草野 威君

補欠
榊 利夫君
瀬崎 博義君
和田 一郎君
草野 威君

一、昨十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
(議案受領)
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(参法第九号)
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(参法第九号)

設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(参法第一〇号)
(議案付託)
一、昨十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(粕谷照美君外二名提出、参法第九号)(予)
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(安永英雄君外二名提出、参法第一〇号)(予)
以上二件 文教委員会 付託
一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。
(答弁書受領)
衆議院議員保岡興治君提出日本共産党のソ連からの資金領収に関する質問に対する答弁書
日本共産党のソ連からの資金領収に関する質問主意書
昭和五十五年三月十三日
提出者 保岡 興治
衆議院議長 灘尾 弘吉殿
日本共産党のソ連からの資金領収に関する質問主意書
戦前、日本共産党(コミンテルン日本支部)が運動方針及び資金をコミンテルン本部(ソ連)から授けられていたことは公知の事実であるところ、戦後においても、日本共産党がソ連から資金の供与を受けていた等との情報に接した。
そこで、この真偽等につき、内閣の見解を求めため次のとおり質問する。
一 文芸春秋本年三月号一二六頁によると、ラス・トボロフが、一九五六年七月十八日、アメリカ上院司法委員会秘密聴聞会で宣誓の上、要旨次のように証言したという。
1 一九五一年十一月のすぐあとで、東京・目黒の暗く人気がない道路で、三十万米ドルを、ソ連のコテリニコフ大佐がロンという符丁で呼んでいた日本人共産主義者に渡した。
2 日本共産党への二度目の送り届けは、一九五三年春行われた。モスクワの中央委員会は、日本円で支払うよう指示してきた。総額数百万円に達した。
3 さらに、東京周辺何力所かの地中に埋めてあった一万五千米ドルを集めてロンに手渡した。日本共産党の活動資金にあてためである。
右のような資金の授受があつたかどうか。また、これに類する資金授受があつたかどうか。
二 右証言によると(同誌二二七頁、右当時、日本共産党のエージェントたちが治安維持関係の機関にまで深くいこんでいたという。
右のような事実があつたかどうか。
右質問する。
内閣衆議九一第一〇号
昭和五十五年四月十一日
内閣総理大臣 大平 正芳
衆議院議長 灘尾 弘吉殿
衆議院議員保岡興治君提出日本共産党のソ連からの資金領収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員保岡興治君提出日本共産党のソ連からの資金領収に関する質問に対する答弁書
一及び二について
一九五六年七月一八日、アメリカ合衆国上院司法委員会内国公安法等運営実態調査小委員会にて採択されたユリー・A・ラストボロフの証言記録の中に御質問において指摘される事実と同趣旨の記載はあるが、それぞれの事実について

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一) 朗読を省略した議長の報告

ては確証を得るまでに至っていない。

なお、官報で公表された当時の日本共産党中央本部の収支報告書の要旨によれば、御質問において指摘される事項に該当すると見られるようなものは見当たらない。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員斎藤実君提出北海道における国鉄地方交通線対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十五年四月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院會議録第十四号中正誤

九七	段	行	誤	
九七	三	起	える	正
九七	三	超	える	
九七	三	ブレキ	ブレキ	

官報

号外
昭和五十五年四月十七日

○第九十一回 衆議院會議録 第十八号(二)

〔本号(一)参照〕

行政書士法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十五年四月八日

提出者

地方行政委員長 塩谷 一夫

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を
次のように改正する。

第一条第二項中「(社会保険労務士法(昭和四十
三年法律第八十九号)を除く。)」を削り、同条の次
に次の一条を加える。

第一条の二 行政書士は、前条に規定する業務の
ほか、他人の依頼を受け報酬を得て、同条の規
定により行政書士が作成することができる書類
を官公署に提出する手続を代わつて行い、又は
当該書類の作成について相談に応ずることを業
とすることができる。

第二十一条中「一万円」を「十万円」に改める。

第二十二條第一項中「五千元」を「五万円」に改め
る。

第二十三条中「左の」を「次の」に、「五千元」を
「五万円」に改める。

第二十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年九月一日から施行
する。

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

行政書士法の一部を改正する法律案 恩給法等の一部を改正する法律案

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に行政書士会に入会し
ている行政書士である者は、当分の間、この法
律による改正後の行政書士法第一条第二項の規
定にかかわらず、他人の依頼を受け報酬を得
て、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八
十九号)第二条第一項第一号及び第二号に掲げ
る事務を業とすることができる。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

4 社会保険労務士法の一部を次のように改正す
る。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、
「(行政書士法(昭和二十六年法律第四号)を除
く。)」を削る。

理 由

行政書士法の施行状況にかんがみ、行政書士の
業務に書類提出手続の代行業務及び書類の作成に
ついて相談に応ずる業務を加えるとともに、行政
書士の業務と社会保険労務士の業務の調整を図る
等の必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十五年二月十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

恩給法等の一部を改正する法律
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一
部を次のように改正する。

第五十八條ノ四第一項中「百三十七万円」を
「百四十二万円」に、「七百九十七万円」を「八百
二万円」に改める。

第六十五條第二項中「十萬八千円」を「十二万
円」に、「三萬二千四百円」を「三萬六千円」に、
「六萬六千円」を「七萬八千円」に改める。

第七十五條第二項中「三萬二千四百円」を「三
萬六千円」に改める。

別表第二号表中「三、一三〇、〇〇〇円」を
「三、四七三、〇〇〇円」に、「二、六五七、〇
〇〇円」を「二、八七八、〇〇〇円」に、「二、一
六八、〇〇〇円」を「二、三五〇、〇〇〇円」に、
「一、六八二、〇〇〇円」を「一、八四六、〇〇
〇円」に、「一、三三九、〇〇〇円」を「一、四八
〇、〇〇〇円」に、「一、〇六七、〇〇〇円」を
「一、一八八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三、四三六、〇〇〇円」を
「三、六九四、〇〇〇円」に、「二、八五一、〇
〇〇円」を「三、〇六五、〇〇〇円」に、「二、四
四五、〇〇〇円」を「二、六二九、〇〇〇円」に、
「二、〇〇九、〇〇〇円」を「二、一六〇、〇〇
〇円」に、「一、六二二、〇〇〇円」を「一、七三
三、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、三四四、六〇〇円」を
「三、四六一、五〇〇円」に、「三、〇八七、三
〇〇円」を「三、一九五、五〇〇円」に、「二、九
五七、七〇〇円」を「三、〇六一、五〇〇円」に、
「一、八五四、九〇〇円」を「二、九五五、
二〇〇円」に、「二、〇〇六、一〇〇円」を「二、
〇七七、五〇〇円」に、「一、九二一、八〇〇円」
を「二、〇八〇、〇〇〇円」に、「一、七二二、
二〇〇円」を「一、七八二、九〇〇円」に、「一、
一

四〇一、五〇〇円」を「一、四五二、四〇〇円」
に、「一、三四七、二〇〇円」を「一、三九六、
二〇〇円」に、「一、二五七、六〇〇円」を「一、
三〇三、六〇〇円」に、「一、二二二、二〇〇円」
を「一、二六七、〇〇〇円」に、「一、一八五、
七〇〇円」を「一、二二九、二〇〇円」に、「一、
〇四二、五〇〇円」を「一、〇八一、一〇〇円」
に、「九二三、八〇〇円」を「九五八、四〇〇円」
に、「八九一、一〇〇円」を「九二四、六〇〇円」
に、「八六八、一〇〇円」を「九〇〇、八〇〇円」
に、「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」
に、「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」
に、「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」
に、「九一八、〇〇〇円」を「一、〇三八、〇〇
〇円」に改める。

別表第五号表中「三、三四四、六〇〇円」を
「三、四六一、五〇〇円」に、「三、〇八七、三
〇〇円」を「三、一九五、五〇〇円」に、「二、九
五七、七〇〇円」を「三、〇六一、五〇〇円」に、
「一、八五四、九〇〇円」を「二、九五五、二〇
〇円」に、「二、〇〇六、一〇〇円」を「二、〇七
七、五〇〇円」に、「一、七二二、二〇〇円」を
「一、七八二、九〇〇円」に、「一、六三三、一
〇〇円」を「一、六九一、八〇〇円」に、「一、三
四七、二〇〇円」を「一、三九六、二〇〇円」に、
「一、二五七、六〇〇円」を「一、三〇三、六〇
〇円」に、「一、一八五、七〇〇円」を「一、二二
九、二〇〇円」に、「一、一三三、二〇〇円」を
「一、一五四、二〇〇円」に、「一、〇四二、五
〇〇円」を「一、〇八一、一〇〇円」に、「一、〇
一〇、三〇〇円」を「一、〇四七、九〇〇円」に、
「九五二、一〇〇円」を「九八七、七〇〇円」に、
「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」に、
「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」に、
「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」に、
「七〇九、〇〇〇円」を「八〇四、〇〇〇円」に改
める。

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二) 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部改正)

第二条 国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「会社の社員の下に」(これらの会社の職制による社員(準社員を除く。))をいう。以下同じ。を加え、「恩給法の公務員」を「公務員(恩給法に規定する公務員をいう。以下同じ。))に改め、同条第二項を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 第一条に掲げる会社の社員であつた者で、これらの会社の業務を政府に引き継いだ日以前に公務員となつたものに恩給法を適用する場合には、普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、その在職年数に社員に就職した月から社員を退職した月(同月において公務員となつた場合においては、その前月)までの社員としての在職年数(昭和二十年八月十四日以前の退職に係る在職年数及び第一条又は恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百十五号) 附則第四十一条の四第一項の規定

により公務員としての在職年数に加えられることとなる在職年数を除く。))を加えたものによる。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三項中「同号中「百五十分の三・五」とあるのは、「百五十分の三」を「同号に定める率は、百五十分の五十」に改める。

附則第十八条第二項中「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員たる旧軍属にあつては、百五十分の三)」と削る。

附則第二十二條の三中「十萬八千円」を「十二萬円」に改める。

附則第二十三條第六項中「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三)」と削る。

附則第二十七條ただし書中「九十一萬八千円」を「百三萬八千円」に、「七十萬九千円」を「八十八萬四千円」に改める。

附則第三十一條中「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三)」と削る。

附則別表第一を次のように改める。

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大 將	五、一三三、五〇〇円
中 將	四、四七五、三〇〇円
少 將	三、五四四、九〇〇円
大 佐	三、〇六一、五〇〇円
中 佐	二、九二八、四〇〇円
少 佐	二、二八二、九〇〇円

大尉	一、九二九、二〇〇円
中尉	一、五二七、一〇〇円
少尉	一、三〇三、六〇〇円
准士官	一、二〇〇、一〇〇円
曹長又は上等兵曹	九八七、七〇〇円
軍曹又は一等兵曹	九二四、六〇〇円
伍長又は二等兵曹	九〇〇、八〇〇円
兵	八二五、〇〇〇円
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

附則別表第四中「九七七、〇〇〇円」を「一、〇八四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「八九七、〇〇〇円」を「九九一、〇〇〇円」に、「七〇二、〇〇〇円」を「七八九、〇〇〇円」に、「五六三、〇〇〇円」を「六三

四、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五五三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六及び附則別表第七を次のように改める。

仮 定 俸 給 年 額	金 額
五、一三三、五〇〇円	四、九七〇、三〇〇円
四、四七五、三〇〇円	四、三八八、九〇〇円
三、五四四、九〇〇円	三、四六一、五〇〇円
三、〇六一、五〇〇円	二、九五五、二〇〇円
二、九二八、四〇〇円	二、七九一、七〇〇円
二、二八二、九〇〇円	二、二〇一、五〇〇円
一、九二九、二〇〇円	一、七八二、九〇〇円
一、五二七、一〇〇円	一、三九六、二〇〇円
一、三〇三、六〇〇円	一、二二九、二〇〇円
一、二〇〇、一〇〇円	一、〇八一、一〇〇円
九八七、七〇〇円	九〇〇、八〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

九二四、六〇〇円	八五八、八〇〇円
九〇〇、八〇〇円	八二五、〇〇〇円
八二五、〇〇〇円	七二六、三〇〇円
仮 定 俸 給 年 額	金 額
一、九二九、二〇〇円	二、〇七七、五〇〇円
一、五二七、一〇〇円	一、六五一、七〇〇円
一、三〇三、六〇〇円	一、四五二、四〇〇円
一、二〇〇、一〇〇円	一、三〇三、六〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項ただし書中「七十万九千円」を「八十万四千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
附則第八条第一項中「昭和五十四年四月分」を「昭和五十五年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎に職年に算入されている実在職年の年数	金 額
六十五歳以上の者に給する普通恩給	普通恩給については最短恩給年限以上	七〇〇、〇〇〇円
	九年以上普通恩給については最短恩給年限未満	五二五、〇〇〇円
	六年以上九年末満	四二〇、〇〇〇円
	六年末満	三五〇、〇〇〇円
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に供給される普通恩給を除く)	普通恩給についての最短恩給年限以上	五二五、〇〇〇円
	九年以上	五二五、〇〇〇円
	六年以上九年末満	四二〇、〇〇〇円
	六年末満	三五〇、〇〇〇円

昭和五十五年四月十七日 衆議院会議録第十八号(二) 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

扶助料

普通恩給についての最短恩給年限以上	四五五、〇〇〇円
九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満	三四一、三〇〇円
六年以上九年末満	二七三、〇〇〇円
六年末満	二二七、五〇〇円

附則第八条第四項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。
第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「二、四五二、五〇〇円」を「二、六四一、七〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、六四一、七〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、二八四、〇〇〇円」を「一、四一〇、〇〇〇円」に、「一、〇二六、八〇〇円」を「一、一三七、八〇〇円」に、「八二〇、三〇〇円」を「九一五、五〇〇円」に、「七四七、八〇〇円」を「八三三、二〇〇円」に、「六八七、八〇〇円」を「七六六、九〇〇円」に、「五三九、〇〇〇円」を「六〇七、五〇〇円」に、「四三四、八〇〇円」を「四二七、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「十萬八千円」を「十二萬円」に、「三萬二千四百円」を「三萬六千円」に、「六萬六千円」を「七萬八千円」に改める。

第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十四条第一項中「以下同じ」及び「次号において同じ」を削り、「八萬四千円」を「二十萬円」に改め、「扶養遺族である子」の下に「(前号に規定する子に限る。)」を加え、「六萬円」を「十二萬円」に、「四萬八千円」を「十二萬円」に改め、同条第二項本文中「以下」を「法律第七十七号」という。を削り、「四萬八千円(扶養遺族

が一人ある場合にあっては六萬円、扶養遺族が二人以上ある場合にあっては八萬四千円」を「九萬六千円」に改め、同項ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。
第十四条の二 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料を受ける妻で、前条第一項各号の一に該当するものが、通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額を停止されている給付を除く)の支給を受けることができるときは、その間、前条第一項の規定による加算は行われない。ただし、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料の年額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に前条第一項の規定による加算額を加えた額が政令で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該扶助料の年額を控除した額とする。
附則第十五条第二項中「十五萬八千七百円」を「十八萬二千九百円」に、「十一萬九千円」を「十三萬七千二百円」に改める。

附則第十六条中「第十四条第一項第一号及び第二号並びに同条」を「並びに第十四条第一項及び」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二) 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十四条第二項の改正規定 昭和五十五年六月一日

二 第七条中法律第五十一号附則第十四条第一項の改正規定 昭和五十五年八月一日

三 第二条の規定 昭和五十五年十月一日

四 第三条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十四条第三項、第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条の改正規定 昭和五十五年十二月一日

五 第七条中法律第五十一号附則第十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第十六条の改正規定並びに附則第十條の規定 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一條中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六十五條の次に一条を加える改正規定の施行の日

(文官等の恩給年額の改正)
第二条 公務員(法律第百五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)若しくは公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則第十條第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十三條第一項において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、同法別表第四号表中「一、〇三八、〇〇〇円」とあるのは「九三三、〇〇〇円」と、同法別表第五号表中「八〇四、〇〇〇円」とあるのは「七三六、〇〇〇円」とする。

(傷病恩給に関する経過措置)
第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。次項において同じ。)については、昭和五十五年四月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五條第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則別表第二」とする。

第四条 昭和五十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和五十五年四月一日から同年五月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病賜金に関する改正後の恩給法第六十五條ノ二第一項の規定の適用については、同項中「別表第三号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則別表第三」とする。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和五十五年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の第七項の増加恩給の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則別表第四の規定の適用については、同表中「一、〇八四、〇〇〇円」とあるのは、

「一、〇一四、〇〇〇円」とする。

第六条 傷病年金については、昭和五十五年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の傷病年金の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則別表第四」とする。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十五年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則別表第五」とする。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十五年四月分以降、その加給の年額を、十二万円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十五年四月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき三万六千円(増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については七万八千円)、その他の扶養家族については一人につき一万二千元として算出して得た年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)
第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助

料については、昭和五十五年四月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき三万六千円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千元として算出して得た年額に改定する。

第十条 改正後の法律第五十一号附則第十四條の二の規定は、附則第一条第五号に掲げる日前に給与事由の生じた恩給法第七十五條第一項第一号に規定する扶助料については、適用しない。

2 法律第五十一号附則第十四條第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和五十五年八月分以降、その加算の年額を、改正後の法律第五十一号附則第十四條第一項に規定する年額に改定する。

3 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に係る加算に関する改正前の法律第五十一号附則第十四條第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「九十九万円」とあるのは「百二十五万円」と、「七十八万円」とあるのは「八十八万円」とする。

第十二條 傷病者遺族特別年金については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定の適用については、同項中「十八万二千九百円」とあるのは「十六万四千七百円」と、「十三万七千二百円」とあるのは「十二万三千五百円」とする。

(旧軍人等の恩給年額の改正)
第十三條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、改

正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三万八千円」とあるのは「九十五万三千円」と、「八十万四千円」とあるのは「七十三万六千円」とする。

（長期在職者等の恩給年額についての特例に関する経過措置）

第十四条 昭和五十五年四月分及び同年五月分の普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号。以下「法律第百二十一号」という。）附則第八条第一項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第百二十一号）附則別表第六」とする。

2 昭和五十五年六月分から同年十一月分までの普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の法律第百二十一号附則第八条第一項の規定の適用については、同項の表の下欄中「四二〇、〇〇〇円」とあるのは「三五〇、〇〇〇円」と、「二七三、〇〇〇円」とあるのは「二二七、五〇〇円」とする。

（国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職中の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 法律第百五十五号附則第二十四条の第四項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、改正後の国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職中の計算に関する恩給法の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第百五十一号。以下「昭和二十二年法律第百五十一号」という。）第三条の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。

この場合において、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和五十五年十月一日」と、法律第百五十五号附則第四十一条第二項中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和五十五年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和五十五年十月」と読み替へるものとする。

2 法律第百五十五号附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基づき一時恩給又は一時扶助料（恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第三十七号）附則第十五条に規定する一時金を含む。）を受けた者がある場合における改正後の昭和二十二年法律第百五十一号第三条及び前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

3 普通恩給又は扶助料で、改正後の昭和二十二年法律第百五十一号第三条の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十五年十月分から行う。（法律第百五十五号附則第十四条の改正に伴う経過措置）

昭和五十五年四月十七日 衆議院会議録第十八号(一) 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第百五十五号附則第十四条（改正後の法律第百五十五号附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十五年十二月分から行う。

（職権改定）

第十七条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十五条第三項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

第十八条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十九条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表第一（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
六九九、三〇〇円	七二六、三〇〇円
七三〇、七〇〇円	七五八、七〇〇円
七六三、〇〇〇円	七九二、一〇〇円
七九四、八〇〇円	八二五、〇〇〇円
八二七、五〇〇円	八五八、八〇〇円
八四七、七〇〇円	八七九、七〇〇円
八六八、一〇〇円	九〇〇、八〇〇円
八九一、一〇〇円	九二四、六〇〇円
九二三、八〇〇円	九五八、四〇〇円
九五二、一〇〇円	九八七、七〇〇円
九七八、三〇〇円	一、〇一四、八〇〇円
一、〇一〇、三〇〇円	一、〇四七、九〇〇円
一、〇四二、五〇〇円	一、〇八一、一〇〇円
一、〇七七、八〇〇円	一、一七、六〇〇円
一、一一三、二〇〇円	一、一五四、二〇〇円
一、一五七、五〇〇円	一、二〇〇、一〇〇円
一、一八五、七〇〇円	一、二二九、二〇〇円

一、二二二、二〇〇円	一、二六七、〇〇〇円
一、二五七、六〇〇円	一、三〇三、六〇〇円
一、三二八、三〇〇円	一、三七六、七〇〇円
一、三四七、二〇〇円	一、三九六、二〇〇円
一、四〇一、五〇〇円	一、四五二、四〇〇円
一、四七三、八〇〇円	一、五二七、一〇〇円
一、五五三、六〇〇円	一、六〇九、六〇〇円
一、五九四、三〇〇円	一、六五一、七〇〇円
一、六三三、一〇〇円	一、六九一、八〇〇円
一、六八八、五〇〇円	一、七四九、一〇〇円
一、七二一、二〇〇円	一、七八二、九〇〇円
一、八一六、〇〇〇円	一、八八〇、九〇〇円
一、八六二、七〇〇円	一、九二九、二〇〇円
一、九一一、八〇〇円	一、九八〇、〇〇〇円
二、〇〇六、一〇〇円	二、〇七七、五〇〇円
二、一〇一、四〇〇円	二、一七六、〇〇〇円
二、一二六、〇〇〇円	二、二〇一、五〇〇円
二、二〇四、七〇〇円	二、二八二、九〇〇円
二、三一六、三〇〇円	二、三九八、三〇〇円
二、四二六、八〇〇円	二、五一二、五〇〇円
二、四九五、一〇〇円	二、五八三、一〇〇円
二、五六一、六〇〇円	二、六五一、九〇〇円
二、六九六、八〇〇円	二、七九一、七〇〇円
二、八二九、〇〇〇円	二、九二八、四〇〇円
二、八五四、九〇〇円	二、九五五、二〇〇円
二、九五七、七〇〇円	三、〇六一、五〇〇円

三、〇八七、三〇〇円	三、一九五、五〇〇円
三、二一六、四〇〇円	三、三二九、〇〇〇円
三、三四四、六〇〇円	三、四六一、五〇〇円
三、四二五、二〇〇円	三、五四四、九〇〇円
三、五一一、六〇〇円	三、六三四、二〇〇円
三、六七七、六〇〇円	三、八〇五、八〇〇円
三、八四五、五〇〇円	三、九七九、四〇〇円
三、九三〇、一〇〇円	四、〇六六、九〇〇円
四、〇一〇、二〇〇円	四、一四九、七〇〇円
四、一七三、九〇〇円	四、三二四、三〇〇円
四、二四八、五〇〇円	四、三八八、九〇〇円
四、三三四、九〇〇円	四、四七五、三〇〇円
四、四九一、三〇〇円	四、六三一、七〇〇円
四、六五八、七〇〇円	四、七九九、一〇〇円
四、六九一、三〇〇円	四、八三一、七〇〇円
四、七二二、一〇〇円	四、八六二、五〇〇円
四、七五四、四〇〇円	四、八九四、四〇〇円
四、八三一、五〇〇円	四、九七〇、三〇〇円
四、九八七、二〇〇円	五、一二三、五〇〇円
五、一四三、一〇〇円	五、二七六、九〇〇円
五、二二〇、二〇〇円	五、三五二、八〇〇円
五、二九九、二〇〇円	五、四三〇、五〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六九九、三〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇三四を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、二九九、二〇〇円を超える場合においては、その年額に〇・九八四を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二(附則第三条関係)

特 別 項	不具 廃疾 の程 度	年 額
第一項	症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額 三、三五三、〇〇〇円
第二項	症	二、七五八、〇〇〇円
第三項	症	二、二五〇、〇〇〇円
第四項	症	一、七四六、〇〇〇円
第五項	症	一、三九〇、〇〇〇円
第六項	症	一、一〇八、〇〇〇円

附則別表第三(附則第四条関係)

傷 病 の 程 度	金 額
第一款	三、五六七、〇〇〇円
第二款	二、九五九、〇〇〇円
第三款	二、五三八、〇〇〇円
第四款	二、〇八五、〇〇〇円
第五款	一、六七三、〇〇〇円

附則別表第四(附則第六条関係)

傷 病 の 程 度	年 額
第一款	九三一、〇〇〇円
第二款	七二九、〇〇〇円
第三款	五八四、〇〇〇円
第四款	五一三、〇〇〇円

附則別表第五(附則第七条関係)

不具 廃疾又は傷病の程度	年 額
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第 一 項 症	二、五四五、七〇〇円

昭和五十五年四月十七日 衆議院会議録第十八号(一) 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

附則別表第六(附則第十四条関係)

第 二 項	症	金 額
第二項	症	二、〇九四、五〇〇円
第三項	症	一、七二三、七〇〇円
第四項	症	一、三三三、八〇〇円
第五項	症	一、〇六五、八〇〇円
第六項	症	八五一、五〇〇円
第一項	症	七七六、二〇〇円
第二款	症	七二三、九〇〇円
第三款	症	五五九、五〇〇円
第四款	症	四五二、三〇〇円
第五款	症	三九五、〇〇〇円

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎に算入されて いる実在職年の年数	金 額
六十五歳以上の者に給する普通恩給	普通恩給に於いての最短恩給年限以上 九年以上普通恩給に於いての最短恩給年限未 満	六七一、六〇〇円 五〇三、七〇〇円 三三五、八〇〇円 五〇三、七〇〇円
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	普通恩給に於いての最短恩給年限以上 九年以上普通恩給に於いての最短恩給年限未 満	五〇三、七〇〇円 三三五、八〇〇円 五〇三、七〇〇円
六十五歳未満の者で増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を受けるものに給する普通恩給	九年以上 九年以上普通恩給に於いての最短恩給年限未 満	五〇三、七〇〇円 三三五、八〇〇円 四三六、〇〇〇円 三三七、〇〇〇円 二二八、〇〇〇円
扶助料	普通恩給に於いての最短恩給年限以上 九年以上普通恩給に於いての最短恩給年限未 満	五〇三、七〇〇円 三三五、八〇〇円 四三六、〇〇〇円 三三七、〇〇〇円 二二八、〇〇〇円

理由 最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行うとともに、旧軍人等の加

算恩給に対する減算率の緩和等所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二) 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、戦没者等の遺族、傷病者及び高齢者の処遇の改善を図るほか、旧軍人等の加算恩給の減算制の緩和等の措置を講じ、恩給受給者に対する処遇の充実を図ろうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 恩給年額の増額

(1) 仮定俸給の引上げ

昭和五十四年度における国家公務員給与の改善を基礎として、恩給年額の計算基礎となる仮定俸給年額を、昭和五十五年四月分以降、三・四％プラス三千二百円引き上げる。ただし、その引上額は十四万四百円を限度とし、七十七号俸以上については、さらに通減調整した額とする。

(2) 公務関係扶助料の最低保障額等の増額

(イ) 公務扶助料、増加非公務扶助料及び特例扶助料の遺族加算を含んだ最低保障額を、次表のとおり引き上げる。

区分	扶養遺族数	現行年額	昭和五十五年四月改定年額	昭和五十五年六月改定年額
公務扶助料	扶養遺族が一人又は二人以上の場合	九〇,〇〇〇円	一〇五,〇〇〇円	一、一三〇,〇〇〇円
死後扶助料	扶養遺族が一人又は二人以上の場合	一、〇〇一,〇〇〇円	一、〇七〇,〇〇〇円	一、一四〇,〇〇〇円
非公務扶助料	扶養遺族が一人又は二人以上の場合	七五,〇〇〇円	八八,〇〇〇円	九〇,〇〇〇円
増加扶助特例	扶養遺族が二人以上の場合	七五,〇〇〇円	八八,〇〇〇円	九〇,〇〇〇円

(四) 公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、扶養遺族の数にかかわらず九万六千円とする。

(3) 傷病恩給の基本年額の増額

傷病恩給の基本年額を、次表のとおり引き上げる。

(イ) 増加恩給

区分	現行年額	昭和五十五年四月改定年額	昭和五十五年六月改定年額
第一項症	三、三三〇,〇〇〇円	三、三三〇,〇〇〇円	三、四七三,〇〇〇円
第二項症	二、六五七,〇〇〇円	二、七五八,〇〇〇円	二、八七八,〇〇〇円
第三項症	二、一六八,〇〇〇円	二、二五〇,〇〇〇円	二、三三〇,〇〇〇円
第四項症	一、六八二,〇〇〇円	一、七四六,〇〇〇円	一、八四六,〇〇〇円
第五項症	一、三三九,〇〇〇円	一、三九〇,〇〇〇円	一、四八〇,〇〇〇円
第六項症	一、〇六七,〇〇〇円	一、一〇八,〇〇〇円	一、一八八,〇〇〇円
第七項症	九七七,〇〇〇円	一、〇一四,〇〇〇円	一、〇八四,〇〇〇円

(四) 傷病年金

区分	現行年額	昭和五十五年四月改定年額	昭和五十五年六月改定年額
第一款症	八九七,〇〇〇円	九三一,〇〇〇円	九九一,〇〇〇円
第二款症	七〇二,〇〇〇円	七二九,〇〇〇円	七八九,〇〇〇円
第三款症	五六三,〇〇〇円	五八四,〇〇〇円	六三四,〇〇〇円
第四款症	四九四,〇〇〇円	五二三,〇〇〇円	五五三,〇〇〇円

(イ) 特例傷病恩給

区分	現行年額	昭和五十五年四月改定年額	昭和五十五年六月改定年額
第一項症	二、四五二,五〇〇円	二、五四五,七〇〇円	二、六四一,七〇〇円
第二項症	二、〇一七,八〇〇円	二、〇九四,五〇〇円	二、一九〇,五〇〇円
第三項症	一、六五一,〇〇〇円	一、七一三,七〇〇円	一、七九三,七〇〇円
第四項症	一、二八四,〇〇〇円	一、三三三,八〇〇円	一、四一二,八〇〇円
第五項症	一、〇二六,八〇〇円	一、〇六五,八〇〇円	一、一三七,八〇〇円
第六項症	八二〇,三〇〇円	八五一,五〇〇円	九一五,五〇〇円
第一款症	七四七,八〇〇円	七七六,二〇〇円	八三二,二〇〇円
第二款症	六八七,八〇〇円	七二三,九〇〇円	七六一,九〇〇円
第三款症	五三九,〇〇〇円	五五九,五〇〇円	六〇七,五〇〇円
第四款症	四三四,八〇〇円	四五一,三〇〇円	四九一,三〇〇円
第五款症	三八〇,五〇〇円	三九五,〇〇〇円	四二七,〇〇〇円

(4)

傷病者遺族特別年金の増額
傷病者遺族特別年金を、次表のとおり引き上げる。

区分	現行年額	昭和五十五年四月改定年額	昭和五十五年六月改定年額
傷病年金及び第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族	一五八,七〇〇円	一六四,七〇〇円	一八二,九〇〇円
第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族	一一九,〇〇〇円	一二三,五〇〇円	一三七,二〇〇円

2 普通恩給等の最低保障額の増額

(1) 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げる。

区 分	実 在 職 年 数	現行年額	昭和五十四年四月改定年額	昭和五十五年六月改定年額
給 恩 通 普	六十五歳以上の者	最短恩給年限以上	六〇七、〇〇〇円	七〇七、〇〇〇円
	六十五歳未満の者(傷病恩給受給者を除く)	九年以上最短恩給年限未満	四八五、三〇〇円	五八五、三〇〇円
	九年以上	最短恩給年限以上	四八五、三〇〇円	五八五、三〇〇円
普 通 扶 助 料	六十五歳未満の傷病恩給受給者	九年以上	四八五、三〇〇円	五八五、三〇〇円
	九年以上	最短恩給年限以上	四八五、三〇〇円	五八五、三〇〇円
	九年以上最短恩給年限未満	九年以上最短恩給年限	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円

(2) 短期在職者のうち、実在職年の年数が六年以上九年末満の者に係る普通恩給又は普通扶助料の最低保障年額については、昭和五十五年十二月分以降、普通恩給にあつては四十二万円、普通扶助料にあつては二十七万三千元とする。

3 寡婦加算の増額

(1) 普通扶助料を受ける妻に係る寡婦加算の年額を、次表のとおり引き上げる。

扶 養 遺 族 数 等	現 行 年 額	昭和五十五年八月改定年額
扶養遺族である子二人以上	八四、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円
扶養遺族である子一人	六〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円
扶養遺族である子有しない六十歳以上	四八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円

(2) 新たに扶助料を受けることとなる妻が、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする年金給付で政令で定めるものを受けるときは、その間、寡婦加算について所要の調整を行うものとする。

4 扶養加給の増額

(1) 傷病恩給受給者の妻に係る加給の年額を十萬八千円から十二万円に引き上げるとともに、増加恩給又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の扶養家族のうち、二人まで

に係る加給の年額を三萬二千四百円から三萬六千円(妻がない場合の一人に係る加給の年額については六萬六千円から七萬八千円)に引き上げる。

(2) 公務関係扶助料受給者の扶養遺族のうち、二人までに係る加給の年額を三萬二千四百円から三萬六千円に引き上げる。

5 五十五歳以上の者に係る加算恩給の減算制の廃止

五十五歳以上六十歳未満の者(妻子及び傷病者を除く)に給する普通恩給及び普通扶助料については、加算年に係る減算を行わないものとする。

6 旧国際電気通信株式会社等の社員期間の通算条件の緩和

昭和二十年八月十五日現在、旧国際電気通信株式会社又は旧日本電信電話工事株式会社に勤務していた社員が、これらの会社の業務が政府に引き継がれた日以前に公務員となつた場合においても、当該社員期間を公務員期間に通算する。

7 恩給外所得による普通恩給の停止基準額の引上げ

1の恩給年額の増額に伴い、恩給外所得による普通恩給の停止基準額を引き上げる。

8 施行期日

以上の措置のうち、公務員給与の改善に伴う恩給年額及び扶養加給の増額等の措置については昭和五十五年四月一日から、1の(2)の(ロ)の措置については同年六月一日から、3の措置については同年八月一日から、6の措置については同年十月一日から、5の措置については同年十二月一日からそれぞれ実施する。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決する。

べきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和五十五年一般会計予算に約九百九十八億四千万円が計上されている。

なお、昭和五十六年度以降平年度所要経費は、約千八百七十八億九千万円の見込みである。

右報告する。

昭和五十五年四月八日

内閣委員長 木野 晴夫
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

附 則

(施行期日〇等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十四条第二項の改正規定(昭和五十五年六月一日)

二 第七条中法律第五十一号附則第十四条第一項の改正規定(昭和五十五年八月一日)

三 第二条の規定(昭和五十五年十月一日)

四 第三条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十四条第三項、第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条の改正規定(昭和五十五年十二月一日)

五 第七条中法律第五十一号附則第十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第十六条の改正規定並びに附則第十條の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一條中厚生年金保険

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二)

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案及び同報告書

一〇六八

法(昭和二十九年法律第十五号)第六十五条の次に一条を加える改正規定の施行の日

2

第一条の規定による改正後の恩給法の規定、第三条の規定による改正後の法律第十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一及び附則別表第四から附則別表第七までの規定、第四条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)、規定、第五條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号。以下「法律第二十一号」という。)、規定、第六條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)、規定並びに第七條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十八條及び第十九條の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

第七條 特例傷病恩給については、昭和五十五年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。))附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則別表第五」とする。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十三條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、改正後の法律第十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第

百五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2

昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の法律第十五号附則第二十七條ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律第三條第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三万八千円」とあるのは「九十五万三千円」と、「八十万四千円」とあるのは「七十三万六千円」とする。

(長期在職者等の恩給年額についての特例に関する経過措置)

第十四條 昭和五十五年四月分及び同年五月分の普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号。以下「法律第二十一号」という。))附則第八條第一項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則別表第六」とする。

2

昭和五十五年六月分から同年十一月分までの普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の法律第二十一号附則第八條第一項の規定の適用については、同項の表の下欄中「四二〇、〇〇〇円」とあるのは「三五〇、〇〇〇円」と、「二七三、〇〇〇円」とあるのは「二二七、五〇〇円」とする。

(別紙)

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給の実施時期については、現職公務員の給与より一年の遅れがあるので、遅れをなくすよう特段の配慮をするとともに各種改善を同時期

に一体化して実施するよう努めること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等その改善を図ること。

一 扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 傷病者死没後の遺族に対する補償については、その改善を図ること。

一 加算年の事務処理については、速やかに措置できるような特段の配慮を行うこと。

一 戦地勤務に服した旧陸海軍看護婦については、旧日赤看護婦に準じ、速やかに適切な処遇措置を講ずるとともに旧日赤看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

右決議する。

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案

国会に提出する。

昭和五十五年一月二十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和五十五年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十五年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行すること

とができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第三条 前条の規定による公債の発行は、昭和五十六年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同条の公債に係る収入は、昭和五十五年度所属の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第四条 政府は、第二条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出し、なければならぬ。

(国債整理基金特別会計法第五条の特例)

第五条 第二条の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

附則

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

理由

財政法第四条第一項ただし書の規定による場合のほか、昭和五十五年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、一般会計において公債を発行することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の内容は、次のとおりである。

1 この法律は、昭和五十五年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特

特例措置を定めるものとする。

2 特例公債は、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で発行できることとする。

3 特例公債の発行は、昭和五十六年六月三十日まで行うことができることとし、同年四月一日以後に発行される前記公債に係る収入は、昭和五十五年度所屬の歳入とすること。

4 前記2の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならぬこととする。

5 この法律により発行する公債については、国債整理基金特別会計法第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

二 議案の修正議決理由

現下の租税収入の動向等にかんがみ、昭和五十五年度において特例公債を発行することは、当面の財政運営のために必要にしてやむを得ない措置であると認めるが、施行期日について修正を行う必要があるため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十五年度一般会計予算の歳入において、特例公債金発行収入として七兆四千八百五十億円を計上している。

昭和五十五年四月九日

大蔵委員長 増岡 博之

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

この法律は、公布の日、昭和五十五年四月一日から施行する。

昭和五十五年四月十七日 衆議院会議録第十八号(一)

る。

〔別紙〕
昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 健全財政を回復するため、財政収支の改善に全力をつくすとともに、極力国債発行額の圧縮に留意し、できる限り早期に特例公債依存の財政から脱却するよう努めること。

二 国債は将来の国民の負担となるので、償還財源の確保に努め、償還に支障のないようにすること。また、財政支出に当たっては不要不急経費を削減すること、補助金行政を洗い直すなど、抜本的な行財政改革を進めること。

三 財源対策としては、負担の公平化に一層努力し、中長期にわたる基本的展望に基づいて見直しを行うこと。

四 国債発行が地方債の発行並びに民間資金需要を圧迫することのないよう十分留意すること。

五 国債の個人消化を一層促進するとともに、国債の発行形態の多様化・発行条件の弾力化、公社債市場の整備拡充等国債管理政策の確立に努めること。

六 財政再建に資するため、早急に財政計画の策定を図ること。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和五十五年三月十七日

内閣総理大臣 大平 正芳

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和55年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会昭和55年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和55年度収支予算

予算総則

第1条 昭和55年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「普通契約」という。)にあつては520円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「カラー契約」という。)にあつては880円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ5,720円、9,680円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,860円、4,840円とする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の月額は、特例措置として普通契約410円、カラー契約760円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ4,510円、8,360円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,255円、4,180円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各期間において、彼此流用することができ。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び同等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と彼此流用することができ。

第5条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予算費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予算費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業費の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案及び同報告書 承認を求めるの件及び同報告書

し、経営委員会の議決を経て、借入金の変還又は設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てられるため、その使用を繰り延べることができる。

2 この場合において、事業収支差金が予算額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に充てることができる。

第12条 業務に関連する調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に充てることができる。

昭和55年度収支予算書

(事業収支)		昭和55年度収支予算書	
(款) 事業	(項) 事業	収入	支出
(款) 事業	(項) 事業	278,917,267千円	278,917,267千円
(款) 事業	(項) 事業	278,167,460千円	278,167,460千円
(款) 事業	(項) 事業	1,020,968千円	1,020,968千円
(款) 事業	(項) 事業	4,454,963千円	4,454,963千円
(款) 事業	(項) 事業	273,876千円	273,876千円
(款) 事業	(項) 事業	254,259,537千円	254,259,537千円
(款) 事業	(項) 事業	86,553,777千円	86,553,777千円
(款) 事業	(項) 事業	66,676,892千円	66,676,892千円
(款) 事業	(項) 事業	1,678,668千円	1,678,668千円
(款) 事業	(項) 事業	37,166,602千円	37,166,602千円
(款) 事業	(項) 事業	3,160,461千円	3,160,461千円
(款) 事業	(項) 事業	34,940,482千円	34,940,482千円
(款) 事業	(項) 事業	17,300,000千円	17,300,000千円
(款) 事業	(項) 事業	3,719,325千円	3,719,325千円
(款) 事業	(項) 事業	563,350千円	563,350千円
(款) 事業	(項) 事業	2,500,000千円	2,500,000千円
(款) 事業	(項) 事業	24,657,730千円	24,657,730千円
(款) 事業	(項) 事業	41,997,000千円	41,997,000千円
(款) 事業	(項) 事業	17,067,000千円	17,067,000千円
(款) 事業	(項) 事業	17,300,000千円	17,300,000千円
(款) 事業	(項) 事業	490,000千円	490,000千円
(款) 事業	(項) 事業	770,000千円	770,000千円
(款) 事業	(項) 事業	6,000,000千円	6,000,000千円

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は、278,648,391千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は、253,696,187千円であり、経常事業収支差金は、24,947,204千円である。

昭和55年度事業計画

1 計画概説

昭和55年度における日本放送協会の事業運営は、受信料収入の伸びがほぼ限界に達しており、一方、経済的諸条件の変動等による支出の増加により、協会に課せられた業務を円滑に遂行することが困難な事態に直面している。

このような状況を打開するため、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、公共放送としての社会的使命を果たすために、今後3か年間の経営計画のもとに、昭和55年度において、やむを得ず、受信料月額改定を行い、放送の全国普及に努めるとともに、すぐれた放送を実施することとし、国民の要望にこたえる。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の建設を行うほか、放送衛星について必要な設備の整備を進めるとともに、ラジオにおいては、FM放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

なお、これらを通じて放送番組全般の利用促進に努める。

(3) 社会環境の激しい変化の中で、地域特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

(4) 受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即した営業活動を大都市を重点に積極的に推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

また、受信料免除については、免除実施対象の見直しを行い、日本放送協会放送受信料免除基準に定める「学校」のうち、大学、高等専門学校に対する受信料の免除を廃止する。

(5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。

(6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進し、企業能率の向上

を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 前年度に引き続き、通信・放送衛星機構に対する出資を行う。

2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に104億7,900万円、演奏所の整備に9億6,300万円、放送設備の整備に82億9,300万円、研究設備の整備等に42億6,500万円、総額240億円をもって施行する。

(1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の難視聴地域域の解消をより効率的に進めることとし、150地区にテレビジョン局の建設を完成し、80地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、550施設を設置する。

また、県域放送のためのテレビジョン局の調査及びテレビジョン音声多重放送の拡充に必要な設備の整備を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備等を行う。

なお、放送衛星についても必要な設備の整備を進める。

これらに要する経費は、73億7,500万円である。

(2) ラジオ放送網計画

FM放送局5局の建設を完成し、5局の建設に着手するとともに、東京ラジオ放送所の移転整備を進めるほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、31億400万円である。

(3) 演奏所整備計画

老朽、狭あいな地方放送会館の整備を取り進める。

これに要する経費は、9億6,300万円である。

(4) 放送設備整備計画

ローカル放送充実のための放送機材の整備及び報道用取材機器の整備を行うほか、老朽の著しい中継放送用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、82億9,300万円である。

(5) 研究設備、一般施設整備計画等

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。これらに要する経費は、42億6,500万円である。

3 事業運営計画

(1) 要員及び給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、年度内に50人の減員を行い、総員を16,535人とする。

これに要する給与は、総額865億5,377万7千円である。

(2) 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日17時間30分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、朝のニュース、報道番組の刷新、特別企画番組の充実、教育放送は、1日18時間の放送時間により、各種教育番組を中心に編成し、教育、教養番組の充実強化を図る。

ローカル放送は、1日1時間30分の放送時間により実施することとし、番組を一層充実して、ローカルサービスの向上を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、番組の刷新を図り、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、視聴者の意向にこたえて刷新を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

このため、番組関係に要する経費の総額は、442億45万4千円である。すなわち、番組制作に402億1,971万8千円、番組の編成企画その他に39億8,073万6千円である。

イ 放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、156億9,960万9千円である。

ウ 通信施設関係については、前年度65億7,254万4千円に対し、2億428万5千円の増額となり、総額67億7,682万9千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度631億4,297万7千円に対し、35億3,391万5千円の増額となり、総額666億7,689万2千円である。

(3) 国際放送

国際放送については、1日37時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、受信の改善に努める。

このため、前年度15億9,980万1千円に対し、7,886万7千円の増額となり、総額16億7,866万8千円である。

(4) 広報及び営業活動

社会環境の激しい変化の中で、地域特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、公共放送としての協会の基本的性格と受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

また、社会情勢の変化に対応し、受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即した営業活動を大都市を重点に積極的に推進して、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、放送受信環境の多様化に対し、受信サービス活動を強化し、視聴者の要請にこたえる。

このため、前年度381億1,781万7千円に対し、40億4,878万5千円の増加となり、総額371億6,660万2千円である。すなわち、広報に9億9,289万1千円、受信改善に14億9,766万5千円、契約収納に270億2,704万6千円、未収受信料欠損償却費に76億4,900万円である。

(5) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、国民生活時間調査、番組視聴状況調査並びに意向調査等を行い、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度 31 億 3,479 万 7 千円に対し、2,566 万 4 千円の増額となり、総額 31 億 6,046 万 1 千円である。

(6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減に努めるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度 319 億 4,188 万 5 千円に対し、29 億 9,887 万 7 千円の増額となり、総額 349 億 4,046 万 2 千円である。すなわち、一般管理に 25 億 695 万 8 千円、施設の維持管理に 44 億 3,929 万 7 千円、職員の厚生保健に 155 億 2,494 万 8 千円、退職手当その他に 124 億 6,925 万 9 千円である。

(7) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費 173 億円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費 37 億 1,932 万 5 千円及び予備費 25 億円を計上する。

(8) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等 2 億 7,387 万 6 千円を計上する。

特別支出は、固定資産売却損等 5 億 6,335 万円を計上する。

(9) 事業収支差金

事業収支差金 246 億 5,773 万円については、このうち 170 億 6,700 万円を債務償還のため事業収支差金受入れに計上し、75 億 9,073 万円を翌年度以降の収支均衡を図り財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べる。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 55 年度	昭和 54 年度	増	減
年度	初頭	2,527,000	2,676,000	△	149,000
年度	新規	390,000	510,000	△	120,000
年度	内解	480,000	660,000	△	170,000
年度	内増	100,000	150,000		50,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 55 年度	昭和 54 年度	増	減
年度	初頭	419,000	425,000	△	6,000
年度	新規	14,000	14,000		0
年度	内解	23,000	19,000		4,000
年度	内増	9,000	5,000	△	4,000

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 55 年度	昭和 54 年度	増	減
年度	初頭	25,742,000	25,040,000		702,000
年度	新規	2,250,000	2,280,000	△	30,000
年度	内解	1,600,000	1,580,000		20,000
年度	内増	650,000	700,000	△	50,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 55 年度	昭和 54 年度	増	減
年度	初頭	275,000	253,000		22,000
年度	新規	43,000	41,000		2,000
年度	内解	19,000	17,000		2,000
年度	内増	24,000	24,000		0

(参考 1)

前記 4 のうち沖縄県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 55 年度	昭和 54 年度	増	減
年度	初頭	43,010	46,000	△	2,990
年度	新規	3,000	5,000	△	2,000
年度	内解	6,000	8,000	△	2,000
年度	内増	3,000	3,000		0

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 55 年度	昭和 54 年度	増	減
年度	初頭	4,980	4,910		80
年度	新規	110	90		20
年度	内解	10	0		10
年度	内増	100	90		10

(2) カラー契約

7 有料契約者見込数

区	分	昭和55年度	昭和54年度	増	減
年度	初頭契約者数	168,020	160,000	8,020	
年度	内新規契約者数	32,000	34,000	2,000	
年度	内解約者数	24,000	26,000	2,000	
年度	内増加契約者数	8,000	8,000	0	

1 受信料免除者見込数

区	分	昭和55年度	昭和54年度	増	減
年度	初頭免除者数	780	690	90	
年度	内新規免除者数	100	110	10	
年度	内解約者数	0	0	0	
年度	内増加免除者数	100	110	10	

(参考2)

有料契約者見込総数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度	初頭契約者数	2,527,000	25,742,000	28,269,000
年度	内増加契約者数	100,000	650,000	550,000
年度	内解約者数	2,427,000	26,392,000	28,819,000

1 資金計画の概要

昭和55年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額2,888億4,147万2千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額2,856億7,264万円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算2,731億6,746万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入額2,622億4,076万2千円を予定する。

放送債券については、60億円発行による入金額59億7,000万円、長期借入金については、3億7,000万円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入10億2,096万8千円、受入利息等雑収入44億5,496万3千円、固定資産売却収入3億52万6千円、放送債券償還積立資産のどし入れ7億7,000万円、有価証券売却その他の入金187億1,425万3千円を見込む。

以上により入金額は、総額2,888億4,147万2千円である。

3 出金の部

事業経費2,212億7,786万2千円、建設経費240億円、放送債券の償還7億7,000万円、長期借入金の返還144億1,400万円、出資1億6,000万円、支払利息等の経費35億9,777万8千円、放送債券償還積立資産への繰入れ26億5,300万円、予備費25億円、有価証券購入その他の出金163億円を合わせ出金額は、総額2,856億7,264万円である。

(参考) 資金の需要及び調達の4半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合 計
1.	前期末資金有高	9,729,000	13,621,991	13,769,296	13,983,606	—
2.	入 金	66,820,489	56,945,160	87,848,132	77,227,691	288,841,472
	受 信 料	62,937,783	53,759,355	75,949,821	69,593,803	262,240,762
	放 送 債 券	0	0	5,970,000	0	5,970,000
	長 期 借 入 金	0	0	0	370,000	370,000
	交 付 金 収 入	236,499	308,319	237,759	238,391	1,020,968
	雑 収 入	554,280	1,008,875	1,219,141	1,672,667	4,454,963
	固定資産売却収入	4,548	4,548	286,874	4,556	300,526
	放送債券償還積立資産のどし入れ	0	0	0	770,000	770,000
3.	有価証券売却その他の入金	3,087,379	1,864,063	4,184,537	4,578,274	13,714,253
	事業経費	62,927,498	56,797,855	87,683,822	78,263,465	285,672,640
	建設経費	56,789,688	49,566,211	66,162,081	48,759,882	221,277,862
	放送債券償還	4,628,428	5,399,634	6,804,116	7,167,822	24,000,000
	長期借入金返還	0	210,000	210,000	350,000	770,000
	出 金	160,000	0	0	0	14,414,000
	支払利息等の経費	724,382	997,010	882,625	993,761	3,597,778
	放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	2,653,000	2,653,000
	予 備 費	625,000	625,000	625,000	625,000	2,500,000
	有価証券購入その他の出金	0	0	13,000,000	3,300,000	16,300,000
4.	期末資金有高	13,621,991	13,769,296	13,983,606	12,897,832	—

日本放送協会昭和55年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和25年法律第182号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和55年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和55年2月

郵 政 大 臣

日本放送協会昭和55年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見
日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和55年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当と認める。

なお、受信料額の改定については、受信契約の増加がほぼ限界に達する反面、事業支出は、その抑制に努めても増加が避けられない現状において、協会の財政基礎の安定を図るため、この際、やむを得ないものと考えらる。

協会は、この厳しい経営の現状を踏まえ、公共放送としての社会的使命を果たすため、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮すべきである。

記

1 協会は、公共放送機関としての経営責任を全うするため、長期的展望に立つて経営の在り方について検討を進めるとともに、更に経営の合理化を徹底するよう努めるべきである。

2 協会財政の基礎である受信料について、収納不能額が増加していることは看過し得ない重大な問題であるので、受信料の負担の公平及び収入の確保を図るため、協会は、更に効果的な方策を講じ、受信料の確実な収納に格段の努力を払うべきである。

理 由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和55年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第三十七条第二項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならぬこととなっているからである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和五十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には「おおむね適当」と認める。この郵政大臣の意見が付されている。

二 本件の要旨

収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の準則を示す総則並びに収入及び支出の款項別金額を、事業計画は、建設計画、事業運営計画及び受信契約者数等を、また、資金計画は、収支予算及び事業計画に基づ

く資金の出入の計画を定めているものであつて、その要点は次のとおりである。

1 収支予算

(一) 受信料の額を次のように改定する。

普通契約

月額 五二〇円(前年度四二〇円)

カラー契約

月額 八八〇円(前年度七二〇円)

ただし、六か月分前納の場合は、普通契約二、八六〇円、カラー契約四、八四〇円、十二か月分前納の場合は、普通契約五、七二〇円、カラー契約九、六八〇円とする。

なお、沖縄県の区域においては、次のように改定する。

普通契約

月額 四一〇円(前年度三三〇円)

カラー契約

月額 七六〇円(前年度六一〇円)

ただし、六か月分前納の場合は、普通契約二、二五〇円、カラー契約四、一八〇円、十二か月分前納の場合は、普通契約四、一〇〇円、カラー契約八、三六〇円とする。

(二) 収支予算書

(事業収入)

事業収入

二、七八九億一、七二六万七千円

事業支出

二、五四二億五、九五三万七千円

事業収支差金

二四六億五、七七三万円

(資本収支)

資本収入

四一九億九、七〇〇万円

資本支出

四一九億九、七〇〇万円

また、事業収支において、特別収支を除いた経常事業収支は

経常事業収入

二、七八六億四、三三九万一千円

経常事業支出

二、五三六億九、六一八万七千円

経常事業収支差金

二四九億四、七二〇万四千円

となつてゐる。

なお、事業収支差金二四六億五、七七三万円については、このうち一七〇億六、七〇〇万円を債務償還のため事業収支差金受入れに計上し、残りの七十五億九、〇七三万円は、翌年度以降の収支均衡を図り、財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べることにしている。

2 事業計画

(一) 建設計画

テレビジョン放送については、難視聴地

域の解消をより効率的に進めることとし、一五〇地区に中継局を完成し、八〇地区の建設に着手するほか、五五〇の共同受信施設を設置する。また、県域放送のためのテレビジョン局の調査及び音声多重放送の拡充に必要な設備の整備を行うほか、老朽の著しい放送機器の整備を行う。

なお、放送衛星についても必要な設備の整備を進める。

ラジオ放送については、F.M放送局五局の建設を完成し、五局の建設に着手するとともに、東京ラジオ放送所の移転整備を進めるほか、老朽の著しい放送機器の整備を行う。

その他、演奏所、放送設備、研究設備及び一般施設の整備を行う。

(二) 事業運営計画

(1) 要員については、業務の効率化を推進して、年度内に五〇名の減員を行い、総員を一万六、五三五人とする。

(2) 国内放送については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公正な報道と豊かな番組の提供に努めることとし、とくにテレビジョン放送については、朝のニュース、報道番組の刷新、特別企画番組の充実等を図るほか、教育放送及びローカル放送の充実強化を図る。

(3) 国際放送については、各地域の特殊性に即応した番組を編成して、国際間の理解と親善に寄与するとともに、受信の改善を行う。

(4) 営業関係については、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広く視聴者の意向の吸収、反映に努めるとともに、受信料制度等についての視聴者の理解と信頼を深めるための諸活動を強化する。

また、受信料負担の公平を期するため、

視聴者の生活態様に即した営業活動を、大都市を重点に積極的に推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

更に、受信料免除については、免除対象の見直しを行い、大学、高等専門学校に対する免除を廃止する。

(5) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開する。

(6) 経営管理については、業務全般にわたる効率化を積極的に推進して、経費の節減に努めるとともに、企業能率の向上を図る。

(7) 前年度に引き続き、通信・放送衛星機構に対する出資(一億六、〇〇〇万円)を行う。

(二) 有料契約者見込数

普通契約において、年度初頭二五二万七千、年度内減少一〇万、年度末二四二万七千、また、カラー契約において、年度初頭二、五七四万二千、年度内増加六五万、年度末二、六三九万二千と見込み、その結果、契約者総数は、年度初頭二、八二六万九千、年度内増加五五万、年度末二、八八一万九千と見込んでゐる。

3 資金計画

(一) 年度内の入金額は、総額二、八八八億四、一四七万二千円を予定しているが、その内訳は、受信料については、受信料収入予算から年度内に収納に至らない額を控除した受信料収納額二、六二二億四、〇七六万二千円、放送債券については、六〇億四発行による入金額五九億七、〇〇〇万円、長期借入金三億七、〇〇〇万円及びその他の収入二〇二億六、〇七二万円となっている。

(二) 年度内の出金額は、総額二、八五六億七、

二六四万円を予定しているが、その内訳は、事業経費二、二二二億七、七八六万二千円、建設経費二四〇億四、放送債券の償還七億七、〇〇〇万円、長期借入金の返還一四四億一、四〇〇万円、出資一億六、〇〇〇万円及びその他の出金二五〇億五、〇七七万八千円となっている。

なお、本件が昭和五十五年の事業開始日である四月一日までに国会の承認を得られなかつたので、日本放送協会は、現在、放送法第三十七条の二の規定に基づき、郵政大臣の認可を得て、四月一日から三十日までの三十日間を実施期間とする暫定収支予算等により、業務を実施している。

三 本件の議決理由

日本放送協会の昭和五十五年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し別紙のとりの附帯決議を付することに決した。

昭和五十五年四月十日

通信委員長 小林 進

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

(別紙)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送の不偏不党と表現の自由を確保すること。

一 テレビジョン放送の難視聴対策を一層効率的に推進し、早期解消を図ること。

一 厳しい経営環境を深く認識して企業努力に徹するとともに、負担の公平を期し、収納制度の検討を含め収納の確保に努めること。

一 長期的展望に立つて経営のあり方を根本的に

検討するため、NHK基本問題調査会の討議を十分活用し、真の公共放送の使命を果せるよう努め、今後の受信料の改定を極力抑制すること。

一 ローカル放送の強化など放送番組の充実刷新を図り、視聴者の多様な意向を積極的に吸収しその反映に努めること。

一 経営委員会の運営及び財政状況の周知等視聴者との連帯を深めるための施策を強化すること。

船舶のトン数の測度に関する法律案

右国会に提出する。

昭和五十五年三月十七日

内閣総理大臣 大平 正芳

(趣旨)

第一条 この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約(以下「条約」といふ)を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の測度及び国際トン数証書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第二条 船舶のトン数の測度の基準については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第三条 この法律において「閉開場所」とは、外板、仕切り(可動式のものを含む。)若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い(天幕を除く。)により閉開されている船舶内のすべての場所をいう。

2 この法律において「上甲板」とは、外気に面したすべての開口に風雨密閉装置を備えることその他の運輸省令で定める基準に適合する甲板

のうち最上層のものをいう。

3 この法律において「貨物積載場所」とは、貨物の運送の用に供される閉開場所内の場所をいう。

4 この法律において「基準喫水線」とは、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第三条に規定する満載喫水線その他これに相当する喫水線のうち運輸省令で定めるものをいう。

5 この法律において「国際トン数証書」とは、次条第一項の国際総トン数及び第六条第一項の純トン数を記載した証書であつて、この法律の規定に基づき国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の日本船舶について交付されるものをいう。

(国際総トン数)

第四条 国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として国際航海に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の国際総トン数は、閉開場所の合計容積を立方メートルで表した数値から除外場所(開口を有する閉開場所内の場所であつて、当該開口の位置、形態又は大きさが運輸省令で定める基準に該当する場所をいう。以下同じ。)の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値を基準として運輸省令で定める係数を乗じて得た数値にトンをつけて表すものとする。

(総トン数)

第五条 総トン数は、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とする。

2 前項の総トン数は、前条第二項の規定の例により算出した数値に、当該数値を基準として運輸省令で定める係数を乗じて得た数値にトンをつけて表すものとする。

3 二層以上の甲板を備える船舶であつて運輸省令で定めるものについて前項の規定により総ト

ン数の数値を算定する場合においては、同項中「当該数値を基準として運輸省令で定める係数」とあるのは、「当該数値並びに上甲板及び上甲板から第二層にある甲板の位置を基準として運輸省令で定める係数」とする。

(純トン数)

第六条 純トン数は、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の純トン数は、次に掲げる数値を合算した数値(旅客定員が十三人未満の船舶については、第一号に掲げる数値)にトン単位を付して表すものとする。

一 貨物積載場所の合計容積を立方メートルで表した数値から当該貨物積載場所に含まれる除外場所の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値並びに上甲板及び基準喫水線の位置を基準として運輸省令で定める係数を乗じて得た数値(その数値が国際総トン数の数値の百分の二十五に満たないときは、当該国際総トン数の数値の百分の二十五に相当する数値)

二 旅客定員の数及び国際総トン数の数値を基準として運輸省令で定めるところにより算定した数値

3 基準喫水線の位置又は旅客定員の数につき運輸省令で定める軽微な変更が行われた場合における純トン数の数値については、運輸省令で、前項に規定する数値の算定の特例を定めることができる。

4 前二項の規定により算定した数値が国際総トン数の数値の百分の三十に満たない場合における純トン数の数値は、これらの規定にかかわらず、当該国際総トン数の数値の百分の三十に相当する数値とする。

(載貨重量トン数)

第七条 載貨重量トン数は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の

最大積載量を表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の載貨重量トン数は、人又は貨物その他運輸省令で定める物を積載しないものとした場合の船舶の排水量と、比重一・〇二五の水面において基準喫水線に至るまで人又は物を積載するものとした場合の当該船舶の排水量との差をトン(計量法、昭和二十六年法律第二百七号)第六条第一項第二号に規定するトンを用いる)により表すものとする。

(国際トン数証書等)

第八条 長さ二十四メートル以上の日本船舶の船舶所有者(当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ)は、運輸大臣から国際トン数証書の交付を受け、これを船舶内に備え置かなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。

2 運輸大臣は、前項の船舶について国際トン数証書の交付の申請があつたときは、当該船舶について国際総トン数及び純トン数の測度を行つた後、国際トン数証書を交付するものとする。

3 船舶所有者は、国際トン数証書の記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日から二週間以内に、運輸大臣に対し、その書換えを申請しなければならない。

4 第二項の規定は、前項に規定する記載事項の変更が国際総トン数又は純トン数の変更である場合について準用する。

5 船舶所有者は、国際トン数証書が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、運輸大臣に対し、その再交付を申請することができる。

6 船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知つた日から二週間以内に、国際トン数証書を運輸大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において運輸大臣にその旨を届け出たとき

は、この限りでない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解散されたとき。

二 船舶が日本の国籍を喪失したとき。

三 船舶の存否が三箇月間不明になつたとき。

四 船舶が国際航海に従事する船舶でなくなつたとき。

五 船舶が長さ二十四メートル以上の船舶でなくなつたとき。

7 長さ二十四メートル未満の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を国際航海に従事させようとするときは、運輸大臣から国際総トン数及び純トン数を記載した書面(以下「国際トン数確認書」という)の交付を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、国際トン数確認書について準用する。この場合において、第二項、第三項、第五項及び第六項中「国際トン数証書」とあるのは「国際トン数確認書」と、同項第五号中「長さ二十四メートル以上」とあるのは「長さ二十四メートル未満」と読み替へるものとする。

(外国における事務)

第九条 前条に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。

2 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。

(手数料)

第十条 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付、書換え又は再交付を申請しようとする者(国を除く)は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手料を国に納めなければならない。

(運輸省令への委任)

第十一条 閉鎖場所、貨物積載場所及び除外場所の容積並びに排水量の算定方法その他船舶のトン数の測度に関し必要な事項並びに国際トン数証書及び国際トン数確認書の記載事項並びにこ

れらの交付、書換え、再交付及び返還に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(立入検査)

第十二条 運輸大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、国際トン数証書(条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む)、国際トン数確認書その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第十三条 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行わせることができる。

2 海運局長は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項を海運局支局長に行わせることができる。

(罰則)

第十四条 第八条第一項の規定に違反した船舶所有者は、十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第八条第三項又は第六項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

二 第十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(船舶積量測定法の廃止等)

第二条 船舶積量測定法(大正三年法律第三十四号。以下「旧測定法」という。)は、廃止する。

2 次に掲げる規定の適用については、旧測定法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

一 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)第八條第一項、二、油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第七條(経過措置)

第三条 この法律の施行前に建造され、又は建造に着手された日本船舶(以下「現存船」という。)に係る総トン数の測定の基準については、第五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行後に運輸省令で定める修繕(以下「特定修繕」という。)が行われた現存船については、この法律の施行後最初に行われる特定修繕に伴う次条の規定による改正後の船舶法(明治三十二年法律第四十六号。以下「新船舶法」という。)及びこれに基づく命令の規定による改測又は測定(これらに相当する処分を含む。)を受ける日(以下「当初改測日」という。)以後は、この限りでない。

2 現存船に係る純トン数の測定の基準については、第六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる現存船については、それぞれ当該各号に定める日以後は、この限りでない。

一 この法律の施行後に特定修繕が行われた現存船(当該特定修繕が行われる日前に次号又は第三号に掲げる現存船となつたものを除く。)
当初改測日

二 国際トン数証書の交付を受ける現存船 第

八条第二項の規定による測定を受ける日
三 国際トン数確認書の交付を受ける現存船
第八條第八項において準用する同条第二項の規定による測定を受ける日

3 長き二十四メートル以上の現存船については、この法律の施行後、条約第十七條(1)の規定により条約が効力を生ずる日から起算して十二年を経過する日(その日前に特定修繕が行われた船舶については、当初改測日)までの間(次項において「猶予期間」という。)は、第八條第一項の規定は、適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の船舶の船舶所有者は、猶予期間内においても、国際トン数証書の交付を受けることができる。

(船舶法の一部改正)

第四条 船舶法の一部を次のように改正する。

第四條中「積量」を「総トン数」に改める。

第五條ノ第二項中「総噸數百噸」を「総トン数百トン」に改める。

第七條及び第九條第一項中「積量」を「総トン数」に改める。

第二十條中「總噸數二十噸」を「総トン数二十トン」に改める。

第二十一條第一項及び第二十一條ノ二中「積量」を「総トン数」に改める。

(船舶法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の船舶法第四條若しくは第九條の規定により行われた測定若しくは改測の申請若しくは嘱託又は同法第七條の規定により行われた標示は、それぞれ新船舶法第四條若しくは第九條の規定により行われた測定若しくは改測の申請若しくは嘱託又は新船舶法第七條の規定により行われた標示とみなす。

2 国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の現存船に関する新船舶法の規定の適用については、この法律の施行後、条約第十七條(1)の規定により条約が効力を生ずる日から起算して十二年を経過する日(その日前に特定修繕が行われた船舶又は国際トン数証書の交付を受ける船舶については、当初改測日又は第八條第二項の規定による測定を受ける日のいずれか早い日)までの間においては、新船舶法第四條、第七條、第九條第一項、第二十一條第一項及び第二十一條ノ二中「総トン数」とあるのは、「積量」とする。

3 前二項に定めるもののほか、新船舶法の施行に伴い必要となる経過措置は、政令で定める。

(とん税法の一部改正)

第六條 とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「純トン数」とは、船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第

号)第六條(純トン数)に規定する純トン数をいう。

第八條(見出しを含む。)及び第九條第一項中「積量」を「純トン数」に改める。

(特別とん税法の一部改正)

第七條 特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六條中「積量」を「純トン数」に改める。

(とん税法及び特別とん税法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 前二條の規定による改正後のとん税法及び特別とん税法の規定の適用については、附則第三條第二項の規定により従前の例によることとされる純トン数は、前二條の規定による改正後のとん税法及び特別とん税法に規定する純トン数とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第九條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号百五(二)中「基く」を「基づく」に、「積量」を「総トン数」に改める。

(漁船法の一部改正)

第十条 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「基く」を「基づく」に、「積量」を「総トン数」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「船舶積量測定法(大正三年法律第三十四号)」を「船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十七号、第二十四條第四号及び第四十條第一項第八号中「積量」を「トン数」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

千九百六十九年の船舶のトン数の測定に関する国際条約を実施し、あわせて我が国における海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の測定に関し必要な事項を定めるとともに、国際トン数証書の交付に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船舶のトン数の測定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、「千九百六十九年の船舶のトン数の測定に関する国際条約(以下「条約」という。))を我が国において実施し、あわせて我が国における海事に関する制度の適正な運営を確保するた

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二) 船舶のトン数の測度に関する法律案及び同報告書

民法及び家事審判法の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇七八

め、船舶のトン数の測度に関し必要な事項を定めるとともに、国際トン数証書の交付に関する規定を新たに設けるなど船舶のトン数の測度に関する国内法制の整備を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 船舶のトン数の測度の基準の整備

1 国際総トン数

国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として国際航海に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とし、その測度の基準を定めることとする。

2 総トン数

総トン数は、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とし、その測度の基準を定めることとする。

3 純トン数

純トン数は、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とし、その測度の基準を定めることとする。

4 載貨重量トン数

載貨重量トン数は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の最大積載量を表すための指標として用いられる指標とし、その測度の基準を定めることとする。

(二) 国際トン数証書の交付に関する規定の整備

1 備

1 国際トン数証書

(1) 長さ二十四メートル以上の日本船舶を国際航海に従事させる場合は、国際トン数証書の交付を受け、これを船舶内に備え置かなければならないこととする。
(2) 国際トン数証書の交付、書換え、再交付及び返還について、所要の規定を設けることとする。

2 国際トン数確認書

長さ二十四メートル未満の日本船舶を国際航海に従事させる場合は、当該船舶について、国際トン数確認書の交付を受けることができることとする。

(三) その他

手数料、立入検査、罰則等に関し、所要の規定を設けることとする。

(四) 附則

1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

2 船舶積量測度法(大正三年法律第三十四号)は、廃止することとする。

3 この法律の施行前に建造され、又は建造に着手された日本船舶(以下「現存船」という。)に係る総トン数の測度の基準については、運輸省令で定める修繕(以下「特定修繕」という。)に伴う改測が行われる日まででは、なお従前の例によることとする。

4 現存船に係る純トン数の測度の基準については、特定修繕に伴う改測又は国際トン数証書若しくは国際トン数確認書の交付に係る測度を受ける日まででは、なお従前の例によることとする。

5 現存船に係る国際トン数証書の交付申請及び船舶内備置義務に関しては、条約が効力を生ずる日から起算して十二年を経過する日又は特定修繕に伴う改測が行われる日まででは、その適用を猶予することとする。

二 議案の可決理由

本案は、船舶のトン数の測度基準の統一に関する国際協力を推進するとともに我が国における海事に関する制度の適正な運営を確保するための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十五年四月十六日

運輸委員長 古屋 亨

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

船舶のトン数の測度に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、トン数の測度基準の変更に伴い、船内の居住設備や作業環境が悪化することのないよう、所要の措置を考慮すべきである。

右決議する。

民法及び家事審判法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十五年三月十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

民法及び家事審判法の一部を改正する法律(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八百八十九条第二項中「及び第三項」を削る。

第九百条第一号中「子の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一」を「子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一」に改め、同条第二号中「配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各二分の一」を「配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一」に改め、同条第三号中「三分の二」を「四分の三」に、「三分の一」を「四分の一」に改める。

第九百一条第二項中「直系尊属」を「子」に改める。

第九百四条の次に次の一条を加える。

第九百四条の二 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、

被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定によつて算定した相続分に寄与分を加えた額をもつてその者の相続分とする。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。寄与分は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した額を超えることができない。

第二項の請求は、第九百七条第二項の規定による請求があつた場合又は第九百十條に規定する場合にすることができ。

第九百六条中「職業」を「年齢、職業、心身の状態及び生活の状況」に改める。

第一千二十八条第一号を次のように改める。

一 直系尊属のみが相続人であるときは、被相続人の財産の三分の一

第一千二十八条第二号中「三分の一」を「二分の一」に改める。

(家事審判法の一部改正)

第二条 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項乙類第九号の次に次の一号を加える。

九の二 民法第九百四条の二第二項の規定による寄与分を定める処分

第十五条の四を第十五条の七とし、第十五条の三を第十五条の六とし、第十五条の二を第十五条の五とし、第十五条の次に次の三条を加える。

第十五条の六 第十五条の七 第十五条の八

第十五条の九 第十五条の十 第十五条の十一

第十五条の十二 第十五条の十三 第十五条の十四

第十五条の十五 第十五条の十六 第十五条の十七

第十五条の十八 第十五条の十九 第十五条の二十

第十五条の二 第九条第一項申類に掲げる事項

についての審判又は次条第一項若しくは第二項の規定による審判(同条第五項の裁判を含む。若しくはこれを取り消す裁判で最高裁判所の定めるものが効力を生じた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所の定めるところにより、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者に対し、戸籍の記載を嘱託しなければならぬ。

第十五条の三 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。

前項の規定による審判(以下「審判前の保全処分」という。)が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

前二項の規定による審判は、疎明に基づいてする。

前項の審判は、これを受ける者に告知することによつてその効力を生ずる。

第九条に規定する審判事件が高等裁判所に係属する場合には、当該高等裁判所が、第三項の審判に代わる裁判を行う。

審判前の保全処分の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他の仮差押え及び仮処分の執行に関する法令の規定に従つてする。

民事訴訟法第五百十三条、第七百三十七條、第七百四十一條第二項から第四項まで、第七百四十三條、第七百五十五條、第七百五十八條及び第七百六十條の規定は、審判前の保全処分について準用する。

第十五条の四 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、相続人に対して、遺産の全部又は一部について競売し、その他最高裁判所の定めるところに

より換価することを命ずることができる。

前条第二項の規定は、前項の規定による審判について準用する。

前二項の規定は、民法第九百五十八條の三第一項の規定による相続財産の処分の審判について準用する。この場合において、第一項中「相続人」とあるのは、「相続財産の管理人」と読み替へるものとする。

第十六条中「者」これを「者」について、同法第二十七條から第二十九條までの規定は、第十五条の三第一項の規定による財産の管理者についてに改める。

第二十五条の二中「第十五条の二から第十五条の四まで」を「第十五条の五から第十五条の七まで」に改める。

第二十七條中「三千元」を「五万円」に改める。

第二十八條第一項中「第十五条の三」を「第十五条の六」に、「五千元」を「十万円」に改める。

第二十九條第二項中「昭和五十四年法律第四号」を削る。

第三十條第一項中「五千元」を「十万円」に改める。

第三十一条中「一万元」を「二十万円」に改める。

一部を次のように改正する。

第十五条中「若しくは請求」を「請求若しくは嘱託」に改める。

(相続税法の一部改正)
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條の二第二項第二号イ中「三分の二」を「二分の一」に改める。

第三十二條中「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「民法の規定」を「民法(第九百四條の二を除く。の規定」に、「取消」を「取消し」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第五十五條中「因り」を「より」に、「民法の規定」を「民法(第九百四條の二を除く。の規定」に、「但し」を「ただし」に改める。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)
前項の規定による改正後の相続税法の規定は、この法律の施行の日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

7 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正
民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項の上欄ニ中「第十五条の三」を「第十五条の六」に改める。

理由
最近の家族関係の実態等にかんがみ配偶者の相続分の引上げ等を行い、遺産の分割の適正を確保するため寄与分制度の新設、分割のための遺産の換価の手続の整備等を図るとともに、家事審判の実効を確保するために審判前の保全処分に執行力を付与する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、最近の家族関係の実態等にかんがみ、配偶者の相続分の引上げ等を行い、遺産分割の適正を確保するため寄与分制度の新設等を図るとともに、家事審判の実効を確保するため審判前の保全処分に執行力を付与する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 子、直系尊属又は兄弟姉妹及び配偶者が相続人となる場合におけるその相続分は、次によるものとする。

(1) 子及び配偶者が相続人であるときは、子及び配偶者の相続分は、各二分の一(現行は、子三分の一、配偶者三分の一)とする。

(2) 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の一とし、直系尊属の相続分は、三分の一(現行は、各二分の一)とする。

(3) 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の一とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一(現行は、配偶者三分の一、兄弟姉妹三分の一)とする。

2 兄弟姉妹を代襲して相続人となる者は、兄弟姉妹の子に限るものとする。

3 被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした相続人は、遺産分割の協議又は審判において、相当額の財産を取得できるものとする。

4 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の額を受けるものとする。

直系尊属のみが相続人であるときは、被相続人の財産の三分の一とし、その他の場合には、被相続人の財産の二分の一とする。

は、民事執行法等の規定に従つて行ふものとすること。

6 家庭裁判所は、遺産分割の審判等に先立つて、相続人等に対し、競売等による遺産の換価を命ずることが出来るものとする。

7 履行命令の不遵守等に対する過料等の額を引き上げるものとする。

8 配偶者が取得した財産のうち、遺産額の二分の一までは相続税を課さないものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近の家族関係の実態等にかんがみ、配偶者の相続分の引上げ、寄与分制度の新設及び家事審判前の保全処分執行力を付与する等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年四月十六日
法務委員長 木村武千代
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めの件

右

国会に提出する。

昭和五十五年三月十七日
内閣総理大臣 大平 正芳

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めの件

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とアルゼンティン共和国との間の文化交流の発展に資するため、昭和五十四年十月十一日に東京で、日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定

日本国政府及びアルゼンティン共和国政府は、それぞれの国における他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式の一層の理解を助長するため、両国間に更に密接な文化関係を発展させようとする共通の希望に動かされて、文化協定を締結することに決定し、次のとおり協定した。

第一条

1 両国政府は、学者、教員、学生、研究員、芸術家その他文化的又は教育的活動に従事する者の両国間における交換を助長する。

2 両国政府は、両国の文化的、教育的及び専門的団体の間における密接な協力を奨励する。

第二条

各国政府は、自国における他方の国の文化機関の設立及び発展を容易にする。

第三条

各国政府は、自国において、大学その他の教育機関における他方の国の言語、文学、文化その他の側面についての教育及び研究を奨励する。

第四条

各国政府は、自国において、他方の国の国民が修学し、研究し、及び訓練を受けることができるように、当該国民に対して奨学金を与えることを容易にする。

第五条

両国政府は、一方の国において修学上の目的及び適当な場合には職業上の目的のために与えられる学位、資格証書その他の証明書についての他方の

の国における理解及び評価に資するようなそれぞれの国の教育制度に関する情報の交換について協力する。

第六条

1 各国政府は、特に次の手段により他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することを奨励し、及び容易にする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物

(b) 講演、セミナー、演奏会及び舞台芸術

(c) 美術展覧会、工芸品展覧会その他の文化的展示会

(d) ラジオ、テレビジョン、フィルム、音盤、テープその他の機械的手段

2 各国政府は、自国において、他方の国の国民又は団体により製作された文学的、芸術的及び学術的内容の著作物の翻訳、複製及び出版を奨励する。

第七条

各国政府は、自国において、他方の国の国民に対し、博物館、美術館、図書館、文献センターその他の文化的性質を有する施設の利用について便宜を与える。

第八条

両国政府は、両国の報道機関、ラジオ放送機関及びテレビジョン放送機関の間における協力を容易にする。

第九条

両国政府は、両国の国民の間の相互理解を促進するため、両国間の観光旅行を奨励し、及び容易にする。

第十条

両国政府は、両国の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び相互訪問を奨励する。

第十一条

両国政府は、この協定に定める交流の進捗状況を検討し、及びこの協定の実施を確保するため、一方の政府の要請に基づき、協議を行う。

第十二条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、ブエノス・アイレスで行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。

第十三条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の政府がこの協定を終了させる意思を通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十九年十月十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
園田 直

アルゼンティン共和国政府のために
カルロス・ワシントン・パストール

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

我が国は、アルゼンティン共和国との間に文化協定の締結について交渉を行つてきたが、合意に達したので、昭和五十四年十月十一日東京において、本協定に署名を行った。

本協定の主な内容は、両国間における学者、教員、学生、芸術家等の交換、両国の文化的、教育的及び専門的団体の間の協力、報道機関、ラジオ及びテレビジョン放送機関の間の協力、青少年、スポーツマン及びそれらの団体の間の協力等を奨励すること、大学その他の教育機関における相手国の文化についての教育及び研究、出版物、放送等による相手国の文化、歴史等の理解、相手国の国民等により製作された著

作物の翻訳等を奨励すること、自国内で、相手国の文化機関の設立及び発展を容易にすること、に、相手国の国民に対し奨学金を与えることを容易にし、相手国の学位、資格証書等が理解、評価されるよう情報の交換について協力するとともに、相手国の国民による美術館、博物館等の利用について便宜を与えること等について規定している。

なお、本協定は、批准書の交換の日に効力を生ずることとなっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国とアルゼンティン共和国との間の相互理解と文化交流を増進するため妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十五年四月十六日

外務委員長 中尾 栄一
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるとの件
右
国会に提出する。

昭和五十五年三月十七日

内閣総理大臣 大平 正芳

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるとの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号た

だし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとする。

理 由

政府は、日本国とハンガリー人民共和国との間における所得に対する租税に関する二重課税の回避のため、昭和五十五年二月十三日にブダペストで、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約

日本国及びハンガリー人民共和国は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

- (a) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)
- (b) ハンガリー人民共和国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 利得税
 - (iii) 特別法人税
 - (iv) (i)の所得税を基礎として課される地域開発負担金
 - (v) 営利法人による配当及び利得の分配に対する税

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

(以下「ハンガリーの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこれと実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない)についても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれ国の税法について行われた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。
- (b) 「ハンガリー人民共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、ハンガリー人民共和国の領域をいう。
- (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はハンガリー人民共和国をいう。
- (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はハンガリーの租税をいう。
- (e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に法人格を有する団体として取り扱われるる団体をいう。
- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人

として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(j) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運送する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運送される船舶又は航空機による運送を除く)をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。この用語には、当該一方の締約国内の源泉から取得する所得のみについて当該一方の締約国において課税される個人を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとなされる締約国を決定する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてはいる場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店

昭和五十五年四月十七日 衆議院会議録第十八号(一)

- (c) 事務所
(d) 工場
(e) 作業場
(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
(g) 建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、十二箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
(d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
(e) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
(f) 一方の締約国の企業が、当該一方の締約国から他方の締約国への機械又は設備の引渡しに関連して据付工事を行うこと。
(g) (a)から(f)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のため

に行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動のみである場合は、この限りでない)。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるか否かを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができ。

2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているか否かを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行うために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設の取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつてその締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために行つた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得

も、その恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ハンガリー人民共和国の企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でハンガリー人民共和国において今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がなるとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを

当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。

その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取扱いされるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、その配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約

国内で生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われるもの又は当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは恒久的施設と実質的に関連するものを除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子であつて、他方の締約国の政府（地方公共団体を含む）、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者が取得する利子であつて延払いの形式による貸付金に係るものについては、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該一方の締約国において租税を免除する。

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利

得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得をいい、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6 1、2及び4の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、その利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるか否かを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、その利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

8 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に對し、この条約の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 (a) 工業的使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

(b) 文化的使用料に対しては、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料が生じた締約国において租税を免除する。

3 (a) 2において、「工業的使用料」とは、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の経験に關する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

(b) 2において、「文化的使用料」とは、文學上、美術上又は學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作權の使用又は使用の權利の對価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、その使用料を生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた權利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の

規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定の施設を有する場合において、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定の施設について生じ、かつ、その使用料が当該恒久的施設又は固定の施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定の施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

6 使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することが出来る。

第十三条

1 第六条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することが出来る。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が自由職業を行うため他方の締約国において使用することが出来る固定の施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定の施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国に

において租税を課することが出来る。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

4 一方の締約国の居住者が1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格の活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することが出来る固定の施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。その者がそのような固定の施設を有する場合に、当該所得に対しては、当該固定の施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。勤務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得す

る報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。

(c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定の施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することが出来る。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家としての個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することが出来る。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得がその芸能人又は運動家以外の者に帰属

する場合には、その所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することが出来る。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

2 「保険年金」とは、金銭又はその等価物による適正かつ十分な積立に應ずる給付を行う義務に基づき、終身にわたり又は特定の若しくは確定することが出来る期間、所定の時期において定期的に支払われる所定の金額をいう。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われる報酬(退職年金を除く。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、(a)にいう報酬の受領者が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

(i) 当該他方の締約国の国民

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めの件及び同報告書

一〇八五

(iii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの 2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。 (b) もつとも、(a)にいう退職年金の受領者が他方の締約国の国民であり、かつ、当該他方の締約国の居住者である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができ。 3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体が行う営業又は事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。	間、2に掲げる給付につき当該一方の締約国の租税を免除される。 (a) 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学をすること。 (b) 職業上の資格に必要な訓練を受けること。 (c) 政府又は学術、慈善、文芸若しくは教育の団体等の非営利団体からの交付金、手当又は奨励金の受領者として勉学又は研究をすること。 2 1にいう給付は、次のものとする。 (a) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金 (b) 交付金、手当又は奨励金 (c) 当該一方の締約国内で提供される人的役務によつて取得する所得であつて一課税年度において合計六十万日本円又はハンガリー・フォリントによるその相当額を超えないもの	21 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。 22 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に定義する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。	23 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関するこの条約の署名の日に有効な日本国の法令の規定又はこれらの規定でその後この1の規定の原則に影響を及ぼさない改正が行われたものに従い、ハンガリー人民共和国において租税を課される所得をハンガリー人民共和国において取得する場合においては、その所得について納付されるハンガリーの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。 (b) ハンガリー人民共和国において取得される所得が、ハンガリー人民共和国の居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するハンガリーの租税を考慮に入れるものとする。 2 ハンガリー人民共和国においては、二重課税は、次のとおり除去される。 (a) ハンガリー人民共和国の居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合においては、ハンガリー人民共和国は、(b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得について租税を免除する。 (b) ハンガリー人民共和国の居住者が第十条から第十二条までの規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ハンガリー人民共和国は、日本国において納付される租税の額と等しい額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。 (c) ハンガリー人民共和国の居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてハンガリー人民共和国において租税が免除される場合には、ハンガリー人民共和国は、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たつては、その免除された所得を考慮に入れることができる。
20 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 21 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。	22 1 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、次のいづれかのことを主たる目的として当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該一方の締約国に到着した日から五課税年度を超えない期間、2に掲げる給付につき当該一方の締約国の租税を免除される。 (a) 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学をすること。 (b) 職業上の資格に必要な訓練を受けること。 (c) 政府又は学術、慈善、文芸若しくは教育の団体等の非営利団体からの交付金、手当又は奨励金の受領者として勉学又は研究をすること。 2 1にいう給付は、次のものとする。 (a) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金 (b) 交付金、手当又は奨励金 (c) 当該一方の締約国内で提供される人的役務によつて取得する所得であつて一課税年度において合計六十万日本円又はハンガリー・フォリントによるその相当額を超えないもの	23 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関するこの条約の署名の日に有効な日本国の法令の規定又はこれらの規定でその後この1の規定の原則に影響を及ぼさない改正が行われたものに従い、ハンガリー人民共和国において租税を課される所得をハンガリー人民共和国において取得する場合においては、その所得について納付されるハンガリーの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。 (b) ハンガリー人民共和国において取得される所得が、ハンガリー人民共和国の居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するハンガリーの租税を考慮に入れるものとする。 2 ハンガリー人民共和国においては、二重課税は、次のとおり除去される。 (a) ハンガリー人民共和国の居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合においては、ハンガリー人民共和国は、(b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得について租税を免除する。 (b) ハンガリー人民共和国の居住者が第十条から第十二条までの規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ハンガリー人民共和国は、日本国において納付される租税の額と等しい額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。 (c) ハンガリー人民共和国の居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてハンガリー人民共和国において租税が免除される場合には、ハンガリー人民共和国は、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たつては、その免除された所得を考慮に入れることができる。	24 1 一方の締約国の国民は、締約国の居住者であるか否かを問はず、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらずしくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。 この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。 3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておらずしくは課されることがある租税又はこれに関連する要件より重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。 4 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。
21 1 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、次のいづれかのことを主たる目的として当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該一方の締約国に到着した日から五課税年度を超えない期間、2に掲げる給付につき当該一方の締約国の租税を免除される。 (a) 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学をすること。 (b) 職業上の資格に必要な訓練を受けること。 (c) 政府又は学術、慈善、文芸若しくは教育の団体等の非営利団体からの交付金、手当又は奨励金の受領者として勉学又は研究をすること。 2 1にいう給付は、次のものとする。 (a) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金 (b) 交付金、手当又は奨励金 (c) 当該一方の締約国内で提供される人的役務によつて取得する所得であつて一課税年度において合計六十万日本円又はハンガリー・フォリントによるその相当額を超えないもの	22 1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。 23 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関するこの条約の署名の日に有効な日本国の法令の規定又はこれらの規定でその後この1の規定の原則に影響を及ぼさない改正が行われたものに従い、ハンガリー人民共和国において租税を課される所得をハンガリー人民共和国において取得する場合においては、その所得について納付されるハンガリーの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。 (b) ハンガリー人民共和国において取得される所得が、ハンガリー人民共和国の居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するハンガリーの租税を考慮に入れるものとする。 2 ハンガリー人民共和国においては、二重課税は、次のとおり除去される。 (a) ハンガリー人民共和国の居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合においては、ハンガリー人民共和国は、(b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得について租税を免除する。 (b) ハンガリー人民共和国の居住者が第十条から第十二条までの規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ハンガリー人民共和国は、日本国において納付される租税の額と等しい額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。 (c) ハンガリー人民共和国の居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてハンガリー人民共和国において租税が免除される場合には、ハンガリー人民共和国は、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たつては、その免除された所得を考慮に入れることができる。	24 1 一方の締約国の国民は、締約国の居住者であるか否かを問はず、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらずしくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。 この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。 3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておらずしくは課されることがある租税又はこれに関連する要件より重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。 4 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。	25 1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める者は、その事案について、

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 所得に対
する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一〇八六

当該締約国の国内法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又はその事実が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることが出来る。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の国内法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することが出来る。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令又は行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。
(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事使節団の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、その終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

千九百八十年二月十三日にブダペストで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
杉原真一

ハンガリー人民共和国のために
ヴィンツェ・イムレ

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書
本件の要旨及び目的
政府は、ハンガリーとの間に所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約を締結するため、かねてより交渉を行つてきた結果合意に達したので昭和五十五年二月十三日ブダペストにおいて、本条約に署名を行った。

この条約の主な内容は、条約の対象となる租税、不動産から生ずる所得に対する課税、企業の利得に対する課税方式、船舶又は航空機の運用によつて取得する利得に対する租税の免除、配当、利子及び無体財産権等の使用料に対する源泉地国での課税率、自由職業等による所得及び勤務について取得する報酬に關し、一定の条件下にある場合を除く相手国での課税、教授、教員、学生又は事業修習者に対する租税の免除、両国の二重課税の排除方法並びに租税上の内国民待遇の相互供与等について規定している。

なお、この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用することになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、二重課税の回避の制度を通じ、両国間の経済、技術及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十五年四月十六日

外務委員長 中尾 栄一
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和五十五年三月十七日

内閣総理大臣 大平 正芳

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とポーランド人民共和国との間における所得に対する租税に関する二重課税の回避のため、昭和五十五年二月二十日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約

日本国政府及びポーランド人民共和国政府は、両国間の経済関係の一層の発展及び促進を図ることを希望し、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを決定して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ポーランドにおいては、

(i) 所得税

(ii) 賃金又は給料に対する税

(iii) 所得税及び賃金又は給料に対する税の付加税

(以下「ポーランドの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこれと実質的に類似するもの（国税であるか地方税であるかを問わない。）についても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれこの条約の法について行われた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に

は、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「ポーランド」とは、ポーランド人民共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、ポーランドの租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(c) 「一方の締約国及び他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はポーランドをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はポーランドの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に法人格を有する団体として取り扱われる団体を含む。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(j) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運送する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に関する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとなされる締約国を決定する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、十二箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、

展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行つてゐるという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設）を通じて行われるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

一〇八八

の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令上有する意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているか否かを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

23の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件

で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設の取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

42の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつてその締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために行つた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国

際運輸に運用することにつき、ポーランドの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でポーランドにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が、

設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課する事ができる。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができ

る。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利益の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる

る所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、その配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方

の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役

務を提供する場合において、当該配当の支払の
基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施
設又は当該固定的施設と実質的に関連するもの

であるときは、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締

該他方の締約国は、その法人が支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当

及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者

支払われるもの又は当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは固定的施設と実質的に

するもの

課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において租税を課することができる。

国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額
は、当該利子の受領者が当該利子の受益者であ

る場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生

ずる利子であつて、他方の締約国の政府（地方公共団体を含む）、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府（地方公共団体を含む）、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得をいい、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、その利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるか否かを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、その利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利

子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

7 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に從つて租税を課することができ。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 (a) 工業的使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。
(b) 文化的使用料に對しては、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料が生じた締約国において租税を免除する。

3 (a) 2において、「工業的使用料」とは、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。
(b) 2において、「文化的使用料」とは、文学上、美術上又は学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権の使

所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求むるの件及び同報告書

用又は使用の権利の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、その使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるか否かを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、その使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

6 使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、使用料の額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に從つて租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国において使用することができ、恒久的施設に關する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に對しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格の活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することができる固定施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定施設に歸せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めの件及び同報告書

一〇九〇

の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行われず、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ、勤務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ、

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。

(c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、

一方の締約国の居住者である演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動について取得する所得がその芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、その所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

3 もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われる報酬(退職年金を除く)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、(a)にいう個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体若しくは当該一方の締約国の退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)にいう個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体が行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

1 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得について

は、適用しない。

第二十一条

1 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、次のいずれかのことを主たる目的として当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該一方の締約国内に到着した日から五課税年度を超えない期間、2に掲げる給付につき当該一方の締約国において租税を免除される。

(a) 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学をすること。

(b) 職業上の又は専門家の資格に必要な訓練を受けること。

(c) 政府又は宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの交付金、手当又は奨励金の受領者として勉学又は研究をすること。

2 1にいう給付は、次のものとする。

(a) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金

(b) 交付金、手当又は奨励金

(c) 当該一方の締約国内で提供する人的役務によつて取得する所得であつて、一課税年度において、当該一方の締約国が日本国である場合には合計六十万日本円、当該一方の締約国がポーランドである場合には合計十萬ポランド・ズロチを超えないもの

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の

支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十三条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてポーランドにおいて租税を課される所得をポーランドにおいて取得する場合には、その所得について納付されるポーランドの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を越えないものとする。

(b) ポーランドにおいて取得される所得が、ポーランドの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するポーランドの租税を考慮に入れるものとする。

2

(a) ポーランドの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ポーランドは、(b)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得について租税を免除する。もつとも、ポーランドは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得についてその免除が行われなかつたとしたならば適用されることとなる税率を適用することができ。

(b) ポーランドの居住者が第十条から第十二条

までの規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ポーランドは、日本国において当該所得について納付される租税の額と等しい額を当該居住者の所得に対するポーランドの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定されたポーランドの租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の居住者である者が他方の締約国内に有する恒久的施設又は恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の居住者である者に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条、第十一条又は第十二条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利子の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

6 この条の規定は、社会化された企業を対象とする所得又は利得に対する税に関するポーランドの特別の制度に影響を及ぼすものではない。

第二十五条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める者は、その事案については、当該締約国の国内法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又はその事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の国内法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令（当該国内法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り）を実施するために必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に参与する者（当局を含む）以外のいかなる者にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものとして解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、ワルソーで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の一月一日

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二)

以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、その終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十年二月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポーランド語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

大来佐武郎

ポーランド人民共和国政府のために

ステファン・ベルコヴィッチ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

1 条約第四条2に關し、双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則を考慮に入れて、問題を合意により解決する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的居住が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的居住が双方の締約国に存在する場合

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に關するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

には、当該個人は、その人的及び経済的關係のより密接な(中核となる重要な利害關係を有する)締約国の居住者とみなす。

(b) 中核となる重要な利害關係を有する締約国の決定ができない場合又はその使用する恒久的居住がいずれの締約国にも存在しない場合には、当該個人は、その常用の居住が存在する締約国の居住者とみなす。

(c) 常用の居住が双方の締約国に存在する場合又はいずれの締約国にも存在しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

2 条約第八条に關し、同条の規定は、賃借している船舶又は航空機を國際運輸に運用することによつて取得する利得及び次に掲げる利得その他船舶又は航空機を國際運輸に運用することに関連した補助的な活動によつて取得する利得にも適用することが了解される。

(a) 船舶又は航空機を賃借すること(裸用船であるかを問わない。)によつて取得する利得。ただし、船舶又は航空機の國際的な運用に従事する企業が、賃賃により臨時的な所得を取得する場合に限る。

(b) 船舶又は航空機を國際運輸に運用することに関連して、コンテナ、コンテナの運送のためのトレーラーその他の関連設備又ははしけ運搬船方式で運航するはしけを使用し、保持し又は賃賃することによつて取得する利得

3 条約第二十四条5に關し、「すべての種類の税」には、ポーランドの營業許可手数料及び在住登録手数料を含まないことが了解される。

千九百八十年二月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポーランド語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

大来佐武郎

ポーランド人民共和国政府のために
ステファン・ベルコヴィッチ

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件に關する報告書

本件の要旨及び目的

政府は、ポーランドとの間に所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約を締結するため、かねてより交渉を行つてきた結果合意に達したので、昭和五十五年二月二十日東京において、本条約に署名を行つた。

この条約の主な内容は、条約の対象となる租税、不動産から生ずる所得に対する課税、企業利得に対する課税方式、船舶又は航空機の運用によつて取得する利得に対する租税の免除、配当、利子及び無体財産権等の使用料に対する源泉地国での課税率、自由職業等による所得及び勤務について取得する報酬に關し一定の条件の下にある場合を除く相手国での課税、教授、教員、学生又は事業修習者に対する租税の免除、両国の二重課税の排除方法並びに租税上の内国民待遇の相互供与等について規定している。

なお、この条約は、批准書の交換の日(後三十日目の日)に効力を生じ、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用することになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。

本件の議決理由

本条約を締結することは、二重課税の回避の制度を通じ、両国間の経済、技術及び文化の面

での交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十五年四月十六日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿
外務委員長 中尾 栄一

特許手続上の微生物の寄託の國際的承認に關するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十五年三月三十一日

内閣総理大臣 大平 正芳

特許手続上の微生物の寄託の國際的承認に關するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件

特許手続上の微生物の寄託の國際的承認に關するブダペスト条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、微生物に係る特許出願に際し各国において必要とされる微生物の寄託に關し、その國際寄託当局に対する寄託の効果を条約締約国が認めあうことを主たる目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国の出願人が外国において微生物に係る特許出願をする場合の負担を軽減する見地から、また、他の条約締約国の出願人についても同様に負担が軽減されることとなる等工業所有権の分野における國際協力の推進の見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に
関するブダペスト条約

序

第一条 同盟の設立

この条約の締約国(以下「締約国」という。)は、
特許手続上の微生物の寄託の国際的承認のための
同盟を形成する。

第二条 定義

この条約及び規則の適用上、

(i) 「特許」といふときは、特許、発明者証、実
用証、実用新案、追加特許、追加発明者証及
び追加実用証をいうものとする。

(ii) 「微生物の寄託」とは、文脈により、この条
約及び規則に従って行われる行為、すなわ
ち、微生物を受領し及び微生物について受託
する国際寄託当局に対する微生物の送付若し
くは国際寄託当局による当該微生物の保管又
はこれらの双方をいう。

(iii) 「特許手続」とは、特許出願又は特許に関す
る行政上又は司法上の手続をいう。

(iv) 「特許手続上の公表」とは、特許出願又は特
許につき、公的に公表すること又は公衆の
閲覧に供することをいう。

(v) 「政府間工業所有権機関」とは、第九条(1)の
宣言を基により提出した機関をいう。

(vi) 「工業所有権庁」とは、締約国又は政府間工
業所有権機関の特許を与える権限のある当局
をいう。

(vii) 「寄託機関」とは、微生物について受領し、
受託し及び保管し並びに微生物の試料を分譲
する機関をいう。

(viii) 「国際寄託当局」とは、第七条に定めるとこ
ろにより国際寄託当局としての地位を取得し
た寄託機関をいう。

(ix) 「寄託者」とは、微生物を受領し及び微生物
について受託する国際寄託当局に対し微生物
を送付する自然人又は法人及びこれらの承継
人をいう。

(x) 「同盟」とは、前条の同盟をいう。

(xi) 「総会」とは、第十条の総会をいう。

(xii) 「機関」とは、世界的所有権機関をいう。

(xiii) 「国際事務局」とは、機関の国際事務局及
び、知的所有権保護合同国際事務局(BIR
PI)が存続する限り、知的所有権保護合同
国際事務局をいう。

(xiv) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。
「規則」とは、第十二条の規則をいう。

(xv) 第一章 実体規定

(1) 第三条 微生物の寄託の承認及び効果

(a) 自国の特許手続上微生物の寄託を承認し又
は要求する締約国は、いずれかの国際寄託当
局に対する微生物の寄託を自国の特許手続上
承認する。その承認には、国際寄託当局によ
り示された寄託の事実及び日付の承認並びに
国際寄託当局の分譲した微生物の試料は当該
国際寄託当局に寄託された当該微生物の試料
であるとの承認を含むものとする。

(b) 締約国は、(a)に規定する微生物の寄託につ
いて国際寄託当局の交付する受託証の写しを
要求することができる。

(2) 締約国は、この条約及び規則に規定する事項
に関する限り、この条約及び規則に定める要件
と異なる要件又はこれらに定める要件に追加す
る要件を満たすことを要求してはならない。

第四条 再寄託

(1) 国際寄託当局は、いずれかの理由、特に、
次の理由により、寄託された微生物の試料を
分譲することができない場合には、試料を分
譲することができないことを確認した後速や
かに、分譲することができない旨を理由とし
ても寄託者に通知する。この場合において、
寄託者は、(2)の規定が適用される場合を除く
ほか、この(1)に定めるところにより、原寄託
に係る微生物と同一の微生物の再寄託をする
権利を有する。

(i) 寄託された微生物が生存していないこ

と。

(ii) 寄託された微生物の試料を外国に送付す
ることが必要であるが、当該外国への送付
又は当該外国における受領がそれぞれ輸出
又は輸入の制限により妨げられているこ
と。

(b) 再寄託は、原寄託をした国際寄託当局にす
るものとする。ただし、

(i) 原寄託をした寄託機関がすべての種類の
微生物について若しくは寄託された微生物
の属する種類の微生物について国際寄託当
局としての地位を喪失した場合又は原寄託
をした国際寄託当局が寄託された微生物に
ついての業務の遂行を一時的若しくは確定
的に停止する場合には、再寄託は、他の国
際寄託当局にするものとする。

(ii) (a)(ii)に規定する理由により試料を分譲す
ることができない場合には、再寄託は、他
の国際寄託当局にすることができ。

(c) 寄託者は、再寄託に当たり、再寄託される
微生物が原寄託に係る微生物と同一である旨
を陳述した文書に署名し、これを提出する。
寄託者の陳述について争いがある場合には、
立証責任は、関係法令の定めるところによ
る。

(d) 原寄託に係る微生物につき過去に交付され
たすべての生存に関する証明書が当該微生物
の生存を示していた場合において、寄託者が
(a)の通知を受領した日から三箇月以内に再寄
託をしたときは、再寄託は、再寄託をした日
にしたものとして取り扱う。ただし、再寄託
を(a)から(c)まで及び(e)の規定に従ってするこ
とを条件とする。

(e) (b)(i)の規定が適用される場合において、(b)
(i)に規定する国際寄託当局としての地位の喪
失(国際寄託当局としての地位の終止又は限
定)又は業務の遂行の停止が国際事務局によ
り公表された日から六箇月以内に寄託者が(a)

の通知を受領しないときは、(d)に規定する三
箇月の期間は、当該公表の日から三箇月とす
る。

(2) 寄託された微生物が他の国際寄託当局に移送
された場合には、当該他の国際寄託当局が当該
微生物の試料を分譲することができる限り、(1)
(a)に規定する権利は、生じない。

第五条 輸出及び輸入の制限

締約国は、特定の種類の微生物の自国の領域か
らの輸出又は自国の領域への輸入について制限を
設けている場合には、国の安全を確保し又は健康
若しくは環境に対する危険を防止するためにの
み、その制限をこの条約により寄託された微生物
又は寄託されようとしている微生物について適用
することが極めて望ましいことを認識する。

第六条 国際寄託当局としての地位

(1) 国際寄託当局としての地位を取得するために
は、寄託機関は、いずれかの締約国の領域内に
存在していなければならない。また、当該寄託機
関が存在する締約国が当該寄託機関につき(2)に
定める要件を満たしており及び引き続き満たす
との保証を与えなければならない。この保証
は、政府間工業所有権機関が与えることもでき
る。この場合において、寄託機関は、当該政府
間工業所有権機関のいずれかの構成国の領域内
に存在していなければならない。

(2) 寄託機関は、国際寄託当局として、次の要件
を満たさなければならない。

(i) 永続的なものであること。

(ii) この条約に従って科学的及び管理的な業務
を遂行するため、規則に定める必要な職員及
び施設を有すること。

(iii) 公平かつ客観的であること。

(iv) 寄託に関し、いかなる寄託者にとつても同
一の条件の下での利用が可能なるものであるこ
と。

(v) 規則の定めるところにより、すべての又は
特定の種類の微生物について受託し、当該微

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二)

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一〇九四

生物についての生存試験を行い及び当該微生物を保管すること。

(vi) 規則の定めるところにより、受託証を寄託者に対して交付し及び必要な場合に於て生存に関する証明書を交付すること。

(vii) 寄託された微生物につき、規則に定める秘密の保持の要件を満たすものであること。

(viii) 規則に定める条件及び手続に従い、寄託された微生物の試料を分譲すること。

(3) 規則には、次の場合においてとられる措置を定める。

(i) 国際寄託当局が、寄託された微生物についての業務の遂行を一時的若しくは確定的に停止する場合又は当該国際寄託当局に対して与えられた保証によれば受託することとなつていづれかの種類の微生物についての受託を拒否する場合

(ii) 国際寄託当局について国際寄託当局としての地位を終止させ又は限定する場合

第七条 国際寄託当局としての地位の取得

(1) (a) 寄託機関は、その領域内に当該寄託機関が存在する締約国が事務局長に対して書面で通告を行うことにより、国際寄託当局としての地位を取得する。通告には、当該寄託機関が前条(2)に定める要件を満たしており及び引き続き満たすことを保証する旨の宣言を含める。国際寄託当局としての地位は、政府間工業所有権機関が事務局長に対して中段の宣言と同様の宣言を含む通告を書面で行うことによつても取得することができる。

(b) 通告には、規則に定める寄託機関に関する情報も含める。通告を行うに当たつては、寄託機関が国際寄託当局としての地位を取得する日を指定することができる。

(2) (a) 事務局長が通告に(1)(a)の宣言が含まれておりかつ(1)(b)のすべての情報を受領したと認めたときは、国際事務局は、その通告を速やかに公表する。

(b) 国際寄託当局としての地位の取得の日、通告の公表の日又は、(1)(b)の規定に基づき指定された日が通告の公表の日よりも遅い日である場合には、当該指定された日とする。

(3) (1)及び(2)の規定に係る手続の細目については、規則に定める。

第八条 国際寄託当局としての地位の終止及び限定

(1) (a) 締約国又は政府間工業所有権機関は、いづれかの国際寄託当局が第六条に定める要件を満たしていなかつたこと又は現在満たしていないことを理由として、当該いづれかの国際寄託当局の国際寄託当局としての地位を終止させ又はその地位を特定の種類の微生物に係る地位に限定するよう総会に請求することができる。ただし、締約国又は政府間工業所有権機関は、当該締約国又は政府間工業所有権機関が前条(1)(a)の宣言を行つた国際寄託当局については、その請求をすることができない。

(b) 締約国又は政府間工業所有権機関は、(a)の請求を行うのに先立ち、前条(1)の通告を行つた関係締約国又は関係政府間工業所有権機関に対し、請求に係る理由を事務局長を通じて通知する。その通知がされるのは、当該関係締約国又は関係政府間工業所有権機関が通知の日から六箇月以内に請求の根拠となつた原因を除去するために適切な措置をとることができるようになることにある。

(c) 総会は、請求について十分な根拠があると認めた場合には、(a)に規定するいづれかの国際寄託当局の国際寄託当局としての地位を終止させ又はその地位を特定の種類の微生物に係る地位に限定することを決定する。総会の決定には、投じられた票の三分の二以上の多数の賛成を必要とする。

(2) (a) 前条(1)(a)の宣言を行つた締約国又は政府間

工業所有権機関は、事務局長に於てた通告により、すべての又は特定の種類の微生物について宣言を撤回することができるものとし、また、宣言に係る保証がすべての又は特定の種類の微生物について妥当しなくなつた場合には、当該種類の微生物について宣言を撤回しなければならない。

(b) (a)の通告は、規則に定める日から、すべての種類の微生物について行われた場合には国際寄託当局としての地位を終止させ、また、特定の種類の微生物のみについて行われた場合には国際寄託当局としての地位を当該種類の微生物以外の微生物に係る地位に限定する。

(3) (1)及び(2)の規定に係る手続の細目については、規則に定める。

第九条 政府間工業所有権機関

(1) (a) 二以上の国により広域特許を与える業務が委任されており、かつ、その構成国のすべてが工業所有権の保護に関する国際同盟(パリ同盟)の構成国である政府間機関は、第三条(1)(a)に規定する承認に係る義務、同条(2)に規定する要件に係る義務並びに政府間工業所有権機関に適用されるこの条約及び規則のすべての規定を受諾する旨の宣言を書面により事務局長に提出することができる。宣言は、第十六条(1)の規定によるこの条約の効力発生前に提出された場合にはこの条約の効力発生後に提出された場合を生じ、この条約の効力発生後に提出された場合には、宣言において一層遅い日が指定されていない限り、宣言の提出の後三箇月で効力を生ずる。一層遅い日が指定されている場合には、宣言は、当該指定されている日に効力を生ずる。

(b) (a)の宣言を行つた政府間機関は、第三条(1)(b)の権利を有する。

(2) 政府間工業所有権機関は、この条約又は規則の規定のうち政府間工業所有権機関に係る規定が改正され又は修正された場合には、事務局長に於てた通告により、(1)の宣言を撤回することができる。その撤回は、次に掲げる日に効力を生ずる。

(i) 通告が改正又は修正の効力発生の日前に受領された場合には、当該効力発生の日

(ii) 通告が(1)に規定する日の後に受領された場合には、通告において指定されている日又は、その指定がないときは、通告を受領した日の後三箇月目の日

(3) 政府間工業所有権機関は、(2)に規定する場合以外の場合においても、事務局長に於てた通告により、(1)(a)の宣言を撤回することができる。その撤回は、事務局長が通告を受領した日の後二年で効力を生ずる。この(3)の規定に基づく撤回の通告は、(1)(a)の宣言が効力を生じた日から五年の間中は受領されない。

(4) 政府間工業所有権機関が(2)又は(3)の撤回を行つた場合には、当該政府間工業所有権機関による第七条(1)の通告に基づき寄託機関が取得した国際寄託当局としての地位は、事務局長による撤回の通告の受領の日の後一年で終止する。

(5) (1)(a)の宣言、(2)又は(3)の撤回の通告、第七条(1)(a)の宣言に含められる第六條(1)中段の規定に基づく保証、前条(1)の請求及び同条(2)の撤回の通告は、政府間工業所有権機関の最高機関による事前の明示の承認を必要とする。この場合において、最高機関の構成国は、政府間工業所有権機関のすべての構成国でなければならず、承認に係る最高機関の決定は、構成国の政府の公式の代表により行われなければならない。

第二章 管理規定

第十条 総会

(1) (a) 総会は、締約国で構成する。

(b) 各締約国は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、随員及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各政府間工業所有権機関は、総会並びに総

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一〇九五

- 会の設置する委員会及び作業部会の会合において特別オブザーバーにより代表される。
- (d) 同盟の構成国ではないが機関の加盟国又は工業所有権の保護に関する国際同盟(パリ同盟)の構成国である国及び特許の分野を専門とする政府間機関(第二条(v)に定義する政府間工業所有権機関を除く)は、総会の会合に並びに、総会が決定する場合に、総会の設置する委員会及び作業部会の会合にオブザーバーを出席させることができる。
- (2)(a) 総会は、次のことを行う。
- (i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。
- (ii) この条約により総会に特に与えられた権利を行使し及び任務を遂行すること。
- (iii) 事務局長に対し改正会議の準備に関する指示を与えること。
- (iv) 事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。
- (v) 同盟の活動を容易にするために必要と認める委員会及び作業部会を設置すること。
- (vi) (1)(d)の規定が適用される場合を除くほか、締約国以外の国、政府間機関(第二条(v)に定義する政府間工業所有権機関を除く)及び国際的な非政府機関のうちいずれのものが総会の会合にオブザーバーとして出席することができるかを決定すること並びに国際寄託当局がいかなる問題について総会の会合にオブザーバーとして出席することができるとかを決定すること。
- (vii) 同盟の目的を達成するため他の適当な措置をとること。
- (viii) その他この条約に基づく必要な任務を遂行すること。
- (b) 総会は、機関が管理業務を行っている他の同盟も利害関係を有する事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。
- (3) 代表は、一の国のみを代表し及びその国の名においてのみ投票することができる。
- (4) 各締約国は、一の票を有する。
- (5)(a) 締約国の二分の一をもつて定足数とする。
- (b) 総会は、定足数に満たない場合においても、決定を行うことができる。この場合において、決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、規則に定める通信による投票で定足数が満たされかつ必要な多数が得られたときにのみ効力を生ずる。
- (6)(a) 第八条(1)(c)、第十二条(4)及び第十四条(2)(b)の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、投じられた票の過半数による議決で行う。
- (b) 棄権は、投票とみなさない。
- (7)(a) 総会は、事務局長の招集により、三年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、できる限り機関の一般総会と同一の期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 総会は、事務局長の発意により又は締約国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (8) 総会は、その手続規則を採択する。
- 第十一条 国際事務局
- (1) 国際事務局は、次のことを行う。
- (i) 同盟の管理業務、特に、この条約及び規則又は総会により明示的に与えられた任務を遂行すること。
- (ii) 改正会議の事務局としての職務、総会並びに総会の設置する委員会及び作業部会の事務局としての職務並びに事務局長が招集する他のすべての会合で同盟に関する問題を処理するものの事務局としての職務を遂行すること。
- (b) 事務局長は、同盟の首席の職員とし、同盟を代表する。
- (3) 事務局長は、同盟に関する問題を処理するすべての会合を招集する。
- (4)(a) 事務局長及び事務局長の指名する職員は、総会並びに総会の設置する委員会及び作業部会のすべての会合に並びに事務局長が招集する他のすべての会合で同盟に関する問題を処理するものに投票権なしで参加する。
- (b) 事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、当然に、総会並びに(a)に規定する委員会、作業部会及び他の会合における事務局の長としての職務を行う。
- (5)(a) 事務局長は、総会の指示に従つて改正会議の準備を行う。
- (b) 事務局長は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。
- (c) 事務局長及び事務局長の指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。
- (d) 事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、当然に、改正会議における事務局の長としての職務を行う。
- 第十二条 規則
- (1) 規則には、次の事項に関する規定を設ける。
- (i) この条約において、規則に明示的にゆだねられている事項又は規則で定められなければならない旨が明示的に規定されている事項
- (ii) 業務の運用上の要件又は手続
- (iii) この条約の実施上有用な細目
- (2) この条約とともに採択された規則は、この条約に附属するものとする。
- (3) 総会は、規則を修正することができる。
- (4)(a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、規則の修正の採択には、投じられた票の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
- (b) 寄託された微生物の試料の国際寄託当局による分譲に関する規定の修正の採択には、提案された修正に対する反対の票が投じられないことを必要とする。
- (5) この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合に、この条約の規定が優先する。
- 第三章 改正及び修正
- 第十三条 この条約の改正
- (1) この条約は、締約国の会議により随時改正することができる。
- (2) 改正会議の招集は、総会が決定する。
- (3) 第十条及び第十一条の規定は、改正会議により又は次条の規定に従つて修正することができる。
- 第十四条 この条約の特定の規定の修正
- (1)(a) この条の規定による第十条及び第十一条の規定の修正の提案は、締約国又は事務局長が行うことができる。
- (b) (a)の提案は、総会による審議の遅くとも六箇月前までに事務局長が締約国に送付する。
- (2)(a) 第十条及び第十一条の規定の修正は、総会が採択する。
- (b) 第十条の規定の修正の採択には投じられた票の五分の四以上の多数による議決を、第十一条の規定の修正の採択には投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。
- (3)(a) 第十条及び第十一条の規定の修正は、総会がその修正を採択した時に総会の構成国であつた締約国の四分の三からそれぞれ憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。
- (b) (a)に定めるところにより受諾された第十条及び第十一条の規定の修正は、総会がその修正を採択した時に締約国であつたすべての国を拘束する。ただし、締約国の資金上の負担を生じさせ又は増大させる修正は、その修正の受諾を通告した締約国のみを拘束する。
- (c) (a)に定めるところにより受諾されかつ効力

を生じた修正は、総会がその修正を採択した日の後に締約国となるすべての国を拘束する。

第四章 最終規定

第十五条 締約国となるための手続

(1) 工業所有権の保護に関する国際同盟(パリ同盟)の構成国は、次のいずれかの手続により、締約国となることができる。

(i) 署名し、その後批准書を寄託すること。

(ii) 加入書を寄託すること。

(2) 批准書又は加入書は、事務局長に寄託する。

第十六条

(1) この条約は、批准書又は加入書を寄託した最初の五の国については、その五番目の批准書又は加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

(2) この条約は、その他の国については、その国が批准書又は加入書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、効力発生につき一層遅い日がある場合は、この条約は、その国について、当該指定されている日に効力を生ずる。

第十七条 この条約の廃棄

(1) いずれの締約国も、事務局長にあてた通告により、この条約を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、事務局長が(1)の通告を受領した日の後二年で効力を生ずる。

(3) いずれの締約国も、この条約の締約国となつた日から五年の期間が満了するまでは、(1)に定める廃棄の権利を行使することができない。

(4) 寄託機関の国際寄託当局としての地位の取得に係る第七條(1)(a)の宣言を行った締約国がこの条約を廃棄した場合には、当該寄託機関が取得した国際寄託当局としての地位は、事務局長による(1)の通告の受領の日の後一年で終止する。

第十八条 この条約の署名及び用語

(1)(a) この条約に関しては、ひとしく正文である英語及びフランス語による原本一通について

署名する。

(b) 事務局長は、関係政府との協議の上、この条約の署名の日から二箇月以内に、世界知的所有権機関を設立する条約の署名に際し用いられた他の言語によるこの条約の公定訳文を作成する。

(c) 事務局長は、関係政府との協議の上、アラビア語、ドイツ語、イタリア語、日本語、ポルトガル語その他総会が指定する言語によるこの条約の公定訳文を作成する。

(2) この条約は、千九百七十七年十二月三十一日まで、ブダペストにおいて署名のために開放しておく。

第十九条 この条約の寄託、謄本の送付及びこの条約の登録

(1) この条約の原本は、署名のための開放が終了したときは、事務局長に寄託する。

(2) 事務局長は、第十五條(1)に規定するすべての構成国の政府、第九條(1)(a)の宣言を提出することのできる政府間機関及び、要請があつたときは、他の国の政府に対し、この条約及び規則の謄本二通について認証し、これらを送付する。

(3) 事務局長は、この条約を国際連合事務局に登録する。

(4) 事務局長は、すべての締約国、すべての政府間工業所有権機関並びに、要請があつたときは、他の国の政府及び第九條(1)(a)の宣言を提出することのできる他の政府間機関に対し、この条約及び規則の修正の謄本二通について認証し、これらを送付する。

第二十条 通報

事務局長は、締約国、政府間工業所有権機関及び同盟の構成国ではないが工業所有権の保護に関する国際同盟(パリ同盟)の構成国である国に対し、次の事項を通報する。

(i) 第十八條の署名

(ii) 第十五條(2)の批准書又は加入書の寄託

(iii) 第九條(1)(a)の規定に基づき提出された宣言

及び同条(2)又は(3)の規定に基づく撤回の通告

(iv) 第十六條(1)の規定によるこの条約の効力発生の日

(v) 第七條の規定による通告並びに第八條の規定による決定及び通告

(vi) 第十四條(3)の規定によるこの条約の修正の受諾

(vii) 規則の修正

(viii) この条約又は規則の修正の効力発生の日

(ix) 第十七條の規定により受領した廃棄通告

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく規則

第一規則 略称及び「署名」の解釈

1.1 「条約」

この規則において「条約」とは、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約をいう。

1.2 「条」

この規則において「条」とは、条約の当該条をいう。

1.3 「署名」

この規則において「署名」というときは、その領域内に国際寄託当局が存在する国の法令が署名ではなく押印を要求している場合には、当該国際寄託当局については、「押印」をいうものとする。

第二規則 国際寄託当局

2.1 法的地位

政府の機関(中央政府以外の行政機関に附属する公的機関を含む。)及び民間の団体のいずれも、国際寄託当局になることができる。

職員及び施設

第六條(2)(ii)の要件には、特に次の要件を含む。

(i) 国際寄託当局が、汚染させることなく生存させておく方法で寄託された微生物を保管する

るのに必要な職員及び施設を確保すること。

(ii) 国際寄託当局が、寄託された微生物を保管するに当たり、当該寄託された微生物の亡失の危険性を最小限にするため、十分な安全措置を講ずること。

2.3 試料の分譲

第六條(2)(iii)の要件には、特に、国際寄託当局が寄託された微生物の試料を迅速かつ適切な方法で分譲しなければならぬとの要件を含む。

第三規則 国際寄託当局としての地位の取得

3.1 通告

(a) 第七條(1)の通告は、締約国にあつては外交上の経路を通じて、政府間工業所有権機関にあつてはその首席の職員によつて、事務局長に対し行われる。

(b) 通告書には、次の事項を記載する。

(i) 通告に係る寄託機関の名称及びあて名

(ii) 通告に係る寄託機関が第六條(2)に定める要件を満たす能力を有していることについての詳細な情報(法的地位、科学的水準、職員及び施設に関する情報を含む。)

(iii) 通告に係る寄託機関が特定の種類の微生物についてのみ受託しようとする場合には、その種類

(iv) 通告に係る寄託機関が、国際寄託当局としての地位を取得した後に、微生物の保管、生存に関する証明書の交付及び試料の分譲について課する手数料の額

(v) 通告に係る寄託機関が使用する一又は二以上の言語

(vi) 該当する場合には、第七條(1)(b)に規定する日

2.2 通告の取扱

通告が第七條(1)及び3.1の規定に合致している場合には、事務局長はすべての締約国及び政府間工業所有権機関に対し通告を速やかに通報

3.3

し、国際事務局は通告を速やかに公表する。
受託に係る微生物の種類を追加
締約国又は政府間工業所有権機関は、第七条
(1)の通告を行った後いつでも、保証を与えてい
なかつた特定の種類の微生物についても保証を
与える旨を事務局長に通告することができる。
この場合において、同条並びに3.1及び3.2の規定
は、追加された種類の微生物について準用す
る。

第四規則 国際寄託当局としての地位の
終止又は限定

4.1

請求及び請求の取扱
(a) 第八条(1)(a)の請求は、3.1(a)に定める方法と
同一の方法により、事務局長に申し出る。
(b) 請求書には、次の事項を記載する。
(i) 請求に係る国際寄託当局の名称及びあて
名
(ii) 請求が特定の種類の微生物のみに係る場
合には、その種類
(iii) 請求の根拠となる事実の詳細
(c) 事務局長は、請求が(a)及び(b)の規定に合致
している場合には、すべての締約国及び政府
間工業所有権機関に対し、請求を速やかに通
報する。

(d) (e)の規定が適用される場合を除くほか、総
会は、(c)の通報から六箇月の経過後八箇月の
経過前に請求について審議する。
(e) 事務局長は、(d)に規定する六箇月の期間の
遵守が寄託者(潜在的な寄託者を含む。)の利
益を損なうおそれがあると認める場合には、
当該六箇月の期間が満了する日前に総会を招
集することができる。

(f) 総会が請求に係る国際寄託当局の国際寄託
当局としての地位を終止させ又はその地位を
特定の種類の微生物に係る地位に限定するこ
とを決定した場合には、その決定は、決定が
行われた日の後三箇月で効力を生ずる。

昭和五十五年四月十七日 衆議院会議録第十八号(一)

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一〇九七

4.2

通告、通告の効力発生の日及び通告の取扱
(a) 第八条(2)(a)の通告は、3.1(a)に定める方法と
同一の方法により、事務局長に対し行われ
る。
(b) 通告書には、次の事項を記載する。
(i) 通告に係る国際寄託当局の名称及びあて
名
(ii) 通告が特定の種類の微生物のみに係る場
合には、その種類
(iii) 通告を行う締約国又は政府間工業所有権
機関が当該通告の日から三箇月を経過した
日より遅い日に第八条(2)(b)に規定する地
位の終止又は限定が効力を生ずることを希
望する場合には、当該希望する日

(c) 第八条(2)(b)に規定する地位の終止又は限定
は、(b)(iii)の規定が適用される場合には通告書
に記載された日に効力を生じ、その他の場合
には通告の日から三箇月を経過した日に効力
を生ずる。
(d) 事務局長は、すべての締約国及び政府間工
業所有権機関に対し、第八条(2)の規定により
受領した通告及び(c)に規定する効力発生の日
を速やかに通報する。国際事務局は、当該通
報と同一の内容を速やかに公表する。

4.3

寄託された微生物についてとられる措置
5.1の規定は、第八条(1)若しくは(2)、第九条(4)
又は第十七条(4)の規定により国際寄託当局とし
ての地位を終止させ又は限定する場合に準用す
る。

5.1

止
(a) 国際寄託当局が条約及びこの規則により行
うこととされている寄託された微生物につい
てのいずれかの業務の遂行を一時的又は確定
的に停止する場合においては、当該国際寄託当局に

第五規則 国際寄託当局による義務の不
履行

寄託された微生物についての業務の遂行の停
止

ついで第六条(1)の保証を与えた締約国又は政
府間工業所有権機関は、

(i) 当該国際寄託当局(不履行当局)に寄託
された微生物のうち不履行に係るすべての
微生物の試料が、変質し又は汚染すること
なく、不履行当局から他の国際寄託当局
(代行当局)に速やかに移送されるよう、
すべての可能な措置をとる。

(ii) 不履行当局にあてられたすべての郵便そ
の他の通信及び不履行当局の所持するすべ
ての書類つづりその他の情報で不履行に係
るすべての微生物に関する通信及び情報が
代行当局に速やかに送付されるよう、すべ
ての可能な措置をとる。

(iii) 不履行当局が業務の遂行の停止及び移送
につきすべての関係寄託者に対して速やか
に通知するよう、すべての可能な措置をと
る。

(iv) 不履行当局の業務の遂行の停止及び停止
の範囲並びに(i)から(iii)までの規定により当
該締約国又は政府間工業所有権機関がとつ
た措置について事務局長に速やかに通知す
る。

(b) 事務局長は、締約国及び政府間工業所有権
機関並びに工業所有権庁に対し、(a)(iv)の規定
により受領した通知を速やかに通報する。国
際事務局は、事務局長が行った通報及び事務
局長が受領した通知を速やかに公表する。

(c) 適用される特許手続の下において、寄託者
に対し、不履行当局への寄託に係る特許出願
をした工業所有権庁に対し移送に係る寄託に
ついて代行当局の付した新たな受託番号を当
該寄託者が5.1に規定する受託証の受領の後速
やかに通知することを要求することができ
る。

(d) 代行当局は、不履行当局の付した受託番号
を新たな受託番号とともに適切な方法で保持
する。

5.2

(e) 不履行当局は、(a)(i)の代行当局への移送の
ほか、寄託者の要請があつたときは、寄託者
が試料の移送に係るすべての費用を当該不履
行当局に支払うことを条件として、代行当局
以外の国際寄託当局で寄託者が指示したもの
へ当該不履行当局に寄託された微生物の試料
を移送する。この場合において、寄託者は、
その指示した国際寄託当局に対し当該試料の
保管についての手数料を支払う。

(f) 不履行当局は、関係寄託者の要請があつた
ときは、当該不履行当局に寄託された微生物
の試料を可能な限度において保管する。

(a) 国際寄託当局が当該国際寄託当局に対して
与えられた保証によれば受託することとなつ
ているいずれかの種類の微生物についての受
託を拒否する場合には、当該国際寄託当局に
ついて第七条(1)(a)の宣言を行った締約国又は
政府間工業所有権機関は、事務局長に対し当
該拒否及びとつた措置について速やかに通知
する。

(b) 事務局長は、他の締約国及び政府間工業所
有権機関に対し、(a)の規定により受領した通
知を速やかに通報する。国際事務局は、事務
局長が行った通報及び事務局長が受領した通
知を速やかに公表する。

6.1

第六規則 原寄託及び再寄託の方式

(a) 6.2の規定が適用される場合を除くほか、寄
託者は、国際寄託当局に微生物を送付するに
当たり、次の事項を記載した文書に署名し、
これを提出する。

(i) 寄託が条約に基づいてされる旨の表示
(ii) 寄託者の氏名又は名称及びあて名
(iii) 微生物の培養、保管及び生存試験に必要
な条件の詳細並びに、混合微生物を寄託す
る場合には、当該混合微生物の組成の説明

及び当該混合微生物に係るそれぞれの微生物の存在を確認する少なくとも一の方法の説明

(iv) 寄託者が微生物に付した識別のための表示(番号、記号等)

(v) 健康又は環境に対し害を及ぼすおそれのある微生物の性質で国際寄託当局が知ることの困難なものの表示(特に、新規の微生物に係る表示)

(b) (a)の文書には、寄託される微生物の科学的性質及び分類学上の位置を表示することが極めて望ましい。

6.2

再寄託

(a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、寄託者は、第四条の規定に基づく再寄託のために国際寄託当局に微生物を送付するに当たり、原寄託についての受託証の写し及び原寄託に係る微生物が生存していることを示す最新の生存に関する証明書の写しを提出するものとし、また、次の事項を記載した文書に署名し、これを提出する。

6.1 (i) から (v) までに掲げる事項

(ii) 第四条(1)(a)の規定による再寄託の理由、同条(1)(c)の規定により必要とされる陳述及び、該当する場合には、同条(1)(e)に規定する日

(iii) 原寄託について表示した科学的性質又は分類学上の位置であつて、第四条(1)(e)に規定する日におけるもの

(b) 再寄託が原寄託のされた国際寄託当局にされる場合には、(a)(i)に掲げる事項の記載を要しない。

6.3

(a) 国際寄託当局による要求

国際寄託当局は、条約及びこの規則の実施のために必要な形態でこれらの実施のために必要な量の微生物を寄託者が寄託することを要求することができるものとし、また、当該

国際寄託当局の事務手続上寄託者が当該国際寄託当局の作成した様式により正しく記載した文書を提出することを要求することができる。

(b) 国際寄託当局は、国際事務局に対し、(a)の規定に基づく要求及びその変更を通知する。

7.1 受託証の交付

国際寄託当局は、寄託者に対し、当該国際寄託当局に対しされた微生物の寄託又は移送に係る微生物の寄託につき、当該微生物を受領し及び当該微生物について受託したことを証する受託証を交付する。

7.2 様式、言語及び署名

(a) 7.1の受託証の様式は、総会が指定する言語で事務局長によりそのひな形が作成される様式(「国際様式」と称する。)とする。

(b) ローマ字以外の文字で語を受託証に記載する場合、その語をローマ字に音訳したものを併記する。

(c) 受託証には、国際寄託当局を代表する権限を有する者又はその者により正当に権限を与えられた当該国際寄託当局の他の職員が署名する。

7.3 原寄託についての受託証の記載事項

原寄託については交付される7.1の受託証には、国際寄託当局が条約にいう国際寄託当局として受託証を交付する旨を表示し、かつ、少なくとも次の事項を記載する。

(i) 国際寄託当局の名称及びあて名

(ii) 寄託者の氏名又は名称及びあて名

(iii) 国際寄託当局が微生物を受領した日

(iv) 寄託者が微生物に付した識別のための表示(番号、記号等)

(v) 国際寄託当局が寄託について付した受託番号

(vi) 6.1(a)の文書に微生物の科学的性質又は分類学上の位置が記載されている場合には、その記載がされている旨の表示

7.4 再寄託についての受託証の記載事項

第四条の規定に基づく再寄託について交付される7.1の受託証には、原寄託についての受託証の写し及び原寄託に係る微生物が生存していることを示す最新の生存に関する証明書の写しを添付し、かつ、少なくとも次の事項を記載する。

(i) 7.3(i)から(v)までに掲げる事項

(ii) 再寄託の理由及び、該当する場合には、6.2(a)(ii)の規定により寄託者が記載した第四条(1)(e)に規定する日

(iii) 寄託者が6.2(ii)に規定する科学的性質又は分類学上の位置を記載した場合には、その記載がされている旨の表示

(iv) 原寄託について付された受託番号

7.5 移送に係る受託証

国際寄託当局は、5.1(a)(i)の規定により微生物の試料が当該国際寄託当局に移送された場合には、当該試料の移送に係る寄託につき、条約にいう国際寄託当局として受託証を交付する旨を表示するとともに少なくとも次の事項を記載した受託証を寄託者に交付する。

(i) 7.3(i)から(v)までに掲げる事項

(ii) 移送をした国際寄託当局の名称及びあて名

(iii) 移送をした国際寄託当局が付した受託番号

(iv) 科学的性質及び分類学上の位置の通知

11.1, 11.2, 11.3

物の試料を受領する資格を有する者の要請があつた場合には、国際寄託当局は、その者に対し、7.3(vi)又は7.4(iii)の科学的性質及び分類学上の位置を通知する。

第八規則 科学的性質及び分類学上の位置についての後日における表示又は修正

8.1 通知

(a) 寄託者は、微生物の寄託に際し当該微生物の科学的性質又は分類学上の位置を表示しなかつた場合には、後日これらを表示することが出来る。また、寄託者は、既に表示した科学的性質及び分類学上の位置を修正することが出来る。

(b) (a)の後日における表示又は修正は、文書で国際寄託当局に通知することにより行う。寄託者は、当該文書に、次の事項を記載し、かつ、署名する。

(i) 寄託者の氏名又は名称及びあて名

(ii) 国際寄託当局が付した受託番号

(iii) 微生物の科学的性質又は分類学上の位置

(iv) 修正の場合には、直近時に表示した科学的性質又は分類学上の位置

8.2 証明書

国際寄託当局は、8.1の通知を行った寄託者の要請があつたときは、当該寄託者に対し、8.1(b)(i)から(iv)までに掲げる事項及び当該通知の受領の日を示した証明書を交付する。

9.1 保管の期間

国際寄託当局は、寄託された微生物を汚染させることなく生存させておくために必要なあらゆる注意を払いつつ、いかなる場合にも寄託の日の後少なくとも三十年間、当該微生物を保管するものとし、当該微生物の試料の分譲に係る請求があつた場合には、当該最新の請求を受領した後少なくとも五年間は、当該微生物を保管する。

9.2 秘密の保持

国際寄託当局は、微生物について、条約の下

において当該国際寄託当局に寄託されたかどうかをいかなる者に対しても漏らしてはならない。国際寄託当局は、更に、第十一規則の規定に基づき微生物の試料を入手する資格を有する当局、自然人又は法人で同規則に定める条件と同一の条件に従うものを除くほか、いかなる者に対しても、条約の下において当該国際寄託当局に寄託されたいかなる微生物に関するいかなる情報も与えてはならない。

第十規則 生存試験及び生存に関する証明書の義務

国際寄託当局は、当該国際寄託当局に寄託された微生物についての生存試験を、

(i) 第六規則の寄託又は5.1の移送の後速やかに行う。

(ii) 微生物の種類及び保管の条件に照らして相応の間隔で、又は技術上の理由により必要なときはいつでも行う。

(iii) 寄託者の請求があつたときはいつでも行う。

10.2 生存に関する証明書

(a) 国際寄託当局は、寄託された微生物についての生存に関する証明書を、

(i) 寄託者に対し、第六規則の寄託又は5.1の移送の後速やかに交付する。

(ii) 請求があつたときは、寄託者に対し、寄託又は移送の後いつでも交付する。

(iii) 請求があつたときは、第十一規則の規定に従い寄託された微生物の試料の分譲を受けた工業所有権庁、他の当局、自然人又は法人であつて寄託者以外のものに対し、試料の分譲と同時に又は試料の分譲の後いつでも交付する。

(b) 生存に関する証明書には、微生物が生存しているかどうかを表示し、かつ、次の事項を記載する。

(i) 生存に関する証明書を交付する国際寄託当局の名称及びあて名

(ii) 寄託者の氏名又は名称及びあて名

(iii) 微生物の寄託の日及び、該当する場合に、微生物の移送の日

(iv) 国際寄託当局が付した受託番号

(v) 生存に関する証明書に係る生存試験の日

(vi) 生存試験がどのような条件の下で行われたかに関する情報(生存に関する証明書の交付を受ける者が要請した場合において、生存試験の結果が否定的であつたときのみ記載する。)

(c) (a)及び(b)の規定により交付する生存に関する証明書には、最新の生存試験について記載する。

(d) 7.2の規定は、生存に関する証明書の様式、言語及び署名について準用する。

(e) 生存に関する証明書は、(a)(i)の規定又は工業所有権庁の請求に基づき交付する場合に、無料で交付する。これらの場合以外に交付する生存に関する証明書につき12.(a)の規定により課する手数料は、生存に関する証明書の交付を請求する者が請求に先立つて又は請求の時に支払う。

11.1

第十一規則 試料の分譲

関係工業所有権庁に対する試料の分譲 国際寄託当局は、締約国又は政府間工業所有権機関の工業所有権庁の請求があつたときは、次のことを内容とする宣言が行われることを条件として、当該工業所有権庁に対し、寄託された微生物の試料を分譲する。

(i) 特許を求める出願で当該微生物の寄託に係るものが当該工業所有権庁にされておき、かつ、当該出願の対象が当該微生物又は当該微生物の利用に係るものであること。

(ii) 当該出願が当該工業所有権庁に係属していること又は当該出願について特許が与えられること。

たこと。

(iii) 当該締約国又は政府間工業所有権機関若しくはその構成国において採用されている特許手続上試料を入手する必要があること。

(iv) 試料及び試料に関連する情報を(ii)に規定する特許手続のためにのみ使用すること。

寄託者に対する試料の分譲又は寄託者の承諾を得た試料の分譲

国際寄託当局は、次の者に対し、寄託された微生物の試料を分譲する。

(i) 請求を行つた寄託者

(ii) 請求を行い、かつ、試料の分譲を承諾する旨の寄託者の宣言書を提出した当局、自然人又は法人(以下「承諾を得た当事者」という。)

試料の分譲について法令上の資格を有する当事者に対する試料の分譲

(a) 国際寄託当局は、当局、自然人又は法人の請求があつたときは、総会によつてその内容が定められた様式により請求がされること及び工業所有権庁が当該様式により次のことを証明することを条件として、当該請求を行つた当局、自然人又は法人(以下「証明された当事者」という。))に対し、寄託された微生物の試料を分譲する。

(i) 特許を求める出願で当該微生物の寄託に係るものが当該工業所有権庁にされておき、かつ、当該出願の対象が当該微生物又は当該微生物の利用に係るものであること。

(ii) 当該工業所有権庁が特許手続上の公表を行つたこと。(iii)ただし書の規定が適用される場合には、その公表についての証明をする必要はない。

(iii) 当該工業所有権庁に係る特許手続を定める法令上、証明された当事者が当該微生物の試料の分譲を受ける権利を有していること及び、当該法令が一定の条件の下でその

11.2

11.3

11.4

(b)

工業所有権庁は、自己が与えかつ公表した特許に係る微生物の寄託について国際寄託当局が付した受託番号を表の形式で当該国際寄託当局に随時通知することができる。通知を受けた国際寄託当局は、通知に係る微生物の試料の分譲の請求を行つた当局、自然人又は法人(以下「請求する当事者」という。))に対し、当該微生物の試料を分譲する。受託番号を通知した工業所有権庁は、寄託された微生物で通知に係るものについては、(a)に規定する証明を行うことを要しない。

(a)

11.1から11.3までの規定による請求書、宣言書、証明書又は通知書は、次の言語により作成する。

(i) 英語、フランス語、ロシア語又はスペイン語を使用している国際寄託当局にあてられるこれらの文書については、それぞれ、英語、フランス語、ロシア語又はスペイン語。ただし、ロシア語又はスペイン語を使

用している国際寄託当局に対しては、英語又はフランス語でこれらの文書を提出することができる。この場合において、11.1から11.3までの規定による関係者又は当該国際寄託当局の要請があつたときは、国際事務局は、無料で、ロシア語又はスペイン語による翻訳文を速やかに作成し、これについて認証する。

(ii) (i)の規定に従つて提出される文書以外の文書については、英語又はフランス語。ただし、その文書があてられる国際寄託当局の使用している一言語によることもできる。

(b) (a)の規定にかかわらず、ロシア語又はスペイン語を公用語とする工業所有権庁が11.1の請求を行う場合には、当該工業所有権庁は、請求書をロシア語又はスペイン語により作成することができる。この場合において、当該工業所有権庁の要請があつたときは、国際事務局は、無料で、英語又はフランス語による翻訳文を速やかに作成し、これについて認証する。

(c) 11.1から11.3までの規定による請求書、宣言書、証明書又は通知書には、署名し、日付を付する。

(d) 11.1から11.3までの規定による請求書、宣言書又は証明書には、次の事項を記載する。

(i) 請求を行う工業所有権庁、承諾を得た当事者又は証明された当事者の氏名又は名称及びあて名

(ii) 寄託について付された受託番号

(iii) 11.1の規定による宣言書及び請求書には、寄託に係る出願又は特許の日付及び番号

(iv) 11.3(a)の規定による請求書及び証明書には、(iii)に規定する事項並びに11.3(a)に規定する証明を行った工業所有権庁の名称及びあて名

(e) 11.(b)の規定による請求書には、次の事項を記載する。

(i) 請求する当事者の氏名又は名称及びあて名

(ii) 寄託について付された受託番号

(f) 分譲される試料が収められる容器には、国際寄託当局が寄託について付した受託番号を表示し及び第七規則に規定する受託証の写しを添付する。

(g) 分譲の請求を行った者(寄託者を除く。)に対し試料を分譲した国際寄託当局は、試料を分譲した旨を、また、その日付並びに試料の分譲を受けた工業所有権庁、承諾を得た当事者、証明された当事者又は請求する当事者の氏名又は名称及びあて名を書面で速やかに寄託者に通知する。通知書には、請求書の写し、請求に当たり11.1又は11.(ii)の規定により提出された宣言書の写し並びに11.3の様式による請求書及び証明書の写し又は請求する当事者の署名のある請求書の写しを添付する。

(h) 11.1の規定による試料の分譲は、無料で行う。11.2又は11.3の規定により試料の分譲を請求する場合には、12.1(a)(iv)の規定により課する手数料は、寄託者、承諾を得た当事者、証明された当事者又は請求する当事者が請求に先立つて又は請求の時に支払う。

第十二規則 手数料
種類及び額

(a) 国際寄託当局は、条約及びこの規則に規定する次の業務についての手数料を課することができる。

(i) 保管

(ii) 8.2に規定する証明書の交付

(iii) 生存に関する証明書の交付(10.(e)前段に

規定する交付を除く。)

(iv) 試料の分譲(11.(h)前段に規定する試料の分譲を除く。)

(b) 保管についての手数料は、9.1に定める微生物の保管の全期間に対するものとする。

(c) 手数料については、寄託者の国籍若しくは住所により、又は生存に関する証明書の交付若しくは試料の分譲を請求する当局、自然人若しくは法人の国籍若しくは住所により異なる額を課してはならない。

額の変更

12.2 (a) 国際寄託当局が課する手数料の額の変更については、当該国際寄託当局について第七条(1)の宣言を行った締約国又は政府間工業所有権機関が事務局長に対して通知する。その通知には、新たな手数料が適用される日の表示を含めることができる。

(b) 事務局長は、すべての締約国及び政府間工業所有権機関に対し、(a)の規定により受領した通知及び(c)に規定する適用の日を速やかに通報する。国際事務局は、事務局長が行つた通報及び事務局長が受領した通知を速やかに公表する。

(c) 新たな手数料は、(a)の規定により表示された日から適用する。ただし、増額の場合又は適用される日の表示がない場合には、国際事務局による手数料の額の変更の公表の後三十日目の日から適用する。

第十三規則 国際事務局による公表

公表の方法

条約及びこの規則に規定する国際事務局による公表は、工業所有権の保護に関するパリ条約に規定する国際事務局の月刊の定期刊行物により行われる。

13.2 (a) 13.1に規定する定期刊行物においては、少ない

くとも各年の最初の号に、それぞれの国際寄託当局に寄託することができる微生物の種類及びそれぞれの国際寄託当局が課する手数料の額を国際寄託当局ごとに示した最新の表を掲載する。

(b) 次の事実に関するすべての情報は、一回に限り、その事実の発生の後最初に発行される当該定期刊行物に掲載される。

(i) 国際寄託当局としての地位の取得、終止又は限定及び終止又は限定に関連してとられた措置

(ii) 3.3に規定する受託に係る微生物の種類を追加

(iii) 国際寄託当局の業務の停止、特定の種類の微生物についての受託の拒否及び停止又は拒否に関連してとられた措置

(iv) 国際寄託当局が課する手数料の額の変更

(v) 6.3(b)の規定により通知された要求及びその変更

第十四規則 代表団の費用

費用の負担

(a) 総会の会合及び委員会、作業部会又は同盟に関する問題を処理する他の会合に参加する各代表団の費用は、当該代表団を任命した国又は団体が負担する。

第十五規則 総会における定足数の不足

通信による投票

(a) 第十条(b)の場合には、事務局長は、総会の決定(総会の手続に関するものを除く。)が行われたときに代表を出していなかった締約国に対し、その決定を通知し及びその通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。

(b) (a)に規定する期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した締約国の数が(a)の決定が行われたときの定足数の不足を満たし、かつ、必要とされる多数の賛成が得られることとなる

場合には、(a)の決定は、効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成した。

(署名欄は省略)

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に
関するブダペスト条約の締結について承認
を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

昭和四十七年六月以来、世界的な所有権機関
においては、微生物の寄託に係る諸問題の検討
及び各国の寄託制度の現状につき調査が行わ
れ、この調査結果を踏まえ、昭和四十九年四月
以来、条約草案の検討が行われ、昭和五十二年
四月にブダペストにおいて条約採択のための外
交会議が開催され、同年四月二十八日に本条約
が採択された。

本条約は、微生物に関する特許出願手続を簡
素化することを目的としたもので、その主な内
容は、締約国は、自国の領域内の寄託機関であ
つて、必要な職員及び施設を有し、公平かつ客
観的であり、微生物の受託、生存試験及び分譲
等の業務を行う等一定の要件を満たす寄託機関
を、この条約上、国際寄託当局とすることがで
きる。締約国は、いずれかの国際寄託当局
への微生物の寄託を自国の特許手続上承認しな
ければならないこと、この条約によつて形成さ
れる特許手続上の微生物の寄託の国際的承認の
ための同盟の運営及び管理は、総会、国際事務
局等によつて行われること等について規定して
いる。

なお、本条約は、批准書又は加入書を寄託し
た最初の五の国については、その五番目の批准

昭和五十五年四月十七日 衆議院会議録第十八号(一)

書又は加入書が寄託された日の後三箇月で効力
を生じ、その他の国については、その国が批准
書又は加入書を寄託した日の後三箇月で効力を
生ずることとなっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国の出願人に
よる微生物に係る外国の特許の出願が容易になる
結果、我が国の国民が行つた研究開発の成果の
保護、ひいては研究開発の発展に資することと
なり妥当な措置であると認め、本件は承認すべ
きものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年四月十六日

外務委員長 中尾 栄一

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取
引に関する条約の締結について承認を求める
の件

右
国会に提出する。

昭和五十五年三月三十一日

内閣総理大臣 大平 正芳

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際
取引に関する条約の締結について承認を求
めるの件

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引
に関する条約の締結について、日本国憲法第七十
三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認
を求める。

理由

この条約は、絶滅のおそれのある野生動植物の
種の標本の輸出、輸入等の国際取引を規制するた

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 絶 一一〇一

めに遵守すべき要件について定めることを主たる
目的とするものである。我が国がこの条約を締結
することは、野生動植物を保護するための国際協
力を推進する見地から望ましいと認められる。よ
つて、この条約を締結することとしたい。こ
れが、この案件を提出する理由である。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際
取引に関する条約

美しくかつ多様な形体を有する野生動植物が現
在及び将来の世代のために保護されなければなら
ない地球の自然の系のかけがえのない一部をなす
ものであることを認識し、

野生動植物についてはその価値が芸術上、科学
上、文化上、レクリエーション上及び経済上の見
地から絶えず増大するものであることを意識し、
国民及び国家がそれぞれの国における野生動植
物の最良の保護者であり、また、最良の保護者で
なければならぬことを認識し、

更に、野生動植物の一定の種が過度に国際取引
に利用されることのないようこれらの種を保護す
るために国際協力が重要であることを認識し、
このため、適当な措置を緊急にとる必要がある
ことを確信して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、文脈によつて別に解釈され
る場合を除くほか、

(a) 「種」とは、種若しくは亜種又は種若しくは
亜種に係る地理的に隔離された個体群をい
う。

(b) 「標本」とは、次のものをいう。

(i) 生死の別を問はず動物又は植物の個体
(ii) 動物にあつては、附属書Ⅰ若しくは附属
書Ⅱに掲げる種の個体の部分若しくは派生
物であつて容易に識別することができると
の、又は附属書Ⅲに掲げる種の個体の部分

若しくは派生物であつて容易に識別するこ
とができるもののうちそれぞれの種につい
て附属書Ⅲにより特定されるもの

(iii) 植物にあつては、附属書Ⅰに掲げる種の
個体の部分若しくは派生物であつて容易に
識別することができるとの、又は附属書Ⅱ
若しくは附属書Ⅲに掲げる種の個体の部分
若しくは派生物であつて容易に識別するこ
とができるもののうちそれぞれの種につい
て附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲにより特定さ
れるもの

(c) 「取引」とは、輸出、再輸出、輸入又は海か
らの持込みをいう。

(d) 「再輸出」とは、既に輸入されている標本を
輸出することをいう。

(e) 「海からの持込み」とは、いずれの国の管轄
の下にもない海洋環境において捕獲され又は
採取された種の標本をいずれかの国へ輸送す
ることをいう。

(f) 「科学当局」とは、第九条の規定により指定
される国の科学機関をいう。

(g) 「管理当局」とは、第九条の規定により指定
される国の管理機関をいう。

(h) 「締約国」とは、その国についてこの条約が
効力を生じている国をいう。

第二条 基本原則

1 附属書Ⅰには、絶滅のおそれのある種であつ
て取引による影響を受けており又は受けること
のあるものを掲げる。これらの種の標本の取引
は、これらの種の存続を更に脅かすことのない
よう特に厳重に規制するものとし、取引が認め
られるのは、例外的な場合に限る。

2 附属書Ⅱには、次のものを掲げる。
(a) 現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではな
いが、その存続を脅かすこととなる利用がさ
れないようにするためにその標本の取引を厳
重に規制しなければ絶滅のおそれのある種と
なるおそれのある種

- (b) (a)の種以外の種であつて、(a)の種の標本の取引を効果的に取り締まるために規制しなればならない種
- 3 附属書Ⅲには、いずれかの締約国が、捕獲又は採取を防止し又は制限するための規制を自国の管轄内において行う必要があると認め、かつ、取引の取締りのために他の締約国の協力が必要であると認める種を掲げる。
- 4 締約国は、この条約に定めるところによる場合を除くほか、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引を認めない。
- 第三条 附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引に対する規制
- 1 附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。
- 2 附属書Ⅰに掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言したこと。
- (b) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないことを認めること。
- (c) 生きてゐる標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されたと認めること。
- (d) 輸出国の管理当局が、標本につき輸入許可書の発給を受けていると認めること。
- 3 附属書Ⅰに掲げる種の標本の輸入については、事前に発給を受けた輸入許可書及び輸出許可書又は輸入許可書及び再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。輸入許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 輸入国の科学当局が、標本の輸入が当該標本に係る種の存続を脅かす目的のために行われるものでないことを助言したこと。
- (b) 生きてゐる標本の場合には、輸入国の科学当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。
- (c) 輸入国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないことを認めること。
- 4 附属書Ⅰに掲げる種の標本の再輸出については、事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 再輸出国の管理当局が、標本がこの条約に定めるところにより自国に輸入されたことを認めること。
- (b) 生きてゐる標本の場合には、再輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されたと認めること。
- (c) 生きてゐる標本の場合には、再輸出国の管理当局が、輸入許可書の発給を受けていると認めること。
- 5 附属書Ⅰに掲げる種の標本の海からの持込みについては、当該持込みがされる国の管理当局から事前に証明書の発給を受けていることを必要とする。証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 当該持込みがされる国の科学当局が、標本の持込みが当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言していること。
- (b) 生きてゐる標本の場合には、当該持込みがされる国の管理当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。
- (c) 当該持込みがされる国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないことを認めること。
- 第四条 附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引に対する規制
- 1 附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。
- 2 附属書Ⅱに掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言したこと。
- (b) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないことを認めること。
- (c) 生きてゐる標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されたと認めること。
- 3 締約国の科学当局は、附属書Ⅱに掲げる種の標本に係る輸出許可書の自国による発給及びこれらの標本の実際の輸出について監視する。科学当局は、附属書Ⅱに掲げる種について、その属する生態系における役割を果たすことのできる個体数の水準を及び附属書Ⅰに掲げる種となるような当該種個体の水準を当該種の水準よりも十分に高い個体数の水準を当該種の水準の分布地域全体にわたって維持するためにその標本の輸出を制限する必要があると決定する場合に、適当な管理当局に対し、その標本に係る輸出許可書の発給を制限するためにとるべき適当な措置を助言する。
- 4 附属書Ⅱに掲げる種の標本の輸入については、輸出許可書又は再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。
- 5 附属書Ⅱに掲げる種の標本の再輸出については、事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 再輸出国の管理当局が、標本がこの条約に定めるところにより自国に輸入されたことを認めること。
- (b) 生きてゐる標本の場合には、再輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されたと認めること。
- 6 附属書Ⅱに掲げる種の標本の海からの持込みについては、当該持込みがされる国の管理当局から事前に証明書の発給を受けていることを必要とする。証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 当該持込みがされる国の科学当局が、標本の持込みが当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言していること。
- (b) 生きてゐる標本の場合には、当該持込みがされる国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように取り扱われると認めること。
- 7 6の証明書は、科学当局が自国の他の科学機関及び適当な場合には国際科学機関と協議の上に行う助言に基づき、一年を超えない期間につきその期間内に持込みが認められる標本の総数に限り発給することができる。
- 第五条 附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引に対する規制
- 1 附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。
- 2 附属書Ⅲに掲げる種の標本の輸出で附属書Ⅲに当該種を掲げた国から行われるものについては、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護

に關する自国の法令に違反して入手されたものでないことを認めること。

(b) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されることを認めること。

3 附属書Ⅲに掲げる種の標本の輸入については、4の規定が適用される場合を除くほか、原産地証明書及びその輸入が附属書Ⅲに当該種を掲げた国から行われるものである場合には輸出許可書を事前に提出することを必要とする。

4 輸入国は、再輸出に係る標本につき、再輸出国内で加工された標本であること又は再輸出される標本であることを証する再輸出国の管理当局が発給した証明書をこの条約が遵守されている証拠として認容する。

第六条 許可書及び証明書

1 前三条の許可書及び証明書の発給及び取扱いは、この条に定めるところにより行う。

2 輸出許可書には、附属書Ⅳのひな形に明示する事項を記載するものとし、輸出許可書は、その発給の日から六箇月の期間内に行われる輸出についてのみ使用することができる。

3 許可書及び証明書には、この条約の表題、許可書及び証明書を発給する管理当局の名称及び印章並びに管理当局の付する管理番号を表示する。

4 管理当局が発給する許可書及び証明書の写しには、写しであることを明示するものとし、写しが原本の代わりに使用されるのは、写しに特記されている場合に限る。

5 許可書又は証明書は、標本の各送り荷について必要とする。

6 輸入国の管理当局は、標本の輸入について提出された輸出許可書又は再輸出証明書及びこれらに対応する輸入許可書を失効させた上保管する。

7 管理当局は、適当かつ可能な場合には、標本の識別に資するため標本にマークを付することができる。この7の規定の適用上、「マーク」とは、権限のない者による模倣ができないようにするように工夫された標本の識別のための消すことのできない印章、封鉛その他の適当な方法をいう。

第七条 取引に係る免除等に関する特別規定

1 第三条から第五条までの規定は、標本が締約国の領域を通過し又は締約国の領域において積み替えられる場合には、適用しない。ただし、これらの標本が税関の管理の下にあることを条件とする。

2 第三条から第五条までの規定は、標本につき、この条約が当該標本に適用される前に取得されたものであると輸出国又は再輸出国の管理当局が認める場合において、当該管理当局がその旨の証明書を発給するときは、適用しない。

3 第三条から第五条までの規定は、手回品又は家財である標本については、適用しない。ただし、次の標本（標本の取得がこの条約の当該標本についての適用前になされた管理当局が認める標本を除く。）については、適用する。

(a) 附属書Ⅰに掲げる種の標本にあつては、その所有者が通常居住する国の外において取得して当該通常居住する国へ輸入するもの

(b) 附属書Ⅱに掲げる種の標本にあつては、(i) その所有者が通常居住する国以外の国（その標本が野生の状態に捕獲され又は採取された国に限る。）において取得し、(ii) 当該所有者が通常居住する国へ輸入し、かつ、(iii) その標本が野生の状態に捕獲され又は採取された国においてその輸出につき輸出許可書の事前の発給が必要とされているもの

4 附属書Ⅰに掲げる動物の種の標本であつて商業的目的のため飼育により繁殖させたもの又は附属書Ⅰに掲げる植物の種の標本であつて商業

的目的のため人工的に繁殖させたものは、附属書Ⅱに掲げる種の標本とみなす。

5 動物の種の標本が飼育により繁殖させたものであり若しくは植物の種の標本が人工的に繁殖させたものであり又は動物若しくは植物の種の標本がこれらの繁殖させた標本の部分若しくは派生物であると輸出国の管理当局が認める場合には、当該管理当局によるその旨の証明書は、第三条から第五条までの規定により必要とされる許可書又は証明書に代わるものとして認容される。

6 第三条から第五条までの規定は、管理当局が発給し又は承認したラベルの付された腊葉標本その他の保存され、乾燥され又は包埋された生物館用の標本及び当該ラベルの付された生きている植物が、管理当局に登録されている科学者又は科学施設の間で商業的目的以外の目的の下に貸与され、贈与され又は交換される場合には、適用しない。

7 管理当局は、移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する標本の移動について第三条から第五条までの要件を免除し、許可書又は証明書なしにこれらの標本の移動を認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a) 輸出国又は輸入者が、標本の詳細について管理当局に登録すること。

(b) 標本が2又は5のいずれかに規定する標本に該当するものであること。

(c) 生きている標本の場合には、管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように輸送され及び世話をするものと認めること。

第八条 締約国のとる措置

1 締約国は、この条約を実施するため及びこの条約に違反して行われる標本の取引を防止するため、適当な措置をとる。この措置には、次の

ことを含む。

(a) 違反に係る標本の取引若しくは所持又はこれらの双方について処罰すること。

(b) 違反に係る標本の没収又はその輸出国への返送に關する規定を設けること。

2 締約国は、1の措置に加え、必要と認めるときは、この条約を適用するためにとられた措置に違反して行われた取引に係る標本の没収の結果負うこととなつた費用の国内における求償方法について定めることができる。

3 締約国は、標本の取引上必要な手続が速やかに完了することをできる限り確保する。締約国は、その手続の完了を容易にするため、通関のために標本が提示される輸出港及び輸入港を指定することができる。締約国は、また、生きている標本につき、通過、保管又は輸送の間に傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように適切に世話をすることを確保する。

4 1の措置がとられることにより生きている標本が没収される場合には、

(a) 当該標本は、没収した国の管理当局に引き渡される。

(b) (a)の管理当局は、当該標本の輸出国との協議の後、当該標本を、当該輸出国の負担する費用で当該輸出国に返送し又は保護センター若しくは管理当局の適当かつこの条約の目的に沿うと認める他の場所に送る。

(c) (a)の管理当局は、(b)の規定に基づく決定（保護センター又は他の場所の選定に係る決定を含む。）を容易にするため、科学当局の助言を求めることができるものとし、望ましいと認める場合には、事務局と協議することができる。

5 4にいう保護センターとは、生きている標本、特に、没収された生きている標本の健康を維持し又は生育を助けるために管理当局の指定する施設をいう。

6 締約国は、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引について次の事項に関する記録を保持する。

(a) 輸出者及び輸入者の氏名又は名称及び住所
(b) 発給された許可書及び証明書の数及び種類、取引の相手国、標本の数又は量及び標本の種類、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の名称並びに可能な場合には標本の大きさ及び性別

7 締約国は、この条約の実施に関する次の定期的な報告書を作成し、事務局に送付する。

(a) 6 (b)に掲げる事項に関する情報の概要を含む年次報告書
(b) この条約を実施するためにとられた立法措置、規制措置及び行政措置に関する二年ごとの報告書

8 7の報告書に係る情報は、関係締約国の法令に反しない限り公開される。

第九条 管理当局及び科学当局

1 この条約の適用上、各締約国は、次の当局を指定する。

(a) 自国のために許可書又は証明書を発給する権限を有する一又は二以上の管理当局
(b) 一又は二以上の科学当局

2 批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国は、これらの寄託の際に、他の締約国及び事務局と連絡する権限を有する一の管理当局の名称及び住所を寄託政府に通報する。

3 締約国は、1の規定による指定及び2の規定による通報に係る変更が他のすべての締約国に伝達されるようにこれらの変更を事務局に通報する。

4 2の管理当局は、事務局又は他の締約国の管理当局から要請があつたときは、許可書又は証明書を認証するために使用する印章その他のものの図案を通報する。

第十条 この条約の締約国でない国との取引

締約国は、この条約の締約国でない国との間で輸出、輸入又は再輸出を行う場合においては、当該締約国の締約国でない国の権限のある当局が発給する文書であつて、その発給の要件がこの条約の許可書又は証明書の発給の要件と実質的に一致しているものを、この条約にいう許可書又は証明書に代わるものとして認容することができる。

第十一条 締約国会議

1 事務局は、この条約の効力発生の後二年以内に、締約国会議を招集する。

2 その後、事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り少なくとも二年に一回通常会合を招集するものとし、締約国の少なくとも三分の一が書面により要請する場合はいつでも特別会合を招集する。

3 締約国は、通常会合又は特別会合のいずれにおいてであるかを問わず、この条約の実施状況を検討するものとし、次のことを行うことができる。

(a) 事務局の任務の遂行を可能にするために必要な規則を作成すること。
(b) 第十五条の規定に従つて附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正を検討し及び採択すること。
(c) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の回復及び保存に係る進展について検討すること。

(d) 事務局又は締約国の提出する報告書を受領し及び検討すること。

(e) 適当な場合には、この条約の実効性を改善するための勧告を行うこと。

4 締約国は、通常会合において、2の規定により開催される次の通常会合の時期及び場所を決定することができる。

5 締約国は、いずれの会合においても、当該会合のための手続規則を制定することができる。

6 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関

並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができる。オブザーバーは、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない。

7 野生動植物の保護、保存又は管理について専門的な能力を有する次の機関又は団体であつて、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の少なくとも三分の一が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。

(a) 政府間又は非政府のものいずれであるかを問わず国際機関又は国際団体及び国内の政府機関又は政府団体
(b) 国内の非政府機関又は非政府団体であつて、その所在する国によりこの条約の目的に沿うものであると認められたもの

これらのオブザーバーは、出席することを認められた場合には、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない。

第十二条 事務局

1 事務局の任務は、この条約の効力発生に伴い、国際連合環境計画事務局が提供する。同事務局は、適当と認める程度及び方法で、野生動植物の保護、保存及び管理について専門的な能力を有する政府間の若しくは非政府の適当な国際機関若しくは国際団体又は政府の若しくは非政府の適当な国内の機関若しくは団体の援助を受けることができる。

2 事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 締約国の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。

(b) 第十五条及び第十六条の規定により与えられる任務を遂行すること。

(c) 締約国会議の承認する計画に従い、この条約の実施に寄与する科学的及び技術的研究(生きている標本につき適切に準備し、輸送するための基準に関する研究及び標本の識別

方法に関する研究を含む。)を行うこと。

(d) 締約国の報告書を研究すること及び締約国の報告書に関する追加の情報であつてこの条約の実施を確保するために必要と認めるものを当該締約国に要請すること。

(e) この条約の目的に関連する事項について締約国の注意を喚起すること。

(f) 最新の内容の附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲをこれらの附属書に掲げる種の標本の識別を容易にする情報とともに定期的に刊行し、締約国に配布すること。

(g) 締約国の利用に供するため事務局の業務及びこの条約の実施に関する年次報告書を作成し並びに締約国がその会合において要請する他の報告書を作成すること。

(h) この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための勧告を行うこと(科学的及び技術的性格の情報を交換するよう勧告を行うことを含む)。

(i) 締約国に与える他の任務を遂行すること。

第十三条 国際的な措置

1 事務局は、受領した情報を参考にして、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種がその標本の取引によつて望ましくない影響を受けていると認められる場合又はこの条約が効果的に実施されていないと認める場合には、当該情報を関係締約国の権限のある管理当局に通告する。

2 締約国は、1の通告を受けたときは、関連する事実を自国の法令の認める限度においてできる限り速やかに事務局に通報するものとし、適当な場合には、是正措置を提案する。当該締約国が調査を行うことが望ましいと認めるときは、当該締約国によつて明示的に権限を与えられた者は、調査を行うことができる。

3 締約国会議は、締約国の提供した情報又は2の調査の結果得られた情報につき、次の会合において検討するものとし、適当と認める勧告を行うことができる。

第十四条 国内法令及び国際条約に対する影響

- 1 この条約は、締約国が次の国内措置をとる権利に及ぼすものではない。
(a) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送の条件に関する一層厳重な国内措置又はこれらの取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送を完全に禁止する国内措置
(b) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種以外の種の標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送を制限し又は禁止する国内措置
- 2 この条約は、標本の取引、捕獲若しくは採取、所持又は輸送についてこの条約に定めているもの以外のものを定めている条約又は国際協定であつて締約国について現在効力を生じており又は将来効力を生ずることのあるものに基づく国内措置又は締約国の義務に及ぼすものではない。これらの国内措置又は義務は、関税、公衆衛生、動植物の検疫の分野に関するものを含む。
- 3 この条約は、共通の対外関税規制を設定し若しくは維持し、かつ、その構成国間の関税規制を撤廃する同盟若しくは地域的な貿易機構を創設する条約若しくは国際協定であつて現在締結されており若しくは将来締結されることのある条約若しくは国際協定の規定のうち又はこれらの条約若しくは国際協定に基づく義務のうち、これらの同盟又は地域的な貿易機構の構成国間の貿易に関するものにかかる影響も及ぼすものではない。
- 4 この条約の締約国は、自国がその締約国である他の条約又は国際協定がこの条約の効力発生の時に有効であり、かつ、当該他の条約又は国際協定に基づき附属書Ⅱに掲げる海産の種に対し保護を与えている場合には、自国において登録された船舶が当該他の条約又は国際協定に基

づいて捕獲し又は採取した附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引についてこの条約に基づく義務を免除される。

- 5 4の規定により捕獲され又は採取された標本の輸出については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、当該標本が4に規定する他の条約又は国際協定に基づいて捕獲され又は採取された旨の持込みがされた国の管理当局の発給する証明書のみを必要とする。
- 6 この条約のいかなる規定も、国際連合総会議第二千七百五十号C(第二十五回会期)に基づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び発展を妨げるものではなく、また、海洋法に関し並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいづれの国の主張及び法的見解も害するものではない。

第十五条 附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正
締約国会議の会合において附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正をする場合には、次の規定を適用する。

- (a) 締約国は、会合における検討のため、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの改正を提案することができ、改正案は、会合の少なくとも百五十日前に事務局に通告する。事務局は、改正案の他の締約国への通告及び改正案についての関係団体との協議については、2(b)又は2(c)の規定を準用するものとし、会合の遅くとも三十日前に改正案に係る回答をすべての締約国に通告する。
- (b) 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。この1(b)の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。投票を棄権する締約国は、改正の採択に必要な三分の二に算入しない。
- (c) 会合において採択された改正は、会合の後

九十日すべての締約国について効力を生ずる。ただし、3の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

- 2 締約国会議の会合と会合との間において附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正をする場合には、次の規定を適用する。

- (a) 締約国は、会合と会合との間における検討のため、この2に定めるところにより、郵便手続による附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの改正を提案することができる。
- (b) 事務局は、海産の種に関する改正案を受領した場合に、直ちに改正案を締約国に通告する。事務局は、また、当該海産の種に関連する活動を行つている政府間団体の提供することができる科学的な資料の入手及び当該政府間団体の実施している保存措置との調整の確保を特に目的として、当該政府間団体と協議する。事務局は、当該政府間団体の表明した見解及び提供した資料を事務局の認定及び勧告とともにできる限り速やかに締約国に通告する。
- (c) 事務局は、海産の種以外の種に関する改正案を受領した場合に、直ちに改正案を締約国に通告するものとし、その後できる限り速やかに自己の勧告を締約国に通告する。
- (d) 締約国は、事務局が(b)又は(c)の規定に従つてその勧告を締約国に通告した日から六十日以内に、関連する科学的な資料及び情報とともに改正案についての意見を事務局に送付することができる。
- (e) 事務局は、(d)の規定に基づいて受領した回答を自己の勧告とともにできる限り速やかに締約国に通告する。
- (f) 事務局が(e)の規定により回答及び勧告を通告した日から三十日以内に改正案に対する異議の通告を受領しない場合には、改正は、その後九十日すべての締約国について効力を生ずる。ただし、3の規定に基づいて留保を

- (g) 事務局が(i)の通知の日から六十日以内に受領した賛成票、反対票及び棄権票の合計が締約国の総数の二分の一に満たない場合には、改正案は、更に検討の対象とするため締約国会議の次の会合に付託する。
- (i) 受領した票の合計が締約国の総数の二分の一に達した場合に、改正案は、賛成票及び反対票を投じた締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。
- (k) 事務局は、投票の結果を締約国に通報する。
- (l) 改正案が採択された場合には、改正は、事務局によるその旨の通報の日の後九十日すべての締約国について効力を生ずる。ただし、3の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

3 いずれの締約国も、1(c)又は2(1)に規定する九十日の期間内に寄託政府に対し書面による通告を行うことにより、改正について留保を付することができる。締約国は、留保を撤回するまでの間、留保に明示した種に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

第十六条 附属書Ⅲ及びその改正
締約国は、いつでも、その種について第二条3にいう規制を自国の管轄内において行う必要があると認める種を記載した表を事務局に提出することができる。附属書Ⅲには、附属書Ⅲに掲げるべき種を記載した表を提出した締約国の国名、これらの種の学名及び第一条(b)の規定の適用上これらの種の個体の部分又は派生物であつてそれぞれの種について特定されたものを掲げる。

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一一〇六

2 事務局は、1の規定により提出された表を受

ない。

領した後、速やかに当該表を締約国に送付する。当該表は、その送付の日から九十日

2 事務局は、1の特別会合の少なくとも九十日前に改正案を締約国に通告する。

で附属書Ⅲの一部として効力を生ずる。締約国は、当該表の受領の後いつでも、寄託政府に対して書面による通告を行うことにより、いずれの種又は個体の種の部分若しくは派生物についても留保を付することができる。締約国は、留保を撤回するまでの間、留保に明示した種又は種の個体の部分若しくは派生物に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

3 改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を送付し、寄託政府に寄託した後六十日、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後、改正は、他の締約国についても、当該他の締約国が改正の受諾書を送付した後六十日、効力を生ずる。

3 附属書Ⅲに掲げるべき種を記載した表を提出

1 締約国は、この条約の解釈又は適用について他の締約国との間に紛争が生じた場合には、当該紛争について当該他の締約国と交渉する。

した締約国は、事務局に対して通報を行うことによりいつでも特定の種の記載を取り消すことができるものとし、事務局は、その取消しをすべての締約国に通告する。取消しは、通告の日

2 締約国は、1の規定によっても紛争を解決することができなかった場合には、合意により当該紛争を仲裁、特に、ヘーグ常設仲裁裁判所の仲裁に付することができる。紛争を仲裁に付した締約国は、仲裁裁定に従うものとする。

4 1の規定により表を提出する締約国は、当該

第十九条 署名

表に記載された種の保護について適用されるすべての国内法令の写しを、自国がその提出を適当と認める解釈又は事務局がその提出を要請する解釈とともに事務局に提出する。締約国は、自国の表に記載された種が附属書Ⅲに掲げられている間、当該記載された種に係る国内法令の改正が採択され又は当該国内法令の新しい解釈が採用されることにこれらの改正又は解釈を提出する。

この条約は、千九百七十三年四月三十日までワシントンにおいて、その後は、千九百七十四年十二月三十一日までベルヌにおいて、署名のために開放しておく。

3 締約国は、この条約の解釈又は適用について

第二十条 批准、受諾及び承認

した締約国は、事務局に対して通報を行うことによりいつでも特定の種の記載を取り消すことができるものとし、事務局は、その取消しをすべての締約国に通告する。取消しは、通告の日

この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託政府であるスイス連邦政府に寄託する。

3 締約国は、この条約の解釈又は適用について

第二十一条 加入

した締約国は、事務局に対して通報を行うことによりいつでも特定の種の記載を取り消すことができるものとし、事務局は、その取消しをすべての締約国に通告する。取消しは、通告の日

この条約は、加入のため無期限に開放しておく。加入書は、寄託政府に寄託する。

3 締約国は、この条約の解釈又は適用について

第二十二条 効力発生

した締約国は、事務局に対して通報を行うことによりいつでも特定の種の記載を取り消すことができるものとし、事務局は、その取消しをすべての締約国に通告する。取消しは、通告の日

1 この条約は、十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託政府に寄託された日の後九十日、効力を生ずる。

た日の後九十日、効力を生ずる。

第二十三条 留保

1 この条約については、一般的な留保は、付することができない。特定の留保は、この条、第十五条及び第十六条の規定に基づいて付することができ。

2 いずれの国も、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、次のものについて特定の留保を付することができる。

(a) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種

(b) 附属書Ⅲに掲げる種の個体の部分又は派生物であつて附属書Ⅲにより特定されるもの

3 締約国は、この条の規定に基づいて付した留保を撤回するまでの間、留保に明示した特定の種又は特定の種の個体の部分若しくは派生物に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

第二十四条 廃棄

いづれの締約国も、寄託政府に対して書面による通告を行うことにより、この条約をいつでも廃棄することができる。廃棄は、寄託政府が通告を受領した後十二箇月で効力を生ずる。

第二十五条 寄託政府

1 中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その認証謄本をこの条約に署名し又はこの条約の加入書を寄託したすべての国に送付する。

2 寄託政府は、すべての署名国及び加入国並びに事務局に対し、署名、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、この条約の改正、留保及びその撤回並びに廃棄通告を通報する。

3 この条約が効力を生じたときは、寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定による登録及び公表のためできる限り速やかにその認証謄本

を国際連合事務局に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十三年三月三日にワシントンで作成した。

附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ

解釈

1 この附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに記載する名称は、(a)種の名称又は(b)種よりも大きな分類群に属する若しくは種よりも大きな分類群のうちで特定された一部に属するすべての種を意味する名称である。

2 略号「s.p.」は、種よりも大きな分類群に属するすべての種を示すために用いる。

3 種より大きな分類群であつて2の略号「s.p.」が付されている分類群以外の分類群は、専ら参考又は分類のために記載する。

4 略号「p.p.」は、絶滅したかもしれない種を示すために用いる。

5 種又は種よりも大きな分類群に付されている一個の星印(*)は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する一又は二以上の地理的に隔離された個性群、亜種又は種が附属書Ⅰに掲げられており、かつ、これらの個性群、亜種又は種が附属書Ⅱから除外されていることを示す。

6 種又は種よりも大きな分類群に付されている二個の星印(**)は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する一又は二以上の地理的に隔離された個性群、亜種又は種が附属書Ⅱに掲げられており、かつ、これらの個性群、亜種又は種が附属書Ⅰから除外されていることを示す。

7 種又は種よりも大きな分類群に付されている符号「+」及び数字は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する地理的に隔離された個性群、亜種又は種のうち次のとおり特定されたものの

一一〇七

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

イン ドリ 科	ケイロガレウス(spp.) ハバレムル(spp.) レムル(spp.) レビレムル(spp.) ミクロケプス(spp.) ファネル(spp.) アヴァヒ(spp.) インドリ(spp.) プロビテクス(spp.) ダウベントニア・マダガスカリ エンシス
アイ アイ 科	カルリトリクス・ゴイルディイ カルリトリクス・アウリタ カルリトリクス・フラヴィケプ ス レオンティビテクス(レオンティ デウス)(spp.) サグイヌス・ピコロル サグイヌス・レウコプス サグイヌス・オイディプス アロウアタ・パルリアタ(ヴィ ルロサ)
おま きざ る 科	アテレス・ゲオフロイイ・フロ ンタトウス アテレス・ゲオフロイイ・パナ メンシス ブラキエテレス・アラクノイデ ス カカヤオ(spp.) キロボテス・アルピナス サイミリ・オイルステディイ ケルコケプス・ガレリトウス・ ガレリトウス コロプス・パディウス・キルキ イ コロプス・パディウス・ルフオ ミトラトウス マカカ・スイレヌス ナサリス・ラルヴァトウス プレスビュティス・エンテルル ス
おな がざ る 科	

てな がざ る 科	プレスビュティス・ゲエイ プレスビュティス・ピレアトウス プレスビュティス・ボテンジア ニ ビュガトリクス・ネマイウス スイミアス・コンコロール ヒュロパテス(spp.) スュンファラングス・スュンダ クテュルス しょうじょう科(spp.)
貧 菌 目	ありくい科
なま けも の 科	アルマジロ科
有 鱗 目	プリオドンテス・ギガンテウス (=プリオドンテス・マクス ムス)
う さ ぎ 目	マニス・テンミンキ
う さ ぎ 科	カプロラガス・ヒスピドゥス ロメロラガス・ディアジ キヌノミウス・メクスイカヌス
齧 歯 目	リ す 科
ポ ケ ット ね ず み 科	レボリルルス・コンディトル ブセウドミウス・フメウス ブセウドミウス・プライコニス
ね ず み 科	ミ ュ ル メ コ フ ア ガ ・ ト リ ダ ク テ ュ ラ タ マ ン ド ウ ア ・ テ ト ラ ダ ク テ ュ ラ ・ カ パ デ ン ス イ ス ブ ラ デ ュ プ ス ・ ボ リ ヴ イ エ ン ス イ ス マ ニ ス ・ ク ラ ス イ カ ウ ダ タ マ ニ ス ・ ヤ ヴ ア ニ カ マ ニ ス ・ ペ ン タ ダ ク テ ュ ラ ネ ソ ラ グ ス ・ ネ ト ス ケ リ ラ リ ス ク ス ・ ホ セ イ ラ ト ウ フ ア (spp.) デ イ ボ ド ミ ウ ス ・ フ ィ ル リ ブ ス イ イ ・ フ ィ ル リ ブ ス イ イ ノ ト ミ ウ ス (spp.) ブ セ ウ ド ミ ウ ス ・ ス ホ ル ト リ ド ゲ イ

昭和五十五年四月十七日 衆議院会議録第十八号(二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

チンチラ科		くじら目		くじら目(spp.)(*)	
クセロミヌス・ミヌオイデス	ズゾミヌス・ペドゥンクラトウス	キンキルラ(spp.)(+201)	リボテス・ヴェクスイルリフェル	プラタニスタ・ガンゲティカ	プラタニスタ・ミノル
ソウサ(spp.)	ネオフォカイナ・フォカイノイデス	フォコイナ・スイヌス	エスクリクティウス・ロプストウス(グラウクス)	バライノプテラ・ボレアリス	(*) (+202)
バライノプテラ・ムスクルス	バライノプテラ・フュサル	(*) (-101)	メガプテラ・ノヴァイアングリアイ	バライナ・ミステイケトウス	エウバライナ(spp.)
カニス・ルプス(*) (+203)	セミくじら科	いぬ科	食肉目	ハエナ科	ねこ科
ウルベス・ヴェロクス・ヘベス	ヘラルクトス・マラヤヌス	セレナルクトス・ティベタヌス	トレマルクトス・オルナトウス	ウルスス・アルクトス(*) (+204)	ウルスス・アルクトス(*) (+205)
ウルスス・アルクトス・イサベリヌス	ウルスス・アルクトス・ネルソニ	ウルスス・アルクトス・プルーノス	アオニクス・ミクロドン	エンヒュドラ・ルトリス・ネレイス	ルトラ・フェリナ
ルトラ・ロンギカウデイス(ブラテンシス/アネクテンス)	ルトラ・ルトラ	ルトラ・プロヴォカクス	ムステラ・ニグリペス	プテロストラ・ブラサイリエン	クリュプトプロクタ・フェロクス
キヌノガレ・ベネティ	エウブレレス・ゴウドティイ	エウブレレス・マヨル	フォサ・フォサ	ヘミガルス・デルビュアヌス	プリオノドン・リンサン
プリオノドン・バルディコロール	ヒュアイナ・ブルネア	ハエナ科	ねこ科	ウルベス・カナ	カニス・ルプス(*) (-102)
クリュソキオン・ブラキウ	クオン・アルピヌス	ドゥスイキオン・クルバイウス	ドゥスイキオン・フルヴィベ	ドゥスイキオン・グリセウス	ヴァルベス・カナ

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

アキノニクス・ユバトウス	フェリス・カラカル(※※)	フェリス・コンコロール・コルユ	フェリス・コンコロール・コスタ	フェリス・コンコロール・コウガ	フェリス・ヤコビタ	フェリス・マルモラタ	フェリス・ニグリベス	フェリス・バルダリス・メアル	フェリス・バルダリス・ミティ	フェリス・プラニケプス	フェリス・ルビギノサ(※※)	フェリス(リュンクス)・ルファ	フェリス・ティグリス・オンキ	フェリス・ウイエディ・ニカ	フェリス・ウイエディ・サル	フェリス・ヤゴウアロウンディ	フェリス・ヤゴウアロウンディ	フェリス・ヤゴウアロウンディ	フェリス・ヤゴウアロウンディ	ネオフェリス・ネプロサ	パンテラ・レオ・ペルスイカ	パンテラ・オンカ	パンテラ・バルドゥス
	+206										+207												

偶蹄目科	さばく科	奇蹄目科	海牛目科	長鼻目科	管歯目科	あざらし科	あしか目科	アキノニクス・ユバトウス	フェリス・カラカル(※※)	フェリス・コンコロール・コルユ	フェリス・コンコロール・コスタ	フェリス・コンコロール・コウガ	フェリス・ヤコビタ	フェリス・マルモラタ	フェリス・ニグリベス	フェリス・バルダリス・メアル	フェリス・バルダリス・ミティ	フェリス・プラニケプス	フェリス・ルビギノサ(※※)	フェリス(リュンクス)・ルファ	フェリス・ティグリス・オンキ	フェリス・ウイエディ・ニカ	フェリス・ウイエディ・サル	フェリス・ヤゴウアロウンディ	フェリス・ヤゴウアロウンディ	フェリス・ヤゴウアロウンディ	フェリス・ヤゴウアロウンディ	ネオフェリス・ネプロサ	パンテラ・レオ・ペルスイカ	パンテラ・オンカ	パンテラ・バルドゥス
バビュロウサ・バビュルサ	さい科(spp.)	タピルス・ピンカケ	タピルス・バイルディ	タピルス・インディクス	タピルス・ゼブラ・ゼブラ	タピルス・ヘミオヌス・クル	タピルス・プルゼワルスキ	タピルス・ゼブラ・ゼブラ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ	タピルス・ヘミオヌス・ヘミオヌ

一一一

[illegible]

ペンギン目 ペンギン科 かいつぶり目 かいつぶり科 みずなぎどり目 あほうどり科 ペリカン目 ペリカン科 かつおどり科 ぐんかんどり科 こうのとりの目 こうのとりの科 とき科 フラミンゴ科 がんかも目 がんかも科	ティナムス・ソリタリウス ポディリユンブス・ギガス デオメデア・アルバトルス スラ・アボティ フレガタ・アンドレウスイ キコニア・キコニア・ボイキア ナ ゲロンティクス・エレミタ ニボニア・ニボン スフェニクス・デメルスス ペレカヌス・クリスプス キコニア・ニグラ ゲロンティクス・カルヴス プラタレア・レウコロディア フォイニコバルルス・アンディ ス フォイニコバルルス・ヤメスイ フォイニコバルルス・ルベル キレンスイ フォイニコバルルス・ルベル アナス・アウ克蘭ディカ・ア ウ克蘭ディカ アナス・アウ克蘭ディカ・ク ロロティス アナス・ベルニエリ アンセル・アルビフロンス・ガ ンベルリ	ブランタ・サンドヴィケンサイ ス カイリナ・スクトゥラタ ロドネサ・カリュオフルラケ ア ギンノギユプス・カリフォル ニアス ヴァルトゥル・グリユフス アキラ・ヘリアカ コンドロヒエラクス・ウィルソ ニイ ハリアイエトウス・アルビキル ラ ハリアイエトウス・レウコケ ファルス ハルビア・ハルビュヤ ピテコファガ・イエフェルユイ ファルコ・アライア ファルコ・ネウトニ・アルダブ ラス ファルコ・ペレグリヌス(ペレグ リノイデス/パビュロニクス) ファルコ・ブンクタトウス ファルコ・ルスティコルス マクロケファロン・マレオ クラクス・ブルメンバキイ	ブランタ・ルフィコルリス コスコロバ・コスコロバ キユグヌス・ペウイキイ・ヤン コウスキイ キユグヌス・メラニコリユフス デンドロキユグナ・アルボレア サルキディオルニス・メラノト わしたか目(spp.)(*) (-105)
わしたか目 コンドル科 わしたか科 はやぶさ科 き つかつくり科 ほうかんちょう科	わしたか目 コンドル科 わしたか科 はやぶさ科 き つかつくり科 ほうかんちょう科	わしたか目 コンドル科 わしたか科 はやぶさ科 き つかつくり科 ほうかんちょう科	わしたか目 コンドル科 わしたか科 はやぶさ科 き つかつくり科 ほうかんちょう科

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

らいちょう科		きじ科	
ミトウ・ミトウ・ミトウ オレオファシス・デルビアス ビビレ・ヤクティンガ ビビレ・ビビレ・ビビレ		カトレウス・ワルリキイ コリス・ヴィルギニアヌス・ リドグワイイ クロソプティロン・クロソプ ティロン クロソプティロン・マントクリ クム	
リュルルス・ムロコスイエウイ クジ		キルトニクス・モンテズマ イ・メアルンスイ キルトニクス・モンテズマ イ・モンテズマイ フランコリス・オクロペク トウス フランコリス・スウィエルス トライ ガルルス・ソネラティイ イタギニス・クルエントウス	
アルグスイアヌス・アルグス		キルトニクス・モンテズマ イ・メアルンスイ キルトニクス・モンテズマ イ・モンテズマイ フランコリス・オクロペク トウス フランコリス・スウィエルス トライ ガルルス・ソネラティイ イタギニス・クルエントウス	
パヴォ・ムティクス ボリュプレクトロン・ピカルカ ラトゥム		キルトニクス・モンテズマ イ・メアルンスイ キルトニクス・モンテズマ イ・モンテズマイ フランコリス・オクロペク トウス フランコリス・スウィエルス トライ ガルルス・ソネラティイ イタギニス・クルエントウス	
ボリュプレクトロン・エンファ スム		キルトニクス・モンテズマ イ・メアルンスイ キルトニクス・モンテズマ イ・モンテズマイ フランコリス・オクロペク トウス フランコリス・スウィエルス トライ ガルルス・ソネラティイ イタギニス・クルエントウス	
ちどり目		つる目	
カグ のガン科		みふうざら科 くびわみふうざら科 つる科	
トリコリンナス・スルヴェス トリリス リノケトス・ユバトウス クラミドティス・ウンドウラ タ コリオティス・ニグリケプス エウボドティス・ペンガレン スイス		スルマティクス・エルリオ ティ スルマティクス・フミアイ スルマティクス・ミカド テトラオガルルス・カスピウス テトラオガルルス・ティベタヌ ス トラゴパン・ブリュティイ トラゴパン・カボティ トラゴパン・メラノケファルス	
オティス・タルダ		セリュプレクトロン・マラケン	

し ぎ 科	か も め 科	は と 目 科	お う む 目 科
ヌメニウス・ボレアリス	トリンガ・グティフェル ラルス・レリクトゥス	カロイナス・ニコバリカ ドゥクラ・ミンドレンシス	アマゾナ・グイルディンギイ アマゾナ・インペリアリス アマゾナ・レウコケファラ アマゾナ・プレトレイ・プレ レイ アマゾナ・ロドコリュタ アマゾナ・ヴェルスイコロル アマゾナ・ヴィナケア アマゾナ・ヴィタタ アノドリュンクス・グラウクス アノドリュンクス・レアリ アラティンガ・グアルバ
ヌメニウス・ミストゥス ヌメニウス・テヌイロストリス ラルス・ブルニケファルス	ガルリコルンバ・ルゾニカ ゴウラ・クリスタタ ゴウラ・スケエプマケリ ゴウラ・ヴィクトリア	カカトウア(カカトイ)・テヌイ ロストリス カリユプトリュンクス・ラタミ コラコプシス・ニグラ・パル クリュイ キュアノリセウス・パタゴス ス・ピュロニ	キュアノプシタ・スピクスイ イ キュアノランフス・アウリケブ ス・フォルベシ キュアノランフス・ノヴァイゼ ランディアイ
ゲオプシタクス・オキデンタ リス(ge.) ネオフェマ・クリュソガステル ベゾボルス・ワルリクス ビオノプシタ・ピレアタ	プセフォトゥス・クルユソプテ リュギウス プセフォトゥス・プルケルリム ス(Ps.) プシタクラ・クラメリ・エコ プシタクス・エリタクス・プ リンケプス ピュルラ・クルエンタタ リュンコプシタ・パキユリ ンカ ストリゴプス・ハプロプティル ス	テュト・ソウマゲネイ アテネ・ブレウイティ デノクス・ノヴァイセエラン ディアイ・ロイアナ	ふくろろう目 めんふくろろう科 ふくろろう科
キュアノランフス・ウニコロル エウニョニフィクス・コルス トゥス ネオフェマ・スブレンディダ オボプシタ・ディオフタル マ・コクセニ ポイケファルス・ロプストゥス ポリュテリス・アレクサンドラ イ プロボスキゲル・アテルリムス プロソペイア・ベルソナタ プセフォトゥス(ノルティエル ラ)・ハイマトガステル・ナレ タイ	タニグナトゥス・ルキオネン スイス ガルリレクス・ボルフェレオロ フス タウラコ・コリュタイクス ふくろろう目(spp.)(*)		

あまつばめ目 はちどり科 きぬばねどり目 きぬばねどり科	ニノクス・スカミビラ・ナタリ ストゥス・グルネイイ ランフォドン・ドルニイ ファロマクルス・モキノ・コス タリケンスイス ファロマクルス・モキノ・モキノ
ふっぱうそう目 さいちょう科	アケロス・ナルコンダミ ブケロス・ビコルニス(※)
	ブケロス・ヒュドロコラクス・ ヒュドロコラクス ブケロス・リノケロス・リノケ ロス
きつつき目 きつつき科	リノプラクス・ヴィギル カンペフィルス・インペリアリ ス ドリユオコプス・ヤヴェンスイ ス・リカルドスイ
すずめ目 やいろちよう科	ビクス・スカマトゥス・フラ ヴィロストリス ピタ・ブラキユウラ・ニユン ファ
かざりどり科	ルピコラ・ペルヴィアナ ルピコラ・ルピコラ
くさむらどり科 つばめ科	クスイフォレナ・アトロブル プ レ ア アトリコルニス・クラモサ
ひたき科	ダスユオルニス・ブラキユ プ テ ルス・ロンギロストリス プセウドケリドン・スイリン タ ライ

めじろ科 みつすい科 あとり科	ダスユオルニス・プロアドベン テイ・リトラリス(※)
かえでちよう科 むくどり科 ふうちよう科	ピカタルテス・ギンノケファ ルス ピカタルテス・オレアス ゾステロプス・アルボグラリス メリファガ・カスイディクス スピヌス・ククラトゥス レウコプサル・ロトスキルディ バタグル・パスカ
かめ目 かめ科	ゲオクレミヌス・ハミルトニイ (※ダモニア・ハミルトニイ) ゲオイミヌダ・トリカリナタ (※ニコリア・トリカリナタ) カクガ・テクタ・テクタ モレニア・オケルラタ テルラベネ・コアフィラ
うみがめ科	ゲオケロネ・エレファントプ ス(※テストッド・エレファント プス) ゲオケロネ・ラディアタ(※テ ストッド・ラディアタ) ゲオケロネ・イニフォラ(※テ ストッド・イニフォラ) ゴフェルス・フラヴォマルギ ナ トゥス プサンモバテス・ゲオメトリ カ カレタ・カレタ ケロニア・ミヌダス(※※) (-107)
	ムスキカバ・ルエキ プソフォデス・ニグログラリス スピヌス・ヤルレルリイ エンブレマ・オクラタ ふうちよう科(spp.) クレンミヌス・ムレンベルギ りくがめ科(spp.)(※) うみがめ科(spp.)(※)

おさがめ科 すっぽん科	よこくびがめ科 へびくびがめ科	わに目 アリゲーター科	クロコダイル科
エレトモケリウス・インブリカ レビドケリウス・ケンビイ レビドケリウス・オリヴァケア デルモケリウス・コリアケア リセミウス・プンクタタ・プン クタタ トリオニクス・アテル トリオニクス・ガンゲティク ス トリオニクス・フルム トリオニクス・ニグリカンス プセウデミドゥラ・ウンブリ ナ		アルリガトル・スイネンシス カイマン・クロコディルス・ア パポリエンシス カイマン・ラティロストリス メラノスクス・ニゲル クロコデュルス・アクトゥス (**) (+210)	クロコデュルス・カタフラク トゥス クロコデュルス・インテルメ デイウス クロコデュルス・モレレティイ クロコデュルス・ニロティクス クロコデュルス・ノヴァイグイ ネアイ・ミンドレンシス クロコデュルス・パルストリス クロコデュルス・ポロス (**) (-108)
ボドクネミス(spp.) アリゲーター科(spp.)(*) クロコダイル科(spp.)(*)			
ガビアル科 むかしとかげ目 むかしとかげ科 とかげ亜目 やもり科	ひれあしとかげ科 きのほりとかげ科 カメレオン科 たてがみとかげ科	テグとかげ科	どくとかげ科 おおとかげ科
オステオライムス・テトラスピ ス トミストマ・スクレゲリイ ガヴィアリス・ガンゲティクス スフェノドン・プンクタトゥス	キュルトダクテュルス・セルペ ンシンヌス フェルスマ(spp.) パラデルマ・オリエンタリス ウロマステュクス(spp.) カマイレオ(spp.) アンブリュリンクス・クリス タトゥス コノロフス(spp.) キュクルラ(spp.) イグアナ(spp.) フリノソマ・コロナトゥム・ ブラインヴィルレイ クネミドフォルス・ヒュペリ トルス クロコディルス・ラケルティ ス ドラカイナ・グイアネンシス トゥビナンビス(spp.) ヘロデルマ(spp.) ヴァラス(spp.)(*)	ヴァラス・ベンガレンシス ヴァラス・フラヴェスケン ヴァラス・グリセウス ヴァラス・コモドインシス アクラントフィス(spp.) ボリ・エリア(spp.) カサレア(spp.) エビクラテス・イノルナトゥス エビクラテス・スプフラヴス ピュトン・モルルス・モルルス	ヴァラス・ベンガレンシス ヴァラス・フラヴェスケン ヴァラス・グリセウス ヴァラス・コモドインシス アクラントフィス(spp.) ボリ・エリア(spp.) カサレア(spp.) エビクラテス・イノルナトゥス エビクラテス・スプフラヴス ピュトン・モルルス・モルルス
ボア科(spp.)(*)			

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

へ び 科		両 生 綱		か える 目		魚 綱		オステオグロッ サム目 オステオグロッサ ム科	
サンジニア・マダガスカリエン スリス	キュクラ格拉斯・ギガス エラキストドン・ウエステルマ ニ プセウドボア・クロイリア タンノフィス・エレガンス・ハ ンモンディ	アンドリラス・ダヴィディアヌ ス(メガロバトラクス・ダ ヴィディアヌス) アンドリラス・ヤボニクス(メ ガロバトラクス・ヤボニクス)	アンビュストマ・ドゥメリリイ アンビュストマ・レルマイ ン アンビュストマ・メクス イカヌム	ブフォ・ペリグレネス ブフォ・スベルキリアリス ネクトフリュノイデス(spd) アテロプス・ヴァリウス・ゼ テ	まがいどくがえる 科 アキペンセル・フルヴェスケ ン アキペンセル・オクス ユリ ン アキペンセル・ストウ リオ アラバイマ・ギガス	まがいどくがえる 科 アキペンセル・フルヴェスケ ン アキペンセル・オクス ユリ ン アキペンセル・ストウ リオ アラバイマ・ギガス	まがいどくがえる 科 アキペンセル・フルヴェスケ ン アキペンセル・オクス ユリ ン アキペンセル・ストウ リオ アラバイマ・ギガス	まがいどくがえる 科 アキペンセル・フルヴェスケ ン アキペンセル・オクス ユリ ン アキペンセル・ストウ リオ アラバイマ・ギガス	まがいどくがえる 科 アキペンセル・フルヴェスケ ン アキペンセル・オクス ユリ ン アキペンセル・ストウ リオ アラバイマ・ギガス
さ け 目		こ い 目		な ま ず 目		し ろ 目		い し が い 目	
コレゴヌス・アルベナイ	カスミステス・クユス	プロバルプス・ユルリエニ	パンガシアノドン・ギガス	シルベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科	シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科	シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科	シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科	シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科	シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科
サルモ・クリュソガステル ステノドゥス・レウキクテ ス・レウキクテユス	ブラゴプテルス・アルゲン ティ ス イ ム ス	プテュコケイルス・ルキウス	キヌノレビアス・コンスタン キ アイ キヌノレビアス・マルモラト ウ キヌノレビアス・ミニムス キヌノレビアス・オパレス ケン キヌノレビアス・スブレン デン クスイフォフォルス・コウ キ ア ス	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ
さ け 目		こ い 目		な ま ず 目		し ろ 目		い し が い 目	
コレゴヌス・アルベナイ	カスミステス・クユス	プロバルプス・ユルリエニ	パンガシアノドン・ギガス	シルベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科	シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科	シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科	シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科	シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科	シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科 シ ル ベ イ 科
サルモ・クリュソガステル ステノドゥス・レウキクテ ス・レウキクテユス	ブラゴプテルス・アルゲン ティ ス イ ム ス	プテュコケイルス・ルキウス	キヌノレビアス・コンスタン キ アイ キヌノレビアス・マルモラト ウ キヌノレビアス・ミニムス キヌノレビアス・オパレス ケン キヌノレビアス・スブレン デン クスイフォフォルス・コウ キ ア ス	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ	ステイゾステディオ ン・ヴィ ト レウム・グラウ クム キヌノスキオン・マクド ナル デ イ

ドロマス・ドロマス	エビオブラスマ・フロレンティナ・クルティスイ(=デュスノミヤ・フロレンティナ・クルティスイ)	エビオブラスマ・フロレンティナ・フロレンティナ(=デュスノミヤ・フロレンティナ・フロレンティナ)	エビオブラスマ・サンブソニ(=デュスノミヤ・サンブソニ)	エビオブラスマ・スルカタ・ペロブリカ(=デュスノミヤ・スルカタ・ペロブリカ)	エビオブラスマ・トルロサ・グベルナクルム(=デュスノミヤ・トルロサ・グベルナクルム)	エビオブラスマ・トルロサ・トルロサ(=デュスノミヤ・トルロサ・トルロサ)	エビオブラスマ・トルギドゥラ(=デュスノミヤ・トルギドゥラ)	エビオブラスマ・ワルケリ(=デュスノミヤ・ワルケリ)	フスコナイア・クネオルス	フスコナイア・エドガリアナ	ランブスイリス・ヒギンスイ	ランブスイリス・オルビクラ	ランブスイリス・サトゥラ	ランブスイリス・ヴァイレスケン	プレトバスイス・キカトリコス	プレトバスイス・コオペリアヌ
キュープロゲニア・アベルティ						エビオブラスマ・トルロサ・ランギアナ(=デュスノミヤ・トルロサ・ランギアナ)					フスコナイア・スプロトゥンダ	ランブスイリス・ブレヴィクラ			レクスイングトニア・ドラベルロイデス	プレオロベマ・クラヴァ

昆 鱗 虫 綱 目	前 鰓 亜 綱 み ず づ つ ぼ 科	柄 眼 目 なんばんまいまい 科 パラファンタ科	プレウロベマ・プレヌム ボタミルス・カバクス(=プロ プテラ・カバクス) カドルラ・インテルメディア カドルラ・スバルサ トクソラスマ・キユリンドレル ラ(=カルンクリナ・キユリン ドレルラ) ウニオ(メガロナイアス/?/?/ ニクリニアナ ウニオ(ランブスイリス/?/?/ タンピコインスイス・テコマテ ンスイス ヴィルロサ・トラバリス(=ミ クロミューア・トラバリス)	パプステラ・プルケルリマ (=パプイナ・プルケルリマ) パラファンタ(spd) (+211) コアフィリクス・フブスイ コクリオピナ・ミルレリ ドゥランゴネルラ・コアフィ ライ メクスイピュルグス・カル ザイ メクスイピュルグス・クリン アヌス メクスイピュルグス・エスコ バイ メクスイピュルグス・ルゴイ メクスイピュルグス・モヤル リス メクスイピュルグス・ムルテ リネアトウス メクスイタウマ・カドリパ ル デイクム ニユンフォイルス・ミンクレ イ バルデイスカラ・カランバ
-----------------------	--	---	--	--

植

あげはちょう科	物界	きょうちくとう科	さといも科	うこぎ科	なんようすぎ科	ががいも科	ビブリダ科	サボテン科	バナナット科	なでしこ科	ふくろゆきのした科	せんりょう科	きく科	ひのき科	へご科	そてつ科	たかわらび科	ディディエレア科
オルニトプテラ(spp.) (ダブルラによる。)	パルナススイウス・アボルロトロゴノプテラ(spp.) (ダブルラによる。)	トロイデス(spp.) (ダブルラによる。)	バキューボディウム(spp.)	パナクス・キンケフォリウス(1)	アラウカリヤ・アラウカナ(＊) (＊) (+212)	ケロペギア(spp.) フレリア・インディカ ビュプリス(spp.)	サボテン科(spp.) (+213)	リップサリス(spp.)	カリユオカル・コスタリケンセギンノカルポス・プルゼワルスキイ メランドリウム・モンゴリクス スイレネ・モンゴリカ ステルラリア・プルヴィーナタ	ケフロトゥス・フォルリクリス せんりょう科(spp.) (+214) サウスレア・ラバ(1)	フィストゾイア・クレソイデス ビルゲロデンドロン・ウヴィフェルム	ミクロキユカス・カロコマ	へご科(spp.) (2)	そてつ科(spp.) (＊)	たかわらび科(spp.) (2)	ディディエレア科(spp.)		
やまのいも科	とうだいぐさ科	ぶな科	りんどう科	ひがんばな科	フミリア科	くるみ科	まめ科	ゆり科	のぼたん科	せんだん科	くわ科	ふともも科	らん科					
プレブサ・ホオケリアナ	ヴァンターネア・バルボウリイエンゲルハルドティア・プテロカルバ	アンモビプタントゥス・モンゴリクム	キヌメトラ・ヘミトモフル	ブラテュミスキウム・プレイオスタキユウム	タキガリア・ヴェルスニコロール	アロイ・アルピダ アロイ・ピランスイイ アロイ・ポリュフェルラ アロイ・トルンクロプファイイ アロイ・ヴォスイイ ラヴォイスイエラ・イタンバナ グアレア・ロンギベティオラ	バトカルプス・コスタリケンスイス	カトレイア・スキネリ カトレイア・トリアナイ ディディエキエア・クニンガマイ ライリヤ・ヨンゲアナ ライリヤ・ロバタ リュカステ・ヴィルギナリス変種アルバ	テルモプシス・モンゴリカ アロイ(spp.) (＊)	アニゴザントス(spp.) マクロピディア・フリキノサ	ケルクス・コペイエンスイス(2)	エウフォルビア(spp.) (-110)	ディオスコレア・デルトイデア(1)					

昭和五十五年四月十七日 衆議院会議録第十八号(二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

や し 科	ペリステリア・エラタ レナンテラ・インスココティア ヴァンダ・コイルレア
ま つ 科	アビエス・グアテマレンシス アビエス・ネプロデンシス
ま き 科	ポドカルプス・コスタリス ポドカルプス・パルトラレイ
す べ り ひ ゆ 科	アナカンブセロス(spp.) キクラメン(spp.) パンクスピア(spp.) コノスペルム(spp.) ドリユアンドラ・フォルモサ ドリユアンドラ・ポリュケファ ラ
さ く ら そ う 科	クスロメルム(spp.)
や ま も が し 科	クロウエア(spp.) ゲレズノウエア・ヴェルルコサ
あ か ね 科	ボロニア(spp.)
み か ん 科	リベス・サルドウム
ゆ きの した (グ ロ ス ラ リ ア) 科	ソラヌム・スルヴェストレ
な す 科	スタンゲリア科(spp.)(*)
あ お ぎ り 科	バスイロクス・ロン・エクスケ ルスム(spp.) ピメレア・フュソデス
あ お ぎ り 科	スタンゲリア・エリオプス
あ お ぎ り 科	ケルティス・アイトネンシス

く ま つ づ ら 科	ウエルウィッチア
ウ エ ル ウ イ ッ チ ア 科	ウエルウィットスキア・バイネ スイイ エンケファラルトス(spp.) ヘデキウム・フィリビネンセ
フ ロ リ ダ そ て つ 科	カリュオプテリス・モンゴリカ ウエルウィッチア科(spp.)(*) フロリダそてつ科(spp.)(*) グアイアクム・サンクトゥム
し よ う が 科	
は ま び し 科	

附屬書Ⅲ

解 釈

- この附屬書に記載する名称は、(a)種の名称又は(b)種よりも大きな分類群に属する若しくは種よりも大きな分類群のうちで特定された一部に属するすべての種を意味する名称である。
- 略号「spp.」は、種よりも大きな分類群に属するすべての種を示すために用いる。
- 種よりも大きな分類群であつて2の略号「spp.」が付されている分類群以外の分類群は、専ら参考又は分類のために記載する。
- 種又は種よりも大きな分類群に付されている一個の星印(*)は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する一又は二以上の地理的に隔離された個体群、亜種又は種が附屬書Ⅰに掲げられており、かつ、これらの個体群、亜種又は種がこの附屬書から除外されていることを示す。
- 種又は種よりも大きな分類群に付されている二個の星印(**)は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する一又は二以上の地理的に隔離された個体群、亜種又は種が附屬書Ⅱに掲げられており、かつ、これらの個体群、亜種又は種がこの附屬書から除外されていることを示す。
- 種又は種以外の分類群に付されている国名は、当該種又は種以外の分類群をこの附屬書に掲げるよう提案した締結国の国名である。
- この条約は、この附屬書に掲げる動物又は植物の種又は種以外の分類群に属する種の個体(生死の別を問わない。)及び個体のすべての部分又は派生物であつて容易に識別することができるものについて適用する。

動物界	哺乳綱	翼手目	へらこもり科	ヴァンビュロプス・リネアトゥス	ウルグアイ
	貧齒目	なまけもの科	ブラデユプス・グリセウス	コスタ・リカ	
		アルマジロ科	コロイプス・ホフマニ	コスタ・リカ	
			カバソウス・セントラリス	ウルグアイ	
			カバソウス・ギンヌルス(タトウアイ)		

	鳥
レ ア 目	綱
さ　ぎ	
このとり目科	
こうのとり科	
と　き	
がんかも目 がんかも科	
き　じ　目	
ほうかんちょう科	
は　と　目	
は　と　科	
おうむ目科	
お　う　む　科	
ほととぎす目 えぼしどり科	
すずめ目	
ひたき科	
ほおじる科	
わくどりもどき科	
	テトラケルス・カドリコルニス トラゲラフス・スペケイ アルデア・ゴリアト ブルクス・イベリス カスメロディウス・アルバス エグレタ・ガルゼタ エフィビオリュンクス・セネガレンシスイス レプトプティロス・クルメニフェルス ハゲダシア・ハゲダス ランプリビス・アラ トレスキオルニス・アイティオピカ がんかも科(<i>spp.</i>)(*)(*) クラクス・ルブラ アゲラステスト・メラグリデス トラゴパン・サチュラ はと科(<i>spp.</i>)(*)(*) ネソイナー・マイエリ おうむ科(<i>spp.</i>)(*)(*) アラ・アンビグア アラ・マカロ えぼしどり科(<i>spp.</i>)(*)(*) ベブロルニス・ロデリカヌス トリクトレア(テルブサイフォネ)・ボウルポネンスイス グベルナトリクス・クリスタタクサンツサル・フラヴス ネパール ガーナ ウルクァイ

—

あとり科 はたおりどり科	あとり科(spp.)(*)	ガーナ
かめ目 すっぽん科	トリオニクス・トリウングイ	ガーナ
よこぐびがめ科	ペロメドゥサ・スブルファ	ガーナ
植物界	ペルスイオス(spp.)	ガーナ
グネツム科	グネツム・モンタヌム	ネパール
もくれん科	タラウマ・ホドグソニイ	ネパール
けし科	メコノプスイス・レギア	ネパール
まき科	ボドカルプス・ネリフォリウス	ネパール
すげ科	テトラケントロン(spp.)	ネパール

附屬書Ⅱ

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

輸出許可書番号

有効期限(日付)

輸出国の国名
この許可書は、次の者が行う次のものの輸出について発給する。この許可書の発給を受けた者は、この条約を丁知していることを宣言する。

氏名又は名称

住所

附屬書Ⅰ

この条約の附屬書Ⅱ(注1)に掲げる種の

附屬書Ⅲ

り繁殖された場所又は栽培された場所

この標本は、

(氏名又は名称)

(住所)

(国名)

年 月 日に

から積み出される。

(許可書申請者の署名)

年 月 日に

において

(輸出許可書を発給する管理当局の印章及び署名)

(注1) 適用がないものを削除する。

(注2) 産品の種類を示す。

標本又はその部分若しくは派生物の説明書(付されたマークの説明を含む。)

生きている標本 (学名及び俗名)	数	性 別	大 き さ (又は量)	マ ー ク (付された場合)
部分又は派生物 (学名及び俗名)	数	産 品 の 種 類	マ ー ク (付された場合)	

検査を行う当局の印章

(a) 輸出に関する当局

(b) 輸入に関する当局(*)

* この許可書は、この印章により新たな取引には無効とした上管理当局に提出されなければならない。

(署名欄が重複)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の要旨及び目録

野生動植物は、人間の開発活動によりその生息域を狭められ、野生動植物の中には過度に捕獲され又は採取されたため絶滅のおそれが生じている種も少なくない。このような基本的な認識から絶滅のおそれのある野生動植物を保護するため、昭和四十七年六月ストックホルムで開催された「国連人間環境会議」において、野生動植物の輸出入等に関する条約採択会議の開催が

勧告された。その勧告を受けて、昭和四十八年二月からワシントンにおいて会議が開催され、三月三日この条約が採択され、同日署名のため開放された。

本条約は、昭和五十年七月一日に効力を生じ、我が国は、昭和四十八年四月三十日にこれに署名を行った。

この条約の主な内容は次のとおりである。
(一) 保護を要する野生動植物(生死の別を問わず動物又は植物の個体及び個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができ、るもの)の区分基準

4 輸入許可書は、附属書1に掲げる野生動植物が主として商業的のために使用されるものでないこと等の条件が満たされた場合にのみ発給されること。

三

4 附屬書Ⅰに掲げる野生動植物であつて産業的目的のため、人工飼育又は人工繁殖せられたものは、附屬書Ⅱに掲げる野生動植物とみなすこと。

昭和五十五年四月十六日

外務委員長 中尾 栄
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一条3(a)の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この改正は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の下で招集される締約国の権限に財政規則の採択を追加することを目的とするものである。我が国がこの改正を受諾することは、同条約を一層効果的なものとする目地から望ましいと考えられる。よつて、この改正を受諾することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際
取引に関する条約第十一条3(a)の改正
第十一条3(a)中「作成すること」の下に「及び財
政規則を採択すること」を加える。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際
取引に関する条約第十一条3(a)の改正の受
諾について承認を求めるの件に関する報告
書

一 本件の要旨及び目的
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十二条において、事務局の役

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結
について承認を求めるの件及び同報告書

一一二四

昭和五十五年三月十七日

内閣総理大臣 大平 正芳

所得に対する租税に関する二重課税の回避
のための日本国とイタリア共和国との間の
条約を改正する議定書の締結について承認
を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた
めの日本国とイタリア共和国との間の条約を改正
する議定書の締結について、日本国憲法第七十三
条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を
求める。

理 由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の
回避のための日本国とイタリア共和国との間の条
約の一般対象税目及び二重課税の排除の方法に関
する規定について改正するため、昭和五十五年二
月十四日にローマで、所得に対する租税に関する
二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国
との間の条約を改正する議定書に署名した。よつ
て、この議定書を締結することとした。これ
が、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避
のための日本国とイタリア共和国との間の
条約を改正する議定書

日本国政府及びイタリア共和国政府は、
千九百六十九年三月二十日に東京で署名された
所得に対する租税に関する二重課税の回避のため
の日本国とイタリア共和国との間の条約を改正す
ることを希望して、
次のとおり協定した。

第一 条

条約第二条(1)を次のように改める。
(1) この条約の対象である租税は、次のものと
する。
(a) 日本国においては、

- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)
- (b) イタリアにおいては、
 - (i) 個人所得税
 - (ii) 法人所得税
 - (iii) 地方所得税
 - (以下「イタリアの租税」という。)

第二 条

条約第二十三条(2)を次のように改める。
(2) イタリアの居住者が日本国において租税を
課される所得を有するときは、イタリアは、
その者について第二条に掲げる所得税の額を
算定するに際し、この条約の明文の規定によ
る別段の定めがある場合を除くほか、当該所
得をその租税の課税対象に含ませることがで
きる。

この場合において、イタリアは、算出され
た租税の額から日本国において納付された租
税の額を控除する。ただし、その控除の額
は、イタリアの租税の額のうち全所得に対す
る当該所得の割合に相当する部分を越えない
ものとする。

もつとも、その控除は、イタリアの法令に
基づき当該所得が取得者の申請によりイタリ
アにおいて源泉分離課税の対象となる場合に
は、認められない。

第三 条

1 この議定書は、批准されなければならない。
批准書は、できる限り速やかに東京で交換され
るものとする。この議定書は、批准書の交換の
日に効力を生ずる。
2 (1) この議定書は、千九百七十四年一月一日以
後に開始する各課税年度において生ずる所得
について適用する。

(2) 千九百七十四年一月一日以後に開始し、か
つ、この議定書の効力発生の日以前に終了す
る各課税年度において生ずる所得に関し、条
約第二十三条(2)の規定に基づきイタリアの居
住者が行う日本国の租税の額を控除するため
の請求は、この議定書の効力発生の日又は当
該租税の賦課の日いずれか遅い方の日から
二年以内に行わなければならない。
3 この議定書は、条約が有効である限り効力を
有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十年二月十四日にローマで、ひとしく
正文である日本語、イタリア語及び英語により本
書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、
英語の本文による。

日本国政府のために

影井 梅夫

イタリア共和国政府のために
アントニオ・パスリーニ

所得に対する租税に関する二重課税の回避
のための日本国とイタリア共和国との間の
条約を改正する議定書の締結について承認
を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

我が国とイタリア共和国は、昭和四十四年三
月二十日に署名された所得に対する租税に関す
る二重課税の回避のための条約を、イタリア共
和国が昭和四十九年に所得税制度の改正を行つ
たことに伴い、改正するため交渉を行つてきた
が合意に達したので、昭和五十五年二月十四日
ローマにおいて本議定書に署名を行った。
本議定書の主な内容は、条約のイタリア側一

務が、国際連合環境計画(UNEP)事務局長に
より提供される旨定めてある。この規定に従
い、UNEPは、事務局の運営経費及び締約国
会議の会合開催経費を負担してきたが、昭和五
十三年五月に、UNEP管理理事会は、昭和五
十八年をもってこれらの経費負担を打ち切る決
定を行った。このため、締約国会議は、昭和五
十四年六月に西独のボンで会議を開催し、昭和
五十四年六月二十二日の改正が採択された。
この改正は、事務局の経費等を締約国が負担
することを可能にするため、第十一條(a)「事
務局の任務の遂行を可能にするために必要な規
則を作成すること」の下に「及び財政規則を採択
すること」を加えたものである。

なお、本改正は、締約国の三分の二が改正の
受諾書をスイス連邦政府に寄託した後六十日
で、改正を受諾した締約国について効力を生ず
ることとなっている。

よつて政府は、本改正の受諾について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本改正を受諾することは、絶滅のおそれのある
野生動植物の保護をより効果的に進めようえ
からも適切な措置であると認め、本件は承認す
べきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年四月十六日

外務委員長 中尾 栄一

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避の
ための日本国とイタリア共和国との間の条約
を改正する議定書の締結について承認を求め
るの件

右
国会に提出する。

般対象税目をイタリアの新税制に合わせて個人所得税、法人所得税及び地方所得税とするこ
と、旧税制下の税目別に定めていたイタリアに
おける二重課税の排除方法に関する規定を、イ
タリアの新税制に合わせて一本化するととも
に、税額控除の控除限度額を拡大すること等
について規定している。

なお、本議定書は、批准書の交換の日に効力
を生ずることとなっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日
本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基
づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、両国間の二重課
税回避の制度が一層整備され、経済関係の緊密
化に資することとなるので、妥当な措置と認め、
本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十五年四月十六日

外務委員長 中尾 栄一
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及
び脱税の防止のための日本国とグレート・ブ
リテン及び北部アイルランド連合王国との間
の条約を改正する議定書の締結について承認
を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十五年三月十七日

内閣総理大臣 大平 正芳

所得に対する租税に関する二重課税の回避
及び脱税の防止のための日本国とグレイ
ト・ブリテン及び北部アイルランド連合王
国との間の条約を改正する議定書の締結に
ついて承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン
及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改
正する議定書の締結について、日本国憲法第七十
三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認
を求める。

理 由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の
回避及び脱税の防止のための日本国とグレイ
ト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条
約の一般対象税目、配当に対する課税等に関する
規定について改正するため、昭和五十五年二月十
四日に東京で、所得に対する租税に関する二重課
税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレイ
ト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との
間の条約を改正する議定書に署名した。よつて、
この議定書を締結することといたしたい。これ
が、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避
及び脱税の防止のための日本国とグレイ
ト・ブリテン及び北部アイルランド連合王
国との間の条約を改正する議定書
日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイル
ランド連合王国は、
千九百六十九年二月十日に東京で署名された所
得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税
の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び
北部アイルランド連合王国との間の条約(以下「条
約」という。)を改正するため議定書を締結するこ
とを希望して、
次のとおり協定した。

第一條

条約第二條(1)を次のように改める。
(1) この条約の対象である租税は、次のものと
する。
(a) 連合王国においては、
(i) 所得税

- (ii) 法人税
- (iii) 譲渡収益税
- (iv) 開発用地税
- (v) 石油収入税

- (b) 日本国においては、
- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 住民税

第二條

条約第十一條を次のように改める。

第十一條

(1) 日本国の居住者である法人が連合王国の居
住者に支払う配当に対しては、連合王国にお
いて租税を課することが出来る。当該配当に
対しては、日本国においても、また、日本国
の法令に従つて租税を課することが出来る。
その租税の額は、当該配当の受益者が連合王
国の居住者である場合には、次のものを超え
ないものとする。

- (a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る
事業年度の終了の日に先立つ十二箇月の全
期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決
権の少なくとも二十五パーセントを有する
法人である場合には、当該配当の額の十
パーセント
- (b) その他のすべての場合には、当該配当の
額の十五パーセント

(2) 連合王国の居住者である法人が日本国の居
住者に支払う配当に対しては、日本国におい
て租税を課することが出来る。当該配当に対
しては、連合王国においても、また、連合王
国の法令に従つて租税を課することができ
る。その租税の額は、当該配当の受益者が日
本国の居住者である場合には、次のものを超
えないものとする。

- (a) 当該配当の受益者が、当該配当を支払う
法人の議決権の少なくとも十パーセントを
直接又は間接に支配する法人である場合に

は、当該配当の額の十パーセント
(b) その他のすべての場合には、当該配当の
額の十五パーセント

(3) 連合王国に居住する個人が、連合王国の法
令により、連合王国に居住する法人が支払う
配当に關してタックス・クレジットを受ける
権利を有する限り、(2)の規定に代えて、次の
規定を適用する。

- (a)(i) 連合王国の居住者である法人が日本国
の居住者に支払う配当に対しては、日本
国において租税を課することが出来る。
- (ii) 日本国の居住者が(b)の規定により配当
に關してタックス・クレジットを受ける
権利を有する場合には、連合王国におい
ても、連合王国の法令に従い、当該配当
の額と当該タックス・クレジットの額と
の合計額に対して十五パーセントを超え
ない率で租税を課することが出来る。
- (iii) (ii)に規定する場合を除くほか、その受
益者である日本国の居住者に連合王国の
居住者である法人が支払う配当について
は、連合王国において配当に対するすべ
ての租税を免除する。
- (iv) (ii)にいうタックス・クレジットの額
は、日本国の居住者に支払われるとき
は、日本国の税法の適用上配当の額とし
て取り扱う。

(c) (e)の規定が適用される場合を除くほか、
連合王国の居住者である法人が支払う配当
の受益者である日本国の居住者は、連合王
国に居住する個人が当該配当を受領したと
したならば取得することとなる当該配当に
關するタックス・クレジットを受ける権利
及び当該居住者の納付すべき連合王国の租
税の額を超える当該タックス・クレジット
の額の支払を受ける権利を有する。

(b) (b)の規定は、配当の受益者が、単独に又
は関連を有する一若しくは二以上の法人と

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレイト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二)

ともに、当該配当を支払う法人の議決権の少なくとも十パーセントを直接又は間接に支配する法人である場合には、適用しない。この規定の適用上、二の法人のうち一の法人が他の法人によつて直接若しくは間接に支配されている場合又は当該二の法人が第三の法人によつて直接若しくは間接に支配されている場合には、当該二の法人は、関連を有するものとする。この場合において、二の法人のうち一の法人の五十パーセントを超える議決権が他の法人によつて支配されているときは、当該一の法人は、当該他の法人によつて支配されているものとする。

(4) この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいい、配当を支払う法人が居住者とされる締約国の法令上法人の配当その他利得の分配として取り扱われるその他のものを含む。ただし、配当には、次条の規定に基づいて租税の軽減が認められる利子を含まない。

(5) (1)から(3)までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、その配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第八条又は第十五条の規定を適用する。

(6) この条の規定に基づく一方の締約国の租税

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

の軽減に対しては、当該一方の締約国の法令に基づき租税の軽減又は免除に対する制限であつて納税義務の適正な履行を確保するため及び不当に租税上の利益を取得することを防止するために施行されている規定によつて課されるものと同一の制限を課するものとする。

(7) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合に、当該他方の締約国は、その法人が支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われるもの又は当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは恒久的施設と実質的に関連するものを除く)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第三条

条約第十二条(6)を次のように改める。

(6) 居住者でない法人に支払われる利子のみについて定めるいづれか一方の締約国の法令の規定の運用に当たり、他方の締約国の居住者である法人に支払われる利子は、当該利子を支払う法人の配当その他利得の分配として取り扱われることはない。この規定は、利子の支払の基因となつた債権が、善意の商業上の理由によらずに主としてこの条の規定を利用するために設定され又は移転されたものである場合には、適用しない。

第四条

条約第二十三条を次のように改める。

第二十三条

(1) 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わないものとし、また、信託から支払われる所得を除く)で前各条に規定がないものに対し

しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(2) (1)の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第七条(2)に定義する不動産から生ずる所得を除く)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第八条又は第十五条の規定を適用する。

第五条

条約第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条のA

一方の締約国の公認投資基金に参加する者が、当該基金の取得する配当又は利子の受益者として、第十一条又は第十二条の規定により他方の締約国において租税の軽減又はタックス・クレジットを受ける権利を有する場合には、租税の軽減又はタックス・クレジットの請求は、当該基金の運用者又は受託者が当該基金に参加する者に代わつて行うことができる。当該他方の締約国は、当該請求の全部又は一部を承認するに当たつて、当該一方の締約国と協議した後、当該基金に参加する者のうち租税の軽減又はタックス・クレジットを受ける権利を有しない者に対して租税の軽減又はタックス・クレジットを認めることを排除するため適当と認める条件を課することができる。当該請求の承認は、当該基金に参加する者が第十一条又は第十二条の規定により受ける権利を有しない租税の軽減又はタックス・クレジットについて、当該他方の締約国の租税を追徴する権利又は支払額の返還を請求する権利を害するものではない。この条の規定の適用上、連合王国の公認投資基金と

は、千九百五十八年の詐欺(投資)防止法第十七条又は千九百四十年の詐欺(投資)防止法(北部アイルランド)第十六条により認可されたユニット・トラストをいい、日本国の公認投資基金とは、証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条に定義する証券投資信託又は貸付信託法(昭和二十七年法律第百九十五号)第二条に定義する貸付信託をいう。ただし、これらの規定が、この条約を改正する議定書の署名の日以後効力あり、かつ、当該署名の日以後改正されないか又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。

第六条

条約第三十条を次のように改める。

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いづれか一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

- (a) 連合王国においては、
 - (i) その通告が行われた年の翌年の四月六日以後に開始する各賦課年度分の所得税及び譲渡収益税
 - (ii) その通告が行われた年の翌年の四月一日以後に開始する各財政年度分の法人税
 - (iii) その通告が行われた年の翌年の四月一日以後に生ずる実現開発価値に対する開発用地税
- (b) その通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間分の石油収入税
- (c) その通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度分の所得

第七条

(1) この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにロンドンで交換されるものとする。

(2) この議定書は、批准書の交換の日の後三十日の期間が満了した時に効力を生ずるものとし、この議定書によつて改正された条約は、次のものについて適用する。

(a) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国においては、

(i) 批准書が交換された年の翌年の四月六日以後に開始する各賦課年度分の所得税及び譲渡収益税

(ii) 批准書が交換された年の翌年の四月一日以後に開始する各財政年度分の法人税

(iii) 批准書が交換された年の翌年の四月一日以後に生ずる実現開発価値に対する開発用地税

(iv) 批准書が交換された年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間分の石油収入税

(b) 日本国においては、

批准書が交換された年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度分の所得

第八條 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十年二月十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

大来佐武郎

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

昭和五十五年四月十七日 衆議院会議録第十八号(二)

王国のために
マイケル・ウィルフォード

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
イギリスにおいて、配当に対する課税方法が変更されたこと等のため、現行条約を改正する必要がある。

このため、政府は、現行条約を改正する議定書の締結についてイギリス政府と交渉を行った結果、昭和五十五年二月十四日東京において、本議定書に署名を行った。

本議定書の主な内容は、イギリスにおいて条約の対象税目として、新たに開発用地税及び石油収入税を加えること、イギリスにおける配当に対する課税方法の改正により、日本国の投資家がイギリスの法人から受領する配当に關してイギリスの投資家と同様のタックス・クレジットが認められるようにすること及び証券投資信託等の受託者がその受益者に代わつて配当又は利子に關する租税の軽減又はタックス・クレジットの請求を行うことができるようにすること等について規定している。

なお、この議定書は、批准書の交換の日の後三十日の期間が満了した時に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国とイギリスとの間の投資環境が一層整備され、両国間の

経済関係の緊密化に資することが期待されるので適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約

昭和五十五年四月十六日
外務委員長 中尾 栄一
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。
昭和五十五年三月十七日
内閣総理大臣 大平 正芳

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とフィリピン共和国との間における所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、昭和五十五年二月十三日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国及びフィリピン共和国は、所得に対する租税に關し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

(1) この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、所得税及び法人税（以下「日本国の租税」という。）

(b) フィリピンにおいては、フィリピンの所得税（以下「フィリピンの租税」という。）

(2) この条約は、(1)に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて(1)に掲げる租税と同一の又はこれと實質的に類似するものについても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた實質的な改正を、その改正後の妥當な期間内に、相互に通知する。

第三条

(1) この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に關する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「フィリピン」とは、フィリピン共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、フィリピン共和国を構成する領域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はフィリピンをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

- はフィリピンの租税をいう。
- (e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体をいう。
- (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (h) 「国民」とは、
- (i) フィリピンについては、フィリピンの市民権を有するすべての個人並びにフィリピンの法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがフィリピンの租税に關しフィリピンの法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。
- (ii) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。
- (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運送する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

- 船又は航空機による運送を除く。）をいう。
- (j) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
- (2) 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に關する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。
- 第四条
- (1) この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、法人の設立場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。
- (2) (1)の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとなされる締約国を決定する。
- 第五条
- (1) この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。
- (2) 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 店舗その他の販売所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 倉庫
- (g) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- (3) 建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、六箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

- う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- (5) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(7)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。
- (a) 当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が(4)に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、(4)の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。
- (b) 当該一方の締約国内で、専ら又は主として当該企業のために又は当該企業及び当該企業を支配し若しくは当該企業に支配されている他の企業のために、反復して注文を取得すること。
- (c) 当該一方の締約国内で、当該企業に属する物品又は商品の在庫を保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わつて反復して注文に応ずること。
- (6) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員(7)の規定が適用される

独立の地位を有する代理人を除く。)を通じてコンサルタントの役務又は建築、建設若しくは据付工事に係る契約に関連する監督の役務を提供する場合に、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事について一課税年度において合計六箇月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。ただし、このような役務が経済協力又は技術協力に関する両締約国の政府間の合意に基づいて提供される場合には、当該企業は、この条のいかなる規定にもかかわらず、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

(7) 一方の締約国の企業は、通常の方法でその業務を行う真正な仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて他方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

(8) 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

(9) 保険業を営む一方の締約国の企業が、使用人又は代表者(7)に規定する独立の地位を有する

代理人を除く。)を通じ、他方の締約国内で保険料の受領(再保険に係る保険料の受領を除く。)をする場合又は当該他方の締約国内で生ずる危険の保険(再保険を除く。)をする場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。

第六条

(1) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができ

(2) 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令上有する意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているか否かを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

(3) (1)の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

(4) (1)及び(3)の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

(1) 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができ。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

(2) (3)の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設の取得したとみられる利得が、各締約国内において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

(3) 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

(4) (2)の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利

得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国内にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつてその締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようならなければならない。

(5) 恒久的施設が企業のために行つた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。

(6) (1)から(5)までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

(7) 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

(1) 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて他方の締約国内において取得する利得に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。その租税の額は、この条約の署名の日に有効な当該他方の締約国の法令により課される租税の額の六十パーセントとする。

(2) (1)の規定は、共同計算、共同経営又は国際経

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 一一三〇

管共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間で設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができ。

第十条

(1) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

(2) (1)の配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、また、当該締約国の法令に從つて租税を課することができ。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次のものを超え

ないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払の日

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の二十五パーセント

この規定は、配当に充てられる利得について

(3) (2)の規定にかかわらず、フィリピンの居住者である法人であつて、フィリピンの投資奨励法令の下において投資委員会に登録され投資優先産業における創始的部門に従事するものが、その受益者である日本国の居住者に支払う配当に對してフィリピンにおいて課される租税の額は、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

(4) この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

(5) (1)から(3)までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、その配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と實質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(6) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われるもの又は当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは恒久的施設と實質的に関連するものを除く。)に對していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に對して租税を課することができない。

第十一条

(1) 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

(2) (1)の利子に對しては、当該利子が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、次のものを超えないものとする。

(a) 当該利子が公債、債券又は社債について支払われるものである場合には、当該利子の額の十五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該利子の額の十五パーセント

(3) (2)の規定にかかわらず、フィリピンの居住者である法人であつて、フィリピンの投資奨励法令の下において投資委員会に登録され投資優先産業における創始的部門に従事するものが、その受益者である日本国の居住者に支払う利子に對してフィリピンにおいて課される租税の額は、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

(4) (2)及び(3)の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子であつて、他方の締約国の政府(地方政府及び地方公共団体を含む。)、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府(地方政府及び地方公共団体を含む。)、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

この規定の適用上、「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

- (a) 日本国については、日本輸出入銀行、海外経済協力基金及び国際協力事業団
- (b) フィリピンについては、フィリピン開発銀行

(c) いずれかの締約国の政府が資本の全部を所有する金融機関 (a) 及び (b) に掲げる金融機関を除く。) で両締約国の政府が隨時合意するもの

(5) この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権 (担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。) から生じた所得をいい、特に、公債、債券又は社債から生じた所得 (公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。) をいう。

(6) (1) から (3) までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、その利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(7) 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該

一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者 (締約国の居住者であるかを問わない。) が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、その利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

(8) 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

(1) 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1) の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に

従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、次のものを超えないものとする。

- (a) 当該使用料が、映画フィルムの使用又は使用の権利及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープの使用又は使用の権利に對して支払われるものである場合には、当該使用料の額の十五パーセント
- (b) その他のすべての場合には、当該使用料の額の二十五パーセント

(3) (2) の規定にかかわらず、フィリピンの居住者である法人であつて、フィリピンの投資奨励法令の下において投資委員会に登録され投資優先産業における創始的部門に従事するものが、その受益者である日本国の居住者に支払う使用料に對してフィリピンにおいて課される租税の額は、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

(4) この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物 (映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。) の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報

の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

(5) (1) から (3) までの規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、その使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(6) 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者 (締約国の居住者であるかを問わない。) が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、その使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

(7) 使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の

額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみに適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

(1) 一方の締約国の居住者が第六条(2)に規定する不動産で他方の締約国に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国において使用することができ固定施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(3) 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつ

て取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(4) 一方の締約国に存在する不動産を主要な財産とする法人、組合又は信託の株式その他の持分の譲渡から生ずる収益に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

(5) (1)から(4)までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に對しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

(1) 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格の活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することができ固定施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該年を通じ合計百二十日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に對しては、当該固定施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士

の独立の活動を含む。

第十五条

(1) 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行われないう限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。

(c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定施設によつて負担されるものでないこと。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機に

おいて行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

(1) 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が文化交流を目的とする両締約国の政府間の特別の計画に基づいて行われ、かつ、いずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の地方政府若しくは地方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的に賄われる場合には、その所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

(2) 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得がその芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、その所得に對しては、第七

条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができ。

もつとも、そのような活動が他方の締約国の居住者である芸能人又は運動家によつて文化交流を目的とする両締約国の政府間の特別の計画に基づいて行われ、かつ、いずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の地方政府若しくは地方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的に賄われる場合には、その所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条(2)の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

(1)(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる報酬(退職年金を除く。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課する

ことができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、(a)にいう個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

(2)(a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)にいう個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(3) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬又は退職

年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

(1) 大学、学校その他の公認された教育機関において専ら教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授、教員又は研究者であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育又は研究に係る報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

(2) (1)の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十一条

(1) 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、主として、

(a) 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学をするため、
(b) 職業上の若しくは専門家の資格に必要な訓練を受けるため、又は

(c) 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの交付金、手当若しくは奨励金の受領者として勉学若しくは研究をするため、

当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、次のものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

て租税を免除される。

(i) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金

(ii) 交付金、手当又は奨励金

(iii) 当該一方の締約国内で提供する人的役務によつて取得する所得であつて年間千五百合衆国ドル又は日本円若しくはフィリピン・ペソによるその相当額を超えないもの

(2) (1)の規定に基づく特典は、滞在の目的を達成するために合理的又は慣習的に必要とされる期間についてのみ与えられる。ただし、その特典は、いかなる場合にも、(1)(a)の場合には引き続き五年を超える期間、(1)(b)及び(1)(c)の場合には引き続き三年を超える期間、与えられることはない。

(3) 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、当該他方の締約国の居住者の使用人として又は当該居住者との契約に基づき、当該居住者以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を習得することを主たる目的として一年を超えない期間当該一方の締約国内に滞在するものは、その経験の習得に関連して提供する自己の人的役務に対するその期間の報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、海外から受領する金額と当該一方の締約国内で支払われる金額との合計が年間四千合衆国ドル又は日本円若しくはフィリピン・ペソによるその相当額を

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一一三四

超えない場合に限る。

- (4) 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、当該一方の締約国の政府が主催する計画に参加する者として訓練、研究又は勉学を主たる目的として一年を超えない期間当該一方の締約国内に滞在するものは、その訓練、研究又は勉学に関連して提供する自己の人的役務に対するその期間の報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、海外から受領する金額と当該一方の締約国内で支払われる金額との合計が年間四千合衆国ドル又は日本円若しくはフィリピン・ペソによるその相当額を超えない場合に限る。

第二十二條

- (1) 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

- (2) (1)の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条(2)に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十三條

- (1) フィリピンにおいて生ずる所得について納付されるフィリピンの租税の額は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、当該所得について納付される日本国の租税の額から控除する。控除を行うに当たり、当該所得が、フィリピンの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、当該配当を支払う法人がその所得について納付するフィリピンの租税を考慮に入れるものとする。

- (2) 日本国において生ずる所得について納付される日本国の租税の額は、フィリピン以外の国において納付される租税をフィリピンの租税から控除することに関するフィリピンの法令に従い、当該所得について納付されるフィリピンの租税の額から控除する。控除を行うに当たり、当該所得が、日本国の居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の過半数を所有するフィリピンの居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、当該配当を支払う法人がその所得について納付する

日本国の租税を考慮に入れるものとする。

- (3) (1)の第一文に規定する控除の適用上、フィリピンの租税は、常に、第十条(3)の規定が適用される配当については二十パーセントの率で、第十一条(2)(a)又は(3)の規定が適用される利子及び第十二条(3)の規定が適用される使用料については十五パーセントの率で支払われたものとみなす。

第二十四條

- (1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらずしくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

- (2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。
- (3) 第九条、第十一条(8)又は第十二条(7)の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使

用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

- (4) 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。
- (5) この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、フィリピンは、次の法令によつて与えられる租税上の特典を享受する者をその国民に限定することができる。

(a) 投資奨励法(共和国法第五千八百八十六号)、輸出奨励法(共和国法第六千三百三十五号)、観光産業投資奨励計画(大統領令第五百三十五号)又は農業投資奨励法(大統領令第千五百九十九号)。ただし、これらの法令が、この条約の署名の日以後改正されたいないか又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。

(b) フィリピンの経済開発計画のためにフィリピンにおいて制定されるその他の法令で、両締約国の政府間の合意により決定されるもの。

第二十五条

(1) いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める者は、その事案について、当該締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又はその事案が前条(1)の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることが出来る。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

(2) 権限のある当局は、(1)の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。

(3) 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約の対象である租税に関し、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することが出来る。

(4) 両締約国の権限のある当局は、(2)及び(3)の合意に達するため、直接相互に通信することが出来る。

第二十六条

(1) 両締約国の権限のある当局は、この条約を実施するため、この条約の対象である租税に関する脱税を防止するため、又はこの条約の対象である租税の回避に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報を交換するものとする。交換された情報は、秘密として取り扱ふものとし、この条約の対象である租税の賦課徴収に関与する者又は当局(裁判所を含む)、これらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所を含む)及び当該情報に関係を有する者以外のいかなる者又は当局にも開示してはならない。

(2) (1)の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかに

するような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

この条約のいかなる規定も、日本国の居住者であるフィリピンの市民に対してフィリピンの法令に従つて租税を課するフィリピンの権利を害するものと解してはならない。もつとも、日本国は、当該租税について税額控除を認めることを義務付けられない。

第二十九条

(1) この条約は、両締約国によりそれぞれの憲法及び法律の定めるところに従つて批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにマニラで交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

批准書の交換が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) フィリピンにおいては、

(i) 批准書の交換が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる金額について源泉徴収される租税

(ii) 批准書の交換が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他の租税

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から三年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) フィリピンにおいては、

(i) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる金額について源泉徴収される租税

(ii) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他の租税

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十年二月十三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一一三六

日本国のために

大来佐武郎

フィリピン共和国のために

セザール・ヴィラタ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

1 条約第七条(1)に関し、一方の締約国の企業が、他方の締約国内にある恒久的施設を通じて販売する物品若しくは商品と同一若しくは類似の種類の物品若しくは商品を当該他方の締約国内において販売することによつて取得する利得又は当該恒久的施設を通じて行うその他の事業活動と同一若しくは類似の種類の事業活動を当該他方の締約国内において行うことによつて取得する利得については、当該同一若しくは類似の種類の物品若しくは商品の販売又は当該同一若しくは類似の種類の事業活動が租税を回避するために行われたものであることが立証された場合に限り、これを当該恒久的施設に帰せられるものとすることができる。

2 条約第七条(3)に関し、企業の恒久的施設が当該企業の本店若しくは他の事務所に支払った又

は振り替えた支払金(実費弁償に係るものを除く。)で次に掲げるものについては、損金に算入することを認めない。

(a) 特許権その他の権利の使用の対価として支払われる使用料、報酬その他これらに類する支払金

(b) 特定の役務の提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料

(c) 当該恒久的施設に対する貸付けに係る利子(当該企業が銀行業を営む企業である場合を除く。)

3 条約第十条(3)、第十一条(3)及び第十二条(3)の規定の適用上、「フィリピンの投資奨励法令」とは、次のものをいう。

(a) 投資奨励法(共和国法第五千八百八十六号)、輸出奨励法(共和国法第六千三百三十五号)及び農業投資奨励法(大統領令第千五百五十九号)。

ただし、これらの法令が、条約の署名の日以後改正され、かつ、当該署名の日以後改正されていなければ又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。

(b) フィリピン共和国の経済開発計画のためにフィリピン共和国において制定されるその他の法令で、両締約国の政府間の合意により決定されるもの

4 条約第十六条に関し、法人の役員が管理的又は技術的性格を有する日常的な職務の遂行につ

きその法人から取得する報酬については、条約第十五条の規定を準用する。この場合において、当該報酬は、勤務についての報酬とみなし、「雇用者」とするのは「法人」と読み替えるものとする。

5 条約のいかなる規定も、フィリピン共和国が、日本国の居住者である法人の収益(船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得するものを除く。)で当該法人のフィリピン共和国内に所有する恒久的施設に帰せられるものに対し、当該法人がフィリピン共和国の居住者であるとしたならばその所得に対して課されることとなる租税に加えて租税を課することを妨げるものと解してはならない。ただし、この付加的な租税の額は、当該収益のうち海外に送金される額の十パーセントを超えないものとする。

この場合において、「収益」とは、いずれかの年及びその前年の数年においてフィリピン共和国内に所有する恒久的施設に帰せられる利得の額から、当該利得に対してフィリピン共和国が課するすべての租税(この規定にいう付加的な租税を除く。)の額を控除した額をいう。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十年二月十三日に東京で、英語により

本書二通を作成した。

日本国のために

大来佐武郎

フィリピン共和国のために

セザール・ヴィラタ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

政府は、フィリピンとの間に所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、数次にわたり交渉を行った結果、合意に達したので、昭和五十五年二月十三日東京において、本条約に署名を行った。

この条約の主な内容は、条約の対象となる租税、不動産から生ずる所得に対する課税、企業の利得に対する課税方式、船舶又は航空機の運用によつて取得する利得に対する課税率、配当、利子及び無体財産権及び映画フィルム等の使用料に対する源泉地国での課税率、一定の条件の下における自由職業による所得に關しての相手国における課税、短期滞在者、教授、学

生、訓練生等の所得に關しての一定の条件の下における租税の相手国における免税、両国の二重課税の排除方法並びに租税上の内国民待遇の相互供与について規定している。

なお、この条約は、批准書交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、日本国においては、この批准書の交換が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得、フィリピンにおいては、批准書の交換が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる金額について源泉徴収される租税及び批准書の交換が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他の租税について、適用することになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、二重課税の回避の制度を通じ、両国間の経済、技術及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十五年四月十六日

外務委員長 中尾 栄一

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十五年二月十八日

内閣総理大臣 大平 正芳

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律等の一部を改正する法律

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「四十五人」を「四十人」

に、「二十人」を「十八人」に、「十二人」を「十人」に改め、同条第三項中「八人」を「七人」に、「あわせ有する」を「併せ有する」に、「五人」を「三人」に改める。

第五条中「第八条第二号」を「第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号」に改める。

第六条中「次条」の下に「(第二項を除く。)」を加える。

第七条第二号の表を次のように改める。

学校の種類	学 校 規 模	乗 ず る 数
小 学 校	一学級の学校	二・〇〇〇
	二学級から四学級までの学校	一・五〇〇
	五学級の学校	一・四〇〇
	六学級の学校	一・二九二
	七学級の学校	一・二五〇
	八学級から十一学級までの学校	一・二二〇
	十二学級から十五学級までの学校	一・二一〇
	十六学級から十八学級までの学校	一・二〇〇
	十九学級から二十一学級までの学校	一・一七〇
	二十二学級から二十四学級までの学校	一・一六五
	二十五学級から二十七学級までの学校	一・一五五
	二十八学級から三十学級までの学校	一・一五〇
中 学 校	三十一学級から三十三学級までの学校	一・一四〇
	三十四学級から三十六学級までの学校	一・一三七
	三十七学級から三十九学級までの学校	一・一三三
	四十学級以上の学校	一・一三〇
	一学級の学校	四・〇〇〇
	二学級の学校	三・〇〇〇
	三学級の学校	二・六六七
	四学級の学校	二・〇〇〇
	五学級の学校	一・六六〇
	六学級の学校	一・七五〇
	七学級及び八学級の学校	一・七二五
	九学級から十一学級までの学校	一・七二〇
	十二学級から十四学級までの学校	一・五七〇

十五学級から十七学級までの学校	一・五六〇
十八学級から二十学級までの学校	一・六一〇
二十一学級から二十三学級までの学校	一・五九五
二十四学級から二十六学級までの学校	一・五六〇
二十七学級から二十九学級までの学校	一・五五三
三十学級から三十二学級までの学校	一・五五〇
三十三学級から三十五学級までの学校	一・五四五
三十六学級以上の学校	一・五一〇

第七条第三号を次のように改める。

三 次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

寄宿する児童又は生徒の数の区分	乗ずる数
四十人以下	一
四十一人から八十人まで	二
八十一人から百二十人まで	三
百二十人以上	四

第七条第四号及び第五号を削る。

第七条に次の一項を加える。

2 前項に定めるところにより算定した数(以下この項において「小中学校校長教諭等標準定数」という。)のうち、校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数(以下この項において「小中学校校長標準定数」という。)とし、教頭の数は九学級以上の小学校の数と六学級以上の中学校の数の合計数に一を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数の四分の三を乗じて得た数及び三学級から五学級までの中学校の数の二分の一を乗じて得た数の合計数(以下この項に

において「小中学校教頭標準定数」という。)とし、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校校長教諭等標準定数から小中学校校長標準定数と小中学校教頭標準定数との合計数を減じて得た数とする。

第八条第一号を次のように改める。

一 四学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数
 第八条第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 三学級の小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数

第八条の二第一号を次のように改める。

一 学校給食(給食内容がミルクのみである給食を除く。第十三条の二において同じ。)を実施する小学校又は中学校で専ら当該学校の学校給食を実施するために必要な施設を置くもの(以下この号において「単独実施校」という。)のうち児童又は生徒の数が七百人以上のもの(次号において「七百人以上単独実施校」という。)の数の合計数に一を乗じて得た数と単独実施校のうち児童又は生徒の数が六百九十九人以下のもの(以下この号及び次号において「六百九十九人以下単独実施校」という。)の数の合計数から同号に該当する市町村の設置する六百九十九人以下単独実施校の数の合計数を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数との合計数

第八条の二第二号の表以外の部分中「(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下この号において同じ。)」を削り、「生徒」の下に「(給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この号において同じ。)」を加え、同号の表中「五千人」を「三千人」に、「五千一人」を「三千一人」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 七百人以上単独実施校又は共同調理場(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。次号において同じ。)を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する六百九十九人以下単独実施校の数の合計数が一以上三以下の市町村の数の一を乗じて得た数

第九条第一号を次のように改める。

一 四学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
 二 三学級の小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数
 第十条中「次条」の下に「(第二項を除く。)」を加える。
 第十一条第二号の表を次のように改める。

部 の 別	部 の 規 模	乗 ず る 数
小 学 部	一学級の部	二・〇〇〇
	二学級から四学級までの部	一・五〇〇
	五学級の部	一・四〇〇
	六学級の部	一・二九二
	七学級の部	一・二五〇
	八学級から十一学級までの部	一・二二〇
	十二学級から十五学級までの部	一・二二〇
	十六学級から十八学級までの部	一・二〇〇
	十九学級から二十一学級までの部	一・一七〇
	二十二学級から二十四学級までの部	一・一六五
	二十五学級から二十七学級までの部	一・一五五
	二十八学級から三十学級までの部	一・一五〇
	三十一学級から三十三学級までの部	一・一四〇
	三十四学級から三十六学級までの部	一・一三七
	三十七学級から三十九学級までの部	一・一三三
	四十学級以上の部	一・一三〇
	一学級の部	四・〇〇〇
	二学級の部	三・〇〇〇
	三学級の部	二・六六七
	四学級の部	二・〇〇〇

中 学 部	乗 ず る 数
五学級の部	一・六六〇
六学級の部	一・七五〇
七学級及び八学級の部	一・七二五
九学級から十一学級までの部	一・七二〇
十二学級から十四学級までの部	一・五七〇
十五学級から十七学級までの部	一・五六〇
十八学級から二十学級までの部	一・六一〇
二十一学級から二十三学級までの部	一・五九五
二十四学級から二十六学級までの部	一・五六〇
二十七学級から二十九学級までの部	一・五五三
三十学級から三十二学級までの部	一・五五〇
三十三学級から三十五学級までの部	一・五四五
三十六学級以上の部	一・五一〇

第十一条第三号を削り、同条第四号中「六分の一」を「四分の一(肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、三分の一)」に改め、同号の表中「三」を「四」に、「四」を「五」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号の表中「一」を「二」に、「二」を「三」に、「三」を「四」に改め、同号を同条第四号とする。

第十一条に次の一項を加える。

2 前項に定めるところにより算定した数(以下この項において「特殊教育諸学校校長教諭等標準定数」という。)のうち、校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数(以下この項において「特殊教育諸学校校長標準定数」という。)とし、教頭の数(以下この項において「特殊教育諸学校校長教諭等標準定数」という。)とし、教諭、助教諭及び講師の数は特殊教育諸学校校長教諭等標準定数から特殊教育諸学校校長標準定数と特殊教育諸学校教頭標準定数との合計数を減じて得た数とする。

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(一) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一一四〇

第十三条中「八」を「十」に、「四分の一」を「三分の一」に改める。

第十三条の二中「完全給食」を「学校給食」に改める。

第十六条第一項中「第九条第一号」を「第二号、第八条の二第一号及び第二号並びに第九条第一号及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 同一の設置者が設置する小学校と中学校(それぞれ政令で定める規模のものに限る。)の敷地が同一である場合又は政令で定める距離の範囲内に存する場合には、第八条第一号及び第九条第一号の規定の適用については、当該小学校及び中学校は、一の学校とみなす。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項各号を次のように改める。

一 六学級以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数と通信制の課程の数に一を乗じて得た数との合計数

二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校(本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

次号及び第六号において同じ。)について、当該学校におけるそれぞれの課程の学級数を、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる学級に区分し、各区分ごとの学級数に、順次同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数(一未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てるものとする。次号において同じ。)を合算した数

課程の別	学 級 の 区 分	乗 ず る 数
全日制の課程	一学級から六学級まで	二・五〇〇
	七学級から十五学級まで	二・〇〇〇
定時制の課程	十六学級から二十四学級まで	一・六六七
	二十五学級以上	一・五〇〇
定時制の課程	一学級から六学級まで	二・一六二
	七学級から十五学級まで	一・五〇九
	十六学級から二十四学級まで	一・二五〇
	二十五学級以上	一・一四三

三 通信制の課程を置く学校について、当該課程の生徒の数を、次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数を合算した数

人 員 の 区 分	除 すべき 数
一人から六百人まで	四十六・二
六百一人から千二百人まで	六十六・七
千二百人以上	百

四 九学級以上の全日制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

課 程 の 規 模 の 区 分	乗 ず る 数
九学級から十七学級までの課程	一
十八学級から二十学級までの課程	二
二十一学級から二十九学級までの課程	三
三十学級の課程	四
三十一学級以上の課程	五

五 農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合算した数

学 科 の 区 分	算 定 の 方 法
農業に関する学科	当該学科の数に一を乗じ、当該学科の学級数の合計数が六学級以上の全日制の課程については当該乗じて得た数に一を加える。
水産に関する学科	当該学科の数に一を乗じ、当該学科の学級数の合計数が六学級以上の全日制の課程については当該乗じて得た数に一を加える。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科を置く全日制の課程については当該乗じて得た数に一（当該学科の学級数の合計数が二十四学級以上の全日制の課程にあつては、二）を加える。

六 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で当該課程に商業又は家庭に関する学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる商業又は家庭に関する学科の学級数の合計数の区分ごとの課程の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

課 程 の 別	商業又は家庭に関する学科の学級数の合計数の区分	乗 ず る 数
全日制の課程	二学級から五学級まで	一
	六学級から八学級まで	二
	九学級から十七学級まで	三
	十八学級から二十九学級まで	四
	三十学級以上	五
定時制の課程	四学級及び五学級	一
	六学級から十一学級まで	二
	十二学級から二十七学級まで	三
	二十八学級以上	四

七 寄宿する生徒の数が五十一人以上の寄宿舎を置く学校の数に一を乗じて得た数
 第九条第二項を次のように改める。

2 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校について前項第二号の規定により教諭等の数を算定する場合においては、二学級以下の全日制の課程又は三学級以下の定時制の課程に係る教諭等の数は、同号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる課程の規模の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

課 程 の 別	課 程 の 規 模 の 区 分	教 諭 等 の 数
全日制の課程	一学級の課程	五
	二学級の課程	七
定時制の課程	一学級の課程	五
	二学級の課程	七
	三学級の課程	八

第九条第三項及び第四項を削る。

第十条中「置かれる」の下に「四学級以上の」を、「合計数に」の下に「一を乗じて得た数と本校に置かれる三学級の全日制の課程の数に」を、「以下同じ。」の下に「との合計数」を加える。

第十一条第一号を次のように改める。

一 六学級から二十四学級までの全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数と二十五学級以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数との合計数

第十一条第二号の表中「に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、当該を」の学級数の合計数が十八学級以上の課程については当該に、「に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、二を」の学級数の合計数が十八学級以上の課程にあつては、二に、「に属する生徒の数が合計して全日制の課程にあつては六百七十五人以上、定時制の課程にあつては六百人以上となる場合は、それぞれを」の学級数の合計数が十五学級以上の課程についてに改める。

第十二条第一号を次のように改める。

一 全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数と六学級以上の全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該課程の学級数から五を減じて得た数に九分の一を乗じて得た数の合計数とを合計した数

第十二条第二号中「生徒の数が八百十人以上」

を「十八学級以上」に、「又は」を「及び」に改め、

「課程の数」の下に「の合計数」を加え、同条第三号中「学科に属する生徒の数が合計して二百人をこえることとなる」を「学科の学級数の合計数が六学級以上の」に改め、同条第四号中「以下同

じ。」を削る。

第十四条中「及び第十七条第一号」を削り、

「五人」を「三人」に、「十人」を「九人」に改める。

第十七条第四号中「第十一条第五号」を「第十条第一項第四号」に改め、同号の表中「一」を「二」に、「二」を「三」に、「三」を「四」に改め、同

号を同条第五号とし、同条第三号中「生徒の数が三十一人以上の高等部ごとに当該部の生徒の数から三十を減じて得た数を六十で除して得た数」を「四学級以上の高等部ごとに当該部の学級数から三を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「について、当該部の生徒(重複障害生徒を除く。)の数に一を乗じて得た数と当該部の重複障害生徒の数に二を乗じて得た数の合計数を五で除して得た数の合計数」を「の学級数の合計数に二を乗じて得た数」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 六学級以上の高等部のみを置く特殊教育

諸学校の数に一を乗じて得た数

第二十条中「八」を「十」に、「四分の一」を「三分の一」に改める。

第二十二條の二第二号中「高等学校に」を「高等学校又は特殊教育諸学校の高等部にそれぞれ」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし、第八項を第五項とし、第九項を削り、第十項を第六項とし、第十一項から第十八項までを四項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校の学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の小学校又は中学校の同学年の児童又は生徒で編制する学級に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新標準法」という。)第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項に定める標準となる数に漸次近づ

けることを旨として、毎年度、政令で定める。

3 公立の義務教育諸学校の学級編制（小学校又は中学校の同学年の児童又は生徒で編制するものを除く。）については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、新標準法第三条の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。
（義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置）

4 新標準法第六条から第九条までの規定による小中学校教職員定数又は新標準法第十条から第十四条までの規定による特殊教育諸学校教職員定数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。
（特殊教育諸学校高等部の学級編制に関する経過措置）

5 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（次項において「新高校標準法」という。）第十四条の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。
（高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置）

6 新高校標準法第七条から第十二条までの規定による高等学校教職員定数又は新高校標準法第十五条から第二十一条までの規定による特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

ることを旨として、毎年度、政令で定める。

理 由

公立の小学校、中学校及び高等学校並びに特殊教育諸学校の学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、これらの学校の学級編制及び教職員定数の標準を改め、もつて学校教育の水準の向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、教育に関する諸条件の整備の一環として、公立の小・中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準について昭和五十五年度から十二カ年計画で改善を行い、特に小・中学校の四十人学級の実現を図る等の措置を講ずることにより、学校教育の水準の向上に資しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員

定数の標準を次のように改善すること。

(一) 小・中学校の学級編制の標準の改正

(1) 一学級の児童・生徒数の標準を現行四十五人から四十人に改めること。

(2) 二個学年複式学級の一学級の児童・生徒数の標準を小学校は現行二十人から十八人（第一学年の児童を含む場合現行十二人から十人）に、中学校は現行十二人から十人に改めること。

(3) 特殊学級の一学級の児童・生徒数の標準を現行十二人から十人に改めること。

(二) 小・中学校の教職員定数の標準の改正

(1) 教頭、教諭等の数について、教頭定数、小学校の専科教員数及び中学校の免許外教科担当教員解消のための教員数を改善するとともに、寄宿舎を置く学校について加算する教員数を改善すること。

(2) 養護教諭等、学校栄養職員及び事務職員の数について、その配置基準を改善すること。

(三) 特殊教育諸学校小・中学部の学級編制の標準を現行八人から七人（重複障害児童・生徒の場合現行五人から三人）に改めること。

と。

(四) 特殊教育諸学校小・中学部の教職員定数の標準の改正

(1) 教頭、教諭等の数について、小・中学校の場合と同様の改善を行うとともに、養護訓練担当教員数及び寄宿舎を置く学校について加算する教員数を改善すること。

(2) 寮母及び学校栄養職員の数について、その配置基準を改善すること。

2 公立高等学校の教職員定数の標準を次のように改善すること。

(一) 教職員定数の算定方法の基礎を現行の生徒数から学級数に改めること。

(二) 教頭、教諭等の数について、教頭定数及び職業教育担当教員数を改善し、習熟度別学級編成に伴う教員数を加算するとともに、寄宿舎を置く学校について新たに教員数を加算すること。

(三) 通信制の課程の教諭等の数について、その配置基準を改善すること。

(四) 養護教諭等の数について、その配置基準を改善すること。

3 公立特殊教育諸学校高等部の学級編制及び教職員定数の標準を次のように改善すること。

(一) 学級編制の標準を現行十人から九人(重複障害生徒の場合現行五人から三人)に改めること。

(二) 教職員定数の標準の改正

(1) 教頭、教諭等の数について、教頭定数を改善するとともに、寄宿舎を置く学校について加算する教員数を改善すること。

(2) 寮母の数について、その配置基準を改善すること。

(3) 高等部に置かれる学科について、新たに政令で定めるところにより教職員数の加算が行えるようにすること。

4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の昭和四十九年改正法附則の特例措置に関する規定の整備を行うこと。

5 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行すること。

6 昭和六十五年までの学級編制及び教職員

定数の標準については、児童・生徒数の推移、学校施設の整備状況若しくは教職員数の推移等を考慮し、漸次本改正の標準に近づけるため、毎年度、政令で定める等の経過措置を講ずること。

二 議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、本案の施行期日はすでに経過しているため、この法律は、公布の日から施行するとともに、これに伴い、昭和五十五年度における義務教育費国庫負担法等の規定の適用につき所要の措置を定める修正を行う必要を認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、中西績介君外三名から、学級編制及び教職員定数の標準の改善計画は九カ年とすること等を内容とする日本社会党の提案に係る修正案が、また、山原健二郎君外二名から、学級編制の標準について高等学校についても四十人学級の実現を図ること、教職員定数の標準を更に改善すること、改善計画は五カ年とすること等を内容とする日本共産党・革新共同の提案に係る修正案が提出されたが、いずれ

も否決された。

山原健二郎君外二名提出の修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、谷垣文部大臣より、「政府としては賛成しがたい」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

昭和五十五年度一般会計予算に、教職員給与費等の国庫負担に必要な経費として、約六十八億四千九百万円が計上されている。

昭和五十五年四月十六日

文教委員会 谷川 和穂

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日昭和五十五年四月一日から施行する。

(特殊教育諸学校高等部の学級編制に関する経過措置)

5 公立の特殊教育諸学校高等部の学級編制については、昭和六十六年三月三十一日までの間

は、第二条の規定による改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(次項において「新高校標準法」という。第十四条の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況等を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)

6 新高校標準法第七条から第十二条までの規定による高等学校教職員定数又は新高校標準法第十五条から第二十一条までの規定による特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(昭和五十五年における義務教育費国庫負担法等の規定の適用)

7 昭和五十五年度においては、新標準法及び新高校標準法(この法律の附則を含む。)の規定が昭和五十五年四月一日から適用されたものとみなして、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)その他の法令の規定を適用するものとする。

昭和五十五年四月十七日 衆議院會議録第十八号(二)

一一四六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価
一
部
四
四
〇
円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 二六二六(二六代)
〒107